

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年5月11日
施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		事業 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	健康管理施設指定管理事業（健康管理事業団運営費補助金）	継続	836,682	844,673	○	健康増進課
2	健康救急フェスティバル	継続	1,390	1,398	○	健康増進課
3	定期予防接種事業	拡充	936,096	1,059,393	○	健康増進課
4	任意予防接種費用補助	継続	42,954	46,918	○	健康増進課
5	風しんの追加的対策（風しんの抗体検査・第5期予防接種）	縮小	172	0	○	健康増進課
6	新型インフルエンザ住民接種体制の整備	継続	1,150	0	○	健康増進課
7	自殺予防啓発事業（健康生活支援）	継続	50	68	○	健康増進課
8	食育推進事業（健康生活支援）	継続	309	553	○	健康増進課
9	健康づくり講座（健康生活支援）	継続	577	565	○	健康増進課
10	健康づくり啓発事業（健康生活支援）	継続	6	274	○	健康増進課
11	防煙・禁煙啓発事業、（健康生活支援）	継続	171	32	○	健康増進課
12	健康づくり企業等連携事業（健康生活支援）	継続	0	0	○	健康増進課
13	かすがい健康マイレージ事業	継続	132	58	○	健康増進課
14	がん検診等（健康診査等）	継続	541,253	525,024	○	健康増進課
15	がん患者ウィッグ等購入費助成事業（健康生活支援）	拡充	2,790	4,300	○	健康増進課
16	歯科健康診査（口腔衛生）	継続	34,168	41,239	○	健康増進課
17	う蝕対策事業（口腔衛生）	拡充	6,491	6,600	○	健康増進課
18	歯科啓発事業（口腔衛生）	継続	681	743	○	健康増進課
19	若年がん患者在宅療養支援事業（健康生活支援）	継続	76	1,080	○	健康増進課
20	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	拡充	47,856	66,726	○	健康増進課

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		事業 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
21	産官学が連携した健康づくり事業（「社会保障費の抑制をめざす」共同研究プロジェクト）	拡充	0	0	○	健康増進課
22	産官学が連携した健康づくり事業（肥満症疾患を対象とした受診勧奨モデル事業）	継続	0	0	○	健康増進課
23	メンタルヘルス対策事業	継続	820	847	○	地域共生推進課
事業費合計			2,453,824	2,600,491		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	日頃から健康づくりのためにしていることがある人の割合（％）	73.7 （2021 年度）	80.0 （2026 年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証		
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった
理由 （主な成果や課題を踏まえた効果検証等）	令和7年度は、「心と体のかがい健康計画 2035」に基づき、市民の健康づくりの推進に向け、啓発、感染症予防、保健（各種検診、口腔衛生、健康生活支援等）、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下、「一体的実施」という。）等を多角的かつ総合的に事業を実施した。 感染症予防では、令和7年4月から定期化された带状疱疹ワクチンを始めとする法定の定期接種や任意接種への補助事業を実施した。 保健事業では、がんを早期発見・早期治療するためのがん検診や、年長児・小中学生を対象としたフッ化物洗口等の口腔衛生事業を実施した。 健康生活支援等では健康づくり事業として、歩こうマップを活用したウォーキングイベント、企業による健康支援プログラムを活用した健康教室、オンライン健康講座や防煙・禁煙啓発事業などを実施した。 一体的実施では、対象地区を9地区から12地区に拡大し、健診や医療等のデータを活用しながら、リスクの高い方への個別支援や地域の高齢者サロンなどにおいて、医療専門職による健康教育や相談を行い、高齢者の特性に応じた健康づくりを実施した。 産官学が連携した健康づくり事業としては、名古屋大学大学院医学系研究科やノボノルディスク ファーマ㈱、味の素㈱と協定等を締結し、慢性腎疾患や肥満症をテーマに対象者を適切な医療へつなぐ仕組みづくりやデジタル技術を活用した健康づくり等に取り組んだ。 一連の事業により、子どもから高齢者までのライフコースアプローチを踏まえた健康づくりや生活習慣病の予防などに取り組むことができている。	

今後の 方向性 (課題解 決の方策 等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	・「心と体のかすがい健康計画2035」に基づき、引き続き、各種施策、事業を実施していく。 ・人生100年時代に向けて、健康寿命を延伸するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防とフレイル対策等の介護予防を一体的に実施する。 ・産官学の連携によりデジタル技術や医療・介護データ等を活用することで疾病の予防や社会保障費の抑制の有効性を検証していく。 ・国が進める医療DXの推進に向け、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システムについて調査研究を進める。 ・自立支援医療については、国の動向を注視しながら、引き続き費用助成を行い、障がいのある人の自立した日常生活の確保を支援していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-1	
事業名	健康管理施設指定管理事業（健康管理事業団運営費補助金）			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	健康増進法、春日井市健康管理施設条例、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、公益財団法人春日井市健康管理事業団運営費補助金交付要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。 2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 総合的な健康管理のための場と機会を市民に提供することにより、市民の健康増進を図る。 【事業概要】 ・健康管理にかかる事業を行う拠点施設（総合保健医療センター、保健センター）の管理運営については、専門知識を必要とするため指定管理者制度を活用し、指定管理者である春日井市健康管理事業団が市委託事業等を実施するために必要な経費に対し、補助金を交付する。 ・総合保健医療センターの事業は、休日・平日夜間急病診療業務、健診・検診事業、健康づくり事業、健康マイスター養成事業等を実施。 ・保健センターは、貸館事業、健康づくり事業等を実施。					
	事業期間	令和8年度～令和12年度（現行の指定管理期間）				
過去の経緯、 主な実績等	昭和53年4月 健康管理センターを開設、(財)春日井市健康管理センターを設立 平成2年11月 保健センターを開設、(財)春日井市健康管理センターから(財)春日井市健康管理事業団に名称変更（平成23年11月に公益財団法人化） 平成26年6月 総合保健医療センターを開設（健康管理センターを廃止） （指定管理業務の期間） 平成18年4月～平成23年3月 平成23年4月～平成28年3月 平成28年4月～令和3年3月 令和3年4月～令和8年3月 令和8年4月～令和13年3月					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			844,673千円	836,682千円	799,790千円	701,343千円
	特定財源	国・県支出金	66千円	64千円	148千円	181千円
		その他	180,620千円	175,848千円	174,421千円	173,397千円
	一般財源		663,987千円	660,770千円	625,221千円	527,765千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・総合保健医療センター：休日・平日夜間急病診療業務、健診・検診事業、健康マイスター養成事業 ・保健センター：貸館事業 ・共通：健康づくり事業					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	健康マイスターボランティア登録数		160人以上 (令和11年度)	95人	96人	86人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・指定管理者として、健康管理施設の管理運営を行ってきた健康管理事業団の専門知識やノウハウを生かした健康管理事業（休日・平日夜間急病診療所業務、人間ドック、脳ドック、がん検診等）を実施できている。 ・健康マイスター認定修了者の多数の市民が健康ボランティア活動を始めており、市民が主体となった健康づくりが展開されている。 (課題) ・健康管理事業の持続可能な体制整備 ・健康マイスターの養成及びボランティア活動の支援			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・指定管理者である春日井市健康管理事業団と協力連携し、適切な受益者負担の在り方をはじめ、人間ドックなどの健診料金の見直しなど、必要な健診事業の調査研究を行う。 ・休日・平日夜間急病診療所の運営について、他自治体の実施状況の調査を行うとともに、引き続き、市医師会等と連携しながら、より効果的な運営体制の検討を行う。 ・引き続き健康マイスターの養成に取り組むとともに、市や指定管理者の健康づくり事業を活動の場として提供することで、市と健康マイスターが一体となり市民の健康づくりを推進していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・休日・平日夜間急病診療所の運営体制の調査研究 ・人間ドック、がん検診等受診料金の調査研究				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-2																														
事業名	健康救急フェスティバル			最終更新日	令和8年5月11日																														
実施根拠	健康増進法			担当課	健康増進課																														
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																															
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ																														
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																																	
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																																	
目的・ 事業概要	【目的】 9月第1日曜日の「健康の日」、9月9日の「救急の日」に合わせ、市民の「健康づくり」の知識を広げるとともに、「救急活動」への理解を深めるため。 【事業概要】 健康づくり啓発ブース、ステージショー、講演会等、健康づくりや救急活動について、市民が気軽に体験し学ぶことができる「健康救急フェスティバル」を開催する。																																		
	事業期間	平成2年度 ～																																	
過去の経緯、 主な実績等	・平成24年度までは、市が、三師会、保健所、食生活改善協議会などから成る「健康づくり推進協議会」に事業委託（当年度末の協議会廃止により、市が直営） 【来場者数の推移】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>来場者数・再生数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td><td>7,900人</td><td></td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>8,100人</td><td></td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>8,100人</td><td></td></tr> <tr> <td>令和2年度 ※わたり開催</td><td>11,539回</td><td>回数は、9/1～9/30の総開催回数</td></tr> <tr> <td>令和3年度 ※わたり開催</td><td>2,060回</td><td>回数は、9/6～9/30の総開催回数</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>5,100人</td><td></td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>5,500人</td><td></td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>—</td><td>台風の影響で中止</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>6,610人</td><td></td></tr> </tbody> </table>					年度	来場者数・再生数	備考	平成29年度	7,900人		平成30年度	8,100人		令和元年度	8,100人		令和2年度 ※わたり開催	11,539回	回数は、9/1～9/30の総開催回数	令和3年度 ※わたり開催	2,060回	回数は、9/6～9/30の総開催回数	令和4年度	5,100人		令和5年度	5,500人		令和6年度	—	台風の影響で中止	令和7年度	6,610人	
	年度	来場者数・再生数	備考																																
	平成29年度	7,900人																																	
	平成30年度	8,100人																																	
	令和元年度	8,100人																																	
	令和2年度 ※わたり開催	11,539回	回数は、9/1～9/30の総開催回数																																
	令和3年度 ※わたり開催	2,060回	回数は、9/6～9/30の総開催回数																																
	令和4年度	5,100人																																	
	令和5年度	5,500人																																	
	令和6年度	—	台風の影響で中止																																
令和7年度	6,610人																																		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)																													
			1,398千円	1,390千円	1,302千円	2,313千円																													
	特定財源	国・県支出金	45千円	39千円	0千円	153千円																													
		その他	1,353千円	1,351千円	0千円	0千円																													
	一般財源		0千円	0千円	1,302千円	2,160千円																													

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 2025健康救急フェスティバル(9月7日・市役所及び文化フォーラム春日井) 講演会、ステージイベント、ブース出展 【事業概要】 ・開催時間：午前10時～午後2時30分 ・会場：春日井市役所、文化フォーラム春日井 ・内容 ・オープニングセレモニー(歯の健康家族コンクール入賞者・救急医療功労者及び救急業務協力者表彰) ・「健康づくり」をテーマとした講演会 ・「健康づくり」及び「救急活動」を啓発する各種団体、企業によるブース出展 ・「健康づくり」及び「救急活動」をテーマとしたステージの実施					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	来場者数		6,000人 (令和8年度)	6,610人	台風接近のため中止	5,500人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・誰でも気軽に参加することができるイベントであり、幅広い層の市民の健康意識を高めるきっかけづくりとなっている。 ・市、市民、関連団体が一体となり、イベントを運営することができている。 (課題) ・参加団体の増加により、展示ブースでの内容が重なることがあり、企画内容の調整を要する場合がある。 ・無関心層の参加を見込むことが難しい。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・令和8年度は、令和7年度に引き続き市役所及び文化フォーラム春日井周辺で開催する。 ・令和9年度以降の健康救急フェスティバルの実施方法及び内容の検討					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	チラシ・ポスターのデザイン内製化による経費削減				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-3
事業名	定期予防接種事業				最終更新日	令和8年5月11日
実施根拠	予防接種法				担当課	健康増進課
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関		春日井市健康施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 伝染の恐れがある疾病の発生、まん延及び重症化を予防するため。 【事業概要】 予防接種法第5条に規定する次の定期予防接種を行うもの。（個別接種）。 B型肝炎、ロタ、ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、三種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、RSウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス、高齢者肺炎球菌、带状疱疹の各ワクチン 市内指定医療機関は市医師会・医療機関との委託契約。他、県内広域（主に県内市外の医療機関）、指定外（主に県外医療機関）により接種を実施。					
	事業期間	昭和24年 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【令和元年以降の経緯】 令和元年 9月 同時接種を受ける機会のある6種類（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、MR I 期、水痘）の予診票を接種券に同封する送付方法を開始 令和 2年10月 ロタウイルスワクチン定期接種開始 接種券に同封する予診票の種類をロタの予診票も加えて7種類に 令和 3年 4月 BCGワクチン定期接種個別化開始 令和 4年 4月 令和3年11月の子宮頸がんワクチン定期接種の積極的勧奨再開を受け、接種機会を逃した世代に対するキャッチアップ接種を含む接種券一斉送付を開始 令和 5年 4月 子宮頸がんワクチン定期予防接種において、従来の2価・4価ワクチンに加え9価ワクチン（シルガード9）も対象に。また、四種混合ワクチン定期接種の開始時期を生後3か月から生後2か月に。 令和 6年 4月 四種混合ワクチンの成分にヒブワクチン成分が加わった五種混合ワクチン定期接種開始 10月 新型コロナワクチン接種定期接種開始 令和7年 4月 带状疱疹ワクチン接種定期接種開始					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,059,393千円	936,096千円	1,170,851千円	889,266千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	67,280千円	千円
		その他	116,774千円	91,035千円	40,650千円	44,957千円
	一般財源		942,619千円	845,061千円	1,062,921千円	844,309千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) (実施内容) ・予防接種法に基づく定期接種を実施。 ・令和7年4月より带状疱疹ワクチンを定期接種化。 (実績) 令和7年度 A類疾病49,516件、B類疾病50,048件 合計99,564件					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・疾病の発生、まん延及び重症化の予防につながっている。 ・広報やホームページなど、様々な媒体を活用し、接種勧奨や啓発を効果的に することができている。 (課題) ・国のシステム標準化に準拠した健康管理システムへの円滑な移行。 ・令和10年度からの予防接種事務デジタル化に向けた対応			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・国のシステム標準化に準拠した健康管理システムへの円滑な移行に努める。 ・国、県等からの情報収集により、予防接種法に基づく適切な事務執行に努める。 ・予防接種事務のデジタル化に向け調査研究を進める。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	拡充	・妊婦に対する小児RSワクチン、75歳以上を対象にした高用量インフルエンザワクチ ンの定期接種化 ・国のシステム標準化に準拠した健康管理システムへの移行 ・国、県等からの情報収集 ・予防接種事務デジタル化に向けた調査研究				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-4		
事業名	任意予防接種費用補助				最終更新日	令和8年5月11日		
実施根拠	春日井市任意予防接種費用補助金交付要綱				担当課	健康増進課		
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ		
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保						
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。						
目的・ 事業概要	【目 的】 伝染の恐れがある疾病の発生、まん延及び重症化を予防するため。							
	【事業概要】 予防接種法に基づく定期接種以外に次の任意接種について接種費用の一部補助を実施する。							
	種別		対象者			上限金額（円）		
	おたふくかぜワクチン		1歳以上の未就学児でおたふくかぜ既往歴がなく当市補助も受けたことのない者			3,000		
	高齢者肺炎球菌ワクチン		65歳以上の者等で肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのない者			3,000		
	風しん（MR）ワクチン		妊娠を予定する夫婦等で既往歴等がなく抗体検査で抗体価が不十分であった者			風しん3,000 麻しん風しん混合5,000		
	抗体消失児		原則20歳未満で骨髄移植等により定期接種で得た免疫を失った者			各定期接種の 公費負担額		
带状疱疹ワクチン		50歳以上で带状疱疹接種を受けたことがないか接種未完了の者			シングリックス10,000 ビケン3,000			
事業期間		平成22年9月～（高齢者肺炎球菌）						
過去の経緯、 主な実績等	【実績件数】							
	種別		7年度		6年度		5年度	
	おたふくかぜワクチン		1,631 件		1,835 件		2,088 件	
	高齢者肺炎球菌ワクチン		117 件		125 件		137 件	
	風しん（MR）ワクチン		152 件		132 件		215 件	
	抗体消失児		5 件（1人分）		22 件（4人分）		6 件（2人分）	
带状疱疹ワクチン		3,934 件		4,274 件		8,495 件		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)		
			46,918千円	42,954千円	46,692千円	84,125千円		
	特定財源	国・県支出金	265千円	78千円	42千円	95千円		
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円		
	一般財源		46,653千円	42,876千円	46,650千円	84,030千円		

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	種別		件数	金額		
	おたふくかぜワクチン		1,631件	4,897千円		
	高齢者肺炎球菌ワクチン		117件	356千円		
	風しん(MR) ワクチン		152件	596千円		
	抗体消失児		5件(1人分)	41千円		
帯状疱疹ワクチン		3,934件	37,064千円			
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ 疾病の発生、まん延及び重症化の予防につながっている。 ・ 広報やホームページなど、様々な媒体を活用し、接種勧奨や啓発を効果的にすることができている。 (課題) ・ おたふくかぜは、現在、国で定期化が検討されているワクチンであるため、国の動向を注視する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・ 引き続き、市民や医療機関等への適切な案内周知を実施し、任意接種にかかる事務を適切に実施する。 ・ 国、県等から情報収集し、適切な事務執行に努める。 ・ 市医師会と連携しながら、補助対象とするワクチンについて調査研究を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	縮小	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-5											
事業名	風しんの追加的対策（第5期予防接種）			最終更新日	令和8年5月11日											
実施根拠	予防接種法 特定感染症検査等事業実施要綱			担当課	健康増進課											
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会												
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ											
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保														
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。														
目的・ 事業概要	【目的】 風しんのまん延防止のため。 【事業概要】 予防接種法施行令に基づき、第5期予防接種として風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し風しんの予防接種を行う（ワクチンの効率的な活用のため、抗体検査を前置）。 当初の実施期限は、令和4年3月31日までであったが、当該世代男性の抗体保有率が国の定める目標に届かなかったため、令和7年3月31日まで延長された。 抗体検査は令和6年度をもって終了したが、予防接種については、ワクチンの供給不足の問題を考慮して、令和6年度末までに抗体検査を受け抗体価が不十分であった未接種者のみ、令和8年度末まで接種の期間が延長される。															
	事業期間	平成31年2月1日～令和7年3月31日（一部該当者について令和9年3月31日）														
過去の経緯、 主な実績等	- 平成30年7月下旬から、関東地方を中心に風しん患者が大幅に増加。 - 平成30年12月13日 国の予防接種基本方針部会と感染症部会の合同会議 《内容》 - 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に、抗体検査と予防接種を実施 - 事前の抗体検査により、抗体価が基準に満たない者を対象に予防接種を実施 2019～2022年の3年間で実施 - 平成31年2月1日 予防接種法施行令の一部改正 - 平成31年3月15日 市内実施医療機関に対する説明会の開催 - 平成31年4月1日 早期接種希望者にクーポン券の送付 - 令和元年5月30日 令和元年クーポン券発送 17,908件 （対象者 昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生） - 令和2年4月1日 令和2年クーポン券発送① 21,791件 （対象者 昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生） - 令和2年6月30日 令和2年クーポン券発送② 14,283件 （対象者 昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生の抗体検査未受検者等）※ - 令和4年5月31日 令和6年度末までの実施延長を受けクーポン券再発送 29,303件 （対象者 ※に同じ）															
	<table><tr><td></td><td>7年度</td><td>6年度</td><td>5年度</td></tr><tr><td>抗体検査</td><td></td><td>826件</td><td>615件</td></tr><tr><td>第5期定期接種</td><td>17件</td><td>184件</td><td>87件</td></tr></table>						7年度	6年度	5年度	抗体検査		826件	615件	第5期定期接種	17件	184件
	7年度	6年度	5年度													
抗体検査		826件	615件													
第5期定期接種	17件	184件	87件													
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)										
			0千円	172千円	5,348千円	3,922千円										
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	3,328千円	2,441千円										
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円										
	一般財源		0千円	172千円	2,020千円	1,481千円										

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・ホームページでの周知 ・4月に該当者へ勧奨はがきを発送 【実績件数】 第5期定期接種：17件				
成果指標	指標名	目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・国全体が集団免疫閾値（いきち）の獲得という一定の目的は達成されたと推察され、風しんのまん延防止につながった。 ・市ホームページにおいて接種勧奨や啓発を行った。		
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし		
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	縮小	・抗体検査は令和6年度をもって終了したが、予防接種については、ワクチンの供給不足の問題を考慮して、令和6年度末までに抗体検査を受け抗体価が不十分であった未接種者のみ、令和8年度末まで接種の期間が延長される。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-6	
事業名	新型インフルエンザ住民接種体制の整備			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法			担当課	健康増進課	
関連計画	春日井市新型インフルエンザ等行動計画		関連する 附属機関	春日井市新型インフルエンザ等対策 連絡調整会議		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 新型インフルエンザの感染拡大防止や、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を軽減するため。 【事業概要】 全市民に対し、いつ、どこで、どのような形で新型インフルエンザワクチン集団接種を実施するか、接種の流れや人員配置など必要な体制の検討・整備を進める。また、集団接種に必要な物品を総合保健医療センター3階倉庫に備蓄（ローリングストック）する。（令和4年4月に保健センターに移設）					
	事業期間	平成26年 ～				
過去の経緯、 主な実績等	平成28年 3月	備蓄品をすべて購入し、総合保健医療センター302倉庫にて保管。 【備蓄品】注射針、シリンジ（注射器）、止血シール、アルコール綿、 ディスポ舌圧子、体温計、ペンライト				
	令和元年10月	県内統一の住民接種体制検討課題シートを更新し、地域集団接種の対象者数の精査等を行った。				
	令和3年10月	有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入 ・ディスポ舌圧子：15,000本 ・注射針：10,000本				
	令和4年9月	有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに注射針は新たに備蓄分を購入 ・ディスポ舌圧子：30,000本 ・注射針：10,000本				
	令和5年10月	有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入 ・単包アルコール綿：45,600包 ・シリンジ2.5ml：58,200本 ・止血用シール：90,000枚 ・注射針：10,000本				
	令和6年2月	有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入 ・ディスポ舌圧子：30,000本 ・シリンジ2.5ml：24,000本 ・注射針：10,000本				
	令和7年5月	有効活用のため、市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入 ・単包アルコール含浸綿：45,000 枚				
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	1,150千円	511千円	1,762千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	1,150千円	511千円	1,762千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 市民病院へ次のとおり譲渡するとともに新たに備蓄分を購入した。 ・単包アルコール含浸綿：45,000枚				
成果指標	指標名	目標値 (8年度)	7年度	6年度	5年度
	注射針	100,000本	100,000本	100,000本	100,000本
	シリンジ2.5ml	82,000本	82,000本	82,000本	82,000本
	シリンジ1.0ml	8,000本	8,000本	8,000本	8,000本
	止血用セー	90,000枚	90,000枚	90,000枚	90,000枚
	単包アルコール綿	45,000包	45,000包	45,000包	45,000包
	ディスポ舌圧子	90,000本	90,000本	90,000本	90,000本
	サージカルマスク	16,000枚	16,000枚	16,000枚	16,000枚
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	必要となる備蓄品を確保するとともに適切に管理することができている。 (課題) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施状況も参考にした接種体制の整備や、必要となる備蓄品の種類や数量の確保。		
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・接種体制の検討 ・備蓄品の計画的な管理				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-7	
事業名	自殺予防啓発事業（健康生活支援）			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	自殺対策基本法			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 自殺予防や心の健康に関する周知啓発による社会全体の自殺の危険性の低下を図る。					
	【事業概要】 市民に対し、こころの健康状態への気づきを促すとともに、こころの不調を感じた際の相談窓口を周知する。また、働く世代に対してメンタルヘルスに関する知識を普及する。 ・自殺予防週間（9月）で本庁舎内に横断幕を設置し、自殺対策強化月間（3月）では図書館に啓発ポスターの掲示及びパンフレット等の設置を依頼。その他、SNSやJR春日井駅・庁舎西エレベータのデジタルサイネージを利用した啓発などを行う。 ・強化月間に合わせて、働く世代のためのストレス対策にかかる講座を開催する。					
	事業期間	平成24年度～（職場のメンタルヘルスセミナー 平成28年度～）				
過去の経緯、 主な実績等	(1) パネル展示（3月自殺対策強化月間） 平成30年度～令和5年度 東部市民センター、図書館にて実施 令和6年度 本庁市民ホール、図書館にて実施 令和7年度 本庁市民ホール、図書館にて実施					
	(2) 街頭啓発の実施 令和元年度 JR勝川駅（9月のみ、3月は中止） 令和2年度・令和3年度 新型コロナの影響により中止 令和4年度 JR春日井駅・JR勝川駅（3月のみ実施） 令和5年度 JR春日井駅・JR勝川駅（3月のみ実施） 令和6、7年度 実施なし					
	(3) 職場のメンタルヘルスセミナー （令和元年度）日時：令和2年2月14日(金) 会場：レディヤンかすがい （令和2年度）新型コロナの影響により中止 （令和3年度）配信期間：令和4年2月28日(月)～3月25日（金）※オンライン開催 （令和4年度）配信期間：令和5年2月10日(金)～3月12日（日）※オンライン開催 （令和5年度）配信期間：令和6年2月10日(土)～3月10日（日）※オンライン開催 （令和6年度）配信期間：令和7年2月15日(土)～3月16日（日）※オンライン開催 （令和7年度）配信期間：令和8年2月14日(土)～3月22日（日）※オンライン開催					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			68千円	50千円	55千円	30千円
	特定財源	国・県支出金	27千円	24千円	27千円	15千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		41千円	26千円	28千円	15千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・自殺予防週間に市役所本庁内での横断幕設置。 ・自殺対策強化月間にパネル展示（3月：本庁市民ホール、図書館）、職場のメンタルヘルスセミナーの動画配信（再生数（合計）385）。 ・自殺予防週間及び自殺対策強化月間に啓発資材・ポスターの公共施設への設置、駅デジタルサイネージ、広報春日井、市公式LINE、企業活動支援課・商工会議所の事業所向けメールマガジン等での周知啓発活動を行った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	自殺死亡率		11.27以下 （令和11年度）	地域共生推進 課照合中	14.31	19.75
	職場のメンタルヘルスセミナー再生数		570 （令和8年度）	385	771	161
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・令和6年度の職場のメンタルヘルスセミナーは視聴しやすいよう、6本の短編動画を配信し、その再生数の合計を計上。令和7年度は1本のみの配信であった。ただし、管理職に向けた新入職員のストレスケアという内容で、実施時期も2月頃と新入職員を迎える前であったことから、再生数が伸びたと考えられる。働く世代において、自分の都合のよい時間に動画から気軽に情報を得られる方法のオンライン講座は、現代の生活環境に適していると考え (課題) ・効果的な周知啓発の研究			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・商工会議所、保健所など関係機関と連携しながら啓発事業を継続する。 ・SNS等、駅デジタルサイネージなどを活用し、効果的な周知啓発を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	令和7年度の「管理職向けの新入職員のストレスケア」の内容のオンライン講座を、継続実施する。その他職位または職場環境等に応じた講座について、企画・検討を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-8																															
事業名	食育推進事業（健康生活支援）			最終更新日	令和8年5月11日																															
実施根拠	食育基本法			担当課	健康増進課																															
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																																
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ																														
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																																		
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																																		
目的・ 事業概要	【目的】 食を通じた健康づくりの推進。 【事業概要】 (1) こどもの健康教室 サマースクールを活用し、小学生を対象に食や健康をテーマにしたゲームやクイズ等を用いた健康教育を行う。 (2) 食生活改善事業 高齢者の低栄養予防の改善に向けての出張料理教室や生活拠点施設で寄り道栄養プチレッスンとして、幅広い世代を対象とした料理教室などを開催する。 (3) 食育啓発事業 毎年6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」などでの周知啓発や、子育て支援施設等を利用する幼児の保護者に対しての幼児期の食育教室などを行う。 (4) ヘルスマイト養成 地域において食を通じた健康づくり活動を自主的に行うボランティアであるヘルスマイトの養成講座を開催する。また、ヘルスマイトのスキルアップを目的とした育成教室などを開催する。 (5) デジタル食事改善プログラム（令和6年度～令和10年度） あいちデジタルヘルスプロジェクトの参加団体である味の素㈱に協力し、高齢者のフレイルへの進行予防を目的とした、デジタル技術を活用した食事改善プログラムの有効性を検証する。																																			
	事業期間	平成5年度 ～ （ヘルスマイト養成）																																		
過去の経緯、 主な実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和7年度</th><th>令和6年度</th><th>令和5年度</th><th>令和4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こどもの健康教室</td><td>17回 496人</td><td>16回 489人</td><td>7回 250人</td><td>4回 122人</td></tr> <tr> <td>食生活改善事業 （出張料理教室）</td><td>5回 63人</td><td>3回 49人</td><td>4回 58人</td><td>3回 35人</td></tr> <tr> <td>食生活改善事業 （寄り道栄養プチレッスン）</td><td>6回 141人</td><td>5回 94人</td><td>3回 76人</td><td>2回 49人</td></tr> <tr> <td>ヘルスマイト養成</td><td>17人</td><td>13人</td><td>14人</td><td>12人</td></tr> <tr> <td>デジタル食事改善プログラム</td><td>—</td><td>66人</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	こどもの健康教室	17回 496人	16回 489人	7回 250人	4回 122人	食生活改善事業 （出張料理教室）	5回 63人	3回 49人	4回 58人	3回 35人	食生活改善事業 （寄り道栄養プチレッスン）	6回 141人	5回 94人	3回 76人	2回 49人	ヘルスマイト養成	17人	13人	14人	12人	デジタル食事改善プログラム	—	66人		
		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度																															
	こどもの健康教室	17回 496人	16回 489人	7回 250人	4回 122人																															
	食生活改善事業 （出張料理教室）	5回 63人	3回 49人	4回 58人	3回 35人																															
	食生活改善事業 （寄り道栄養プチレッスン）	6回 141人	5回 94人	3回 76人	2回 49人																															
	ヘルスマイト養成	17人	13人	14人	12人																															
	デジタル食事改善プログラム	—	66人																																	
※ヘルスマイトは令和8年4月1日時点で83名																																				
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)																														
			553千円	309千円	368千円	218千円																														
	特定財源	国・県支出金	12千円	8千円	69千円	31千円																														
		その他	108千円	73千円	22千円	21千円																														
		一般財源	433千円	228千円	277千円	166千円																														

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・こどもの健康教室はサマースクール内で実施 ・食生活改善事業は出張料理教室や寄り道栄養プチレッスンを実施 ・食育月間での市公式 LINE の配信、食育の日の庁内放送を実施 ・ヘルスメイト養成講座を全8回定員 20 名で実施、また、ヘルスメイト育成教室を1 回実施。 ・味の素㈱と協力し、デジタル食事改善プログラムの実証実験を実施。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7 年度	6 年度	5 年度
	ヘルスメイト 登録者数（人）		120 （令和11年度）	83	75	69
	こどもの健康教室 参加者数（人）		500 （令和8年度）	496	489	250
	寄り道栄養プチレッスン 開催数（回）		6 （令和8年度）	6	5	3
	出張料理教室（高齢者） 参加者数（人）		80 （令和8年度）	63	49	58
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・こどもの健康教室は、学校教育課と連携しサマースクール内で実施しており、以前の公募開催に比べ、より多くの子どもの参加があり、効果的な啓発となっている。 ・各種教室の実施にあたり、ヘルスメイトや、事業者（無印良品イース春日井）と連携することができており、市民・事業者・市が一体となった健康づくりを推進することができている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・こどもの健康教室について、楽しく分かりやすく受講することができるよう内容を適宜見直す。 ・出張料理教室を継続して実施する。 ・市ホームページ等を活用した食育に関する啓発を継続して実施する。 ・ヘルスメイトを養成し、各種教室などの活躍の場を提供することで、市民が主体となった食育の推進を図る。 ・デジタル食事改善プログラムの社会実装に向けて味の素㈱に協力する。 ・食育推進事業は単独の事業として実施するだけではなく、口腔衛生や一体的実施、健診事業などで栄養指導等を必要とする場合において、積極的に関与する。 ・職域（働く世代の方）に対して、日頃の食生活に気を付けていただけるよう意識啓発を実施する。					
8 年度 の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-9																									
事業名	健康づくり講座（健康生活支援）			最終更新日	令和8年5月11日																									
実施根拠	健康増進法			担当課	健康増進課																									
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																										
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつながく幸せ																									
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																												
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																												
目的・ 事業概要	【目的】 「自分の健康は自分でつくる」という市民の意識の醸成を図る。 【事業概要】 健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に向け、次の講座等を実施 (1) 健康づくり出前講座 保健師、栄養士、歯科衛生士等又は関係企業の講師が、地域サロン等の団体の活動場所に出向いて、健康づくりに関する各種講座を開催。 対象は、市内在住か在勤、在学の人5名以上で構成された団体。 (2) 市民健康づくり講座 年に1度、栄養、運動、睡眠などの各テーマを取り上げたオンライン講座を開催。 (3)女性のためのヘルスアップ講座 骨粗鬆症や更年期障がいなど、女性の健康問題に関する知識を得られる講座を開催。 (4)お気軽運動教室 高齢期における自立度の低下を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、「誰もが気軽に取り組める軽運動＋脳力アップ」をテーマとした教室を開催。																													
	事業期間	昭和57年度 ～ （市民健康講座（市民健康づくり講座の当時の名称）																												
過去の経緯、 主な実績等	<table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和6年度</td><td>令和5年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>健康づくり出前講座</td><td>89回 2,514人</td><td>99回 3,305人</td><td>112回 2,289人</td><td>103回 2,074人</td></tr><tr><td>市民健康づくり講座</td><td>3回 245人</td><td>5回 510人</td><td>5回 522人</td><td>5回 269人</td></tr><tr><td>女性のためのヘルスアップ講座</td><td>2回 31人</td><td>2回 41人</td><td>2回 26人</td><td>2回 31人</td></tr><tr><td>お気軽運動教室</td><td>133回 2,468人</td><td>132回 2,374人</td><td>92回 3,310人</td><td>95回 2,817人</td></tr></table>						令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	健康づくり出前講座	89回 2,514人	99回 3,305人	112回 2,289人	103回 2,074人	市民健康づくり講座	3回 245人	5回 510人	5回 522人	5回 269人	女性のためのヘルスアップ講座	2回 31人	2回 41人	2回 26人	2回 31人	お気軽運動教室	133回 2,468人	132回 2,374人	92回 3,310人	95回 2,817人
		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度																									
	健康づくり出前講座	89回 2,514人	99回 3,305人	112回 2,289人	103回 2,074人																									
	市民健康づくり講座	3回 245人	5回 510人	5回 522人	5回 269人																									
	女性のためのヘルスアップ講座	2回 31人	2回 41人	2回 26人	2回 31人																									
	お気軽運動教室	133回 2,468人	132回 2,374人	92回 3,310人	95回 2,817人																									
・健康づくり出前講座は令和2年度から「企業等による健康支援プログラム登録制度」を活用し、企業等が登録したプログラムの講座も開催している。 ・市民健康づくり講座は令和3年度からオンラインで開催。																														
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)																								
			565千円	577千円	592千円	664千円																								
	特定財源	国・県支出金	110千円	110千円	98千円	90千円																								
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円																								
一般財源		455千円	467千円	494千円	574千円																									

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ① 健康づくり出前講座 (89回 2,514人) ② 市民健康づくり講座 (3回 245人) ③ 女性のためのヘルスアップ講座 (2回 31人) ④ お気軽運動教室 (133回 2,468人) ※③、④は健康管理事業団への委託					
成果指標	指標名		目標値 (年度)	7 年 度	6 年 度	5 年 度
	健康づくり出前講座 受講回数 (回)		100 (令和8年度)	89	99	112
	市民健康づくり講座 受講者数 (人)		300 (令和8年度)	245	510	522
	女性のためのヘルスアップ講座 受講者数 (人)		40 (令和8年度)	31	41	26
	お気軽運動教室 参加者 数 (人)		3,000 (令和8年度)	2,468	2,374	3,310
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図ることができている。 ・講座の実施にあたり企業との連携がとれている。 ・オンラインを利用することで忙しい方にも受講する機会を提供することができている。 ・お気軽運動教室は、健康マイスター（ボランティア）の活躍の場となっている。 (課題) ・無（低）関心層の受講促進			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・企業との連携を図りながら健康づくり出前講座を継続実施する。 ・市民健康づくり講座は、オンラインによる開催を継続し、幅広い層に対し受講機会を提供する。 ・女性のためのヘルスアップ講座について、委託先、またアンケートを通じた参加者からの意見を調査しながら、実施主体や実施方法等を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	健康づくり出前講座のうち、中学校での出前講座について、実施校数が伸びていないため、令和9年度に向け学校教育課に相談しながら、学校側に受け入れやすい内容などを提案し、実施に向けた積極的な周知を図る。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-10
事業名	健康づくり啓発事業（健康生活支援）				最終更新日	令和8年5月11日
実施根拠	健康増進法				担当課	健康増進課
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 「自分の健康は自分でつくる」という市民の意識の醸成を図る。 【事業概要】 (1) 歩こうマップ ・誰もが気軽に取り組むことができるウォーキングマップ（歩こうマップ）を作成し、歩こうマップを活用したウォーキングイベントを開催（健康マイスターや、明治安田生命等の企業とも連携） (2)レッツ健康チェック ・イベント、大型商業施設等において、気軽に参加することができる簡易な健康チェック（骨密度測定、体組成測定等）を行うとともに、生活習慣病の予防やがん検診の受診等の啓発。					
	事業期間	平成2年度～				
過去の経緯、 主な実績等	(1)歩こうマップ 平成2年度 「歩こうマップ」作成開始 平成6年度 「歩こうマップ」を全戸配付 平成25年度 ウォーキングコースを見直し、6コースを設定 平成27年度 「歩こうマップ」をリニューアルし、11コースを設定（5コース追加） 平成29年度 コグニラダー設置公園を結ぶ新コースを追加し、12コースを設定 平成30年度 都市緑化植物園と多治見市廿原町を結ぶ新コースを追加し、13コースを設定 令和元年度 歩こうマップウォーキングを開始（5回、168人） 令和5年度 歩こうマップウォーキング（13回 320人：雨天により2回中止） 歩こうマップ新コースコンテスト開催・歩こうマップmini発行 令和6年度 歩こうマップウォーキング（11回 402人：雨天により3回中止） 令和7年度 歩こうマップウォーキング（11回 369人：雨天により1回中止） (2)レッツ健康チェック 令和3年度 知多公民館（75人）カーブスと協働 令和4年度 わいわいカーニバル（4種 計344名）明治安田生命と協働 令和5年度 わいわいカーニバル（2種 計242名）ヤクルト東海と協働 令和6年度 わいわいカーニバル（2種 計643名）ヤクルト東海と協働 令和7年度 わいわいカーニバル（2種 計800名）ヤクルト東海と協働					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			274千円	6千円	314千円	393千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		274千円	6千円	314千円	393千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 《歩こうマップ》 ・歩こうマップを活用したウォーキングイベント「歩こうマップウォーキング」を健康マイスターとの協働により実施(11回 369人)※雨天中止1回 ・企業連携による健康測定を実施 《レッツ健康チェック》 ・わいわいカーニバル内でヤクルト東海と協働して実施(2種 計800名) 《その他》 ・健康増進普及月間・女性の健康週間でのパネル展示を実施					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	歩こうマップウォーキング実施回数		12 (令和8年度)	11	11	13
	歩こうマップウォーキング参加者数		400 (令和8年度)	369	402	320
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・歩こうマップは公共施設に配架するほか、市ホームページにも掲載し、誰でも活用しやすいものとなっている。 ・歩こうマップウォーキングは、「みんなで歩いて楽しい」「外へ出るきっかけになった」など、参加者から好評を得ている。 ・レッツ健康チェックはイベントに合わせて実施することで効果的な啓発となっている。 (課題) ・歩こうマップウォーキングの開催方法			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・歩こうマップウォーキングについて、参加者や協働する健康マイスターの意見も踏まえ、安全面に配慮しつつ、必要に応じて開催方法等の見直しを行う。 ・レッツ健康チェックについては、わいわいカーニバルでの実施が、イベントの対象が子どもであることから、内容を再度検討する。わいわいカーニバルとは別に企業と連携し、健康への意識づけができるような場の確保を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	歩こうマップウォーキングについては、次年度以降の実施主体及び実施方法の検討を進めるにあたり、健康マイスターの活用を含め、まず課内で調整をする。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-11	
事業名	防煙・禁煙啓発事業（健康生活支援）			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	健康増進法			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 喫煙や受動喫煙が体に及ぼす悪影響について周知啓発を行い、市民の健康増進につなげる。 【事業概要】 (1)喫煙及び受動喫煙防止啓発 「世界禁煙デー」（5月31日、世界保健機関：WHO）及び「禁煙週間」（5月31日～6月6日、厚生労働省）の主旨に基づき、20歳未満者の喫煙防止や受動喫煙防止の普及啓発を図る。 ・広報、市ホームページ、市公式LINE ・公共施設、大学等へポスター（世界禁煙デー）掲示を依頼 ・商工会議所及び企業活動支援課による事業者向けメールマガジンで情報発信 ・デジタルサイネージを使用した情報発信 ・庁内放送（禁煙週間中の平日） ・禁煙週間懸垂幕の設置 ・市職員の禁煙週間リボンや禁煙名札の着用 (2)たばこ健康に関する正しい知識の普及 ・図書館での展示（さぼてん！） ・幼児を対象としたニコニコ防煙教室の実施 ・中学生を対象としたたばこに関する出前講座の実施（令和6年度から） ・小学生を対象としたたばこに関するミニ講座の実施（令和6年度から）					
	事業期間	平成20年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	(1)喫煙及び受動喫煙防止啓発 ・平成30年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」公布 ・「世界禁煙デー」「禁煙週間」における広報等を活用した周知啓発の実施 ・街頭キャンペーン（R2～R4中止、R5実施）					
	(2)ニコニコ防煙教育					
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
	40回 1,205人	42回 1,321人	38回 1,183人	40回 1,409人	38回 1,216人	
	(3)禁煙外来治療費助成					
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
		22件	17件	12件	58件	
※当初は令和4年度までの期間限定での助成を予定していたが、内服薬の出荷停止長期化のため、令和6年度で終了。						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			32千円	171千円	145千円	122千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		32千円	171千円	122千円	111千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 (1) 喫煙及び受動喫煙防止啓発 ・世界禁煙デー、禁煙週間に合わせたかすがい禁煙キャンペーン2025を実施。 ・市民、各課等からの受動喫煙に係る相談に対応 (2) 幼児防煙教育(40回 1,205人) (3) 中学校でたばこに関する出前講座を実施。(坂下中、尾東中) (4) サマースクールで栄養士と連携し、小学生を対象にタバコのミニ講話を実施。(17回 496人)						
	成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
		ニコニコ防煙教室 実施回数(回)		45 (令和7年度)	40	42	38
		小・中学生対象の講座実 施回数(回)		22	19	17	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・若い世代にたばこの害について説明することで、自らたばこを吸わない生活 を選択できるよう周知啓発を行うことができている。 (課題) ・最大の原因が喫煙とされているCOPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度の向上				
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・引き続き様々な媒体や機会をとらえ周知啓発を実施する。 ・COPDの認知度の向上の機会を検討し、効果的な周知を図る。						
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)					
	継続	・禁煙キャンペーン時だけでなく、その他の機会でも、禁煙やCOPDに関する周知啓発 する機会の創出を検討する。 ・公立保育園でニコニコ防煙教室を実施する保育士向けに、事業の目的等を共有するた めの機会として、講座を開催する。					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-12	
事業名	健康づくり企業等連携事業（健康生活支援）			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	健康増進法			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 企業や関係機関と連携した健康づくりの推進。 【事業概要】 (1)地域・職域連携推進 ①尾張北部医療圏地域・職域連携推進事業（保健所） 地域保健関係機関（市町等）、職域保健関係機関（事業所、商工会議所、健保組合等）、その他関係機関（三師会等）で構成する尾張北部医療圏地域・職域連携推進協議会（事務局：保健所）により次の取組を行う。 ア 事業所支援ツールの整備による情報提供・支援（健康づくりガイド・出前講座の見直し） イ 職域における啓発活動（商工会議所・商工会健診・広報誌掲載、企業との連携等） ウ 地域に共通する健康課題の抽出、課題解決に向けた具体策の企画及び実施（令和7年度からの課題は「メンタルヘルス」）。 ②中小規模事業所との連携推進（市） 商工会議所等と連携して中小規模事業所の事業主等に対して、事業所における健康づくりの取組推進を働きかけ、出前講座や健康マイレージ等の活用を促す。 (2)健康支援プログラム登録 企業等が保有するノウハウ・人材等を活かして、市民の健康づくりを支援するプログラムを登録し、市民に提供することにより市民の健康の維持増進につなげる。 （健康支援プログラムの種類） ①健康講座への講師派遣 ②健康関連イベントの開催・協力 ③健康ツール・サービスの提供					
	事業期間	平成19年度～ （地域・職域連携推進会議）				
過去の経緯、 主な実績等	(1)地域・職域連携推進 ・協会けんぽとの連携（特定検診受診券送付に合わせてがん検診の受診勧奨、W チャレンジチラシの配布） ・上記チラシから健康づくり出前講座の申し込みのあった事業者への講座実施 ・かすがい健康マイレージ協力店・協賛品の登録 ・企業支援ガイドの裏表紙に健康づくり出前講座、健康支援プログラムに関する記事掲載 ・企業活動支援課と商工会議所のメールマガジンで禁煙週間と禁煙外来治療費助成の記事を配信 (2)健康支援プログラム登録（令和2年度開始） 登録件数（令和3年度末現在） 12企業 36プログラム 登録件数（令和4年度末現在） 15企業 58プログラム 登録件数（令和5年度末現在） 15企業 51プログラム 登録件数（令和6年度末現在） 19企業 65プログラム 登録件数（令和7年度末現在） 21企業 67プログラム					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・協会けんぽとの連携を継続。 ・健康支援プログラム登録企業による、健康づくり出前講座への講師派遣（28回） ・わいわいカーニバル、健康救急フェスティバル、歩こうマップウォーキング、ピンクリボン運動などの各種イベントにおいて、健康支援プログラム登録企業との協働による啓発活動。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	健康支援プログラム登録企業数（件）		22 （令和8年度）	21	19	15
	健康支援プログラムプログラム登録数（件）		70 （令和8年度）	67	65	51
	企業に講師を依頼した健康づくり出前講座（回）		35 （令和8年度）	28	28	33
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・事業所に対する健康づくり出前講座やメルマガの配信など、働く世代に対して健康づくりの啓発ができています。 ・健康支援プログラムに登録する企業等が保有するノウハウ・人材等を活かし、市民の健康づくりを推進することができている。 （課題） ・働く世代の健康づくりを促進するため、事業所における健康づくりの取組を一層推進することが必要			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・商工会議所等と連携して中小規模事業所の事業主等に対して、事業所における健康づくりの推進を働きかけ、出前講座の活用を促す。 ・協会けんぽの健康経営に関する「健康宣言事業」に事業所が取り組む際、市の健康講座等のメニューを活用する「Wチャレンジ事業」により、事業所における健康づくりの取組を促進する。 （令和8年3月末時点、市内健康宣言事業参加事業所数 490件） ・健康支援プログラムにより、企業等のノウハウ・人材等を活用した健康づくりを推進する。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-13
事業名	かすがい健康マイレージ事業				最終更新日	令和8年5月11日
実施根拠	健康増進法				担当課	健康増進課
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 市民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組む習慣化のきっかけづくり。 【事業概要】 市民が健康づくりに繋がる取り組みを実践することにより、マイレージ（ポイント）を獲得でき、一定以上のマイレージ獲得者には協力店で様々な特典（サービス）が受けられる「優待カード」を交付する。＜チャレンジポイント ＋ ボーナスポイント ⇒ 100ポイント以上＞ ◇チャレンジポイント：健康的な生活習慣の定着を目指し、食事・運動・その他の3つの分野で自ら宣言した目標にチャレンジして獲得するポイント ◇ボーナスポイント：人間ドックや特定健診、がん検診の受診や健康づくりに関する講座やイベントに参加して獲得するポイント					
	事業期間	平成27年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	（平成30年） ・かすがい健康マイレージアプリを導入 （令和元年度） ・かすがいっ子夏休みチャレンジ（小学生対象）のシートや実施方法を見直し、「生活リズムカレンダー」として参加しやすくした。（参加者数が約5倍に増加） （令和2年度） ・お楽しみ特典に温水プール利用回数券を追加 ・県のマイレージアプリが開始し、希望自治体に配信（春日井市は不参加） ・令和3年3月31日にかすがい健康マイレージアプリを廃止（利用者数の減少や、民間による無料の優れた健康管理アプリが多数供用開始している状況にあるため） （令和3年度～） ・かすがいっ子夏休みチャレンジシートは、配付希望があった学校のみに配付方法を変更。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			58千円	132千円	94千円	174千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
一般財源		58千円	132千円	174千円	146千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・かすがいっ子夏休みチャレンジ（小学生対象） 6,011枚配付 ・一般向けチャレンジシート 619枚配付 ・まいか交付 460人					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7 年 度	6 年 度	5 年 度
	チャレンジシート配布数 (枚)		8,000 (令和8年度)	6,630	7,845	9,269
	まいか交付数(枚)		550 (令和8年度)	460	572	477
	協力店舗数(件)		50 (令和8年度)	49	49	49
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・ポイントを貯めることを通じ、楽しみながら生活習慣を改善するきっかけづくりとなっている。 (課題) ・さらなる参加者の拡大			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・参加者の拡大に向け、引き続き学校等と連携していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・かすがいっ子夏休みチャレンジにおいて、親子で取り組めるような内容を検討する。				

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-14	
事業名	がん検診等及び啓発事業（健康診査等）			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	健康増進法 春日井市個別がん検診実施要綱 春日井市胃がんリスク検診実施要綱 春日井市ピロリ菌検査実施要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。 2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 ・各種がん検診等受診率の向上をめざすとともに、がん検診等の重要性を市民が理解し、がんの早期発見、早期治療に繋げ、死亡率を減少させる。 ・生活習慣病の予防や疾病の重症化を防止し、健康の保持・増進を図る。 【事業概要】 ・4月から翌年2月まで市内指定医療機関で検診を実施。受診券を対象者に送付し、受診勧奨する。健診結果をデータ化し、未受診者への再勧奨、精密検査の受診勧奨、精度管理や統計分析等に活用する。令和4年度から健康増進事業として実施のがん検診について国のPHR登録を開始した。 ・がん検診を啓発するため、他の事業機会を捉え、チラシ等を配布する。 ・ピンクリボン運動月間に合わせた啓発活動を実施する。					
	事業期間	検診は令和8年4月1日～令和9年2月末日 啓発は通年				
過去の経緯、 主な実績等	●生活保護健康診査（40歳以上）：平成20年度開始。令和4年度から生活保護法に基づく被保護者健康管理支援事業に基づき開始。 ●胃がん検診（40歳以上）：昭和60年度開始。平成26年11月から胃内視鏡検査を追加。平成28年12月に胃内視鏡検診運営会議を開始。平成29年度から胃内視鏡の二次読影を開始。 ●大腸がん検診（40歳以上）：平成6年度から胃がん検診と同時開始。平成17年度から単独実施。 ●肺がん検診（40歳以上）：平成11年度開始。平成18年度から結核予防法の改正により、65歳以上の肺がん検診が結核検診を兼ねる。 ●前立腺がん検診（50歳以上）：平成17年度開始。人間ドックのオプション検査とする。 ●子宮がん検診※（20歳以上）：昭和60年度開始。令和3年度から39歳までを対象に経膈超音波検査のオプション検査を実施。 ●乳がん検診※（30歳以上）：平成6年度開始。超音波検査又は乳房エックス線検査を選択。 ※平成21年度から国の補助事業として、対象年齢女性市民に無料クーポン券を送付。 ●肝炎ウイルス検診（40歳から70歳までの5歳刻みの年齢）：平成14年10月開始。 ●胃がんリスク検診（40歳～75歳の5歳刻み年齢）：平成30年度開始。人間ドックのオプション検査とする。 ●ピロリ菌検査（20歳）：平成26年11月開始。 ●啓発活動 平成25年度～平成30年度：商業施設2か所でがん検診・特定健診の啓発。 平成26年度から出前講座を実施。平成27年度～平成30年度ママの文化祭で個別指導を実施。 平成28年度以降：ピンクリボン運動月間に係る啓発活動を実施（元気ショップとコラボ、健康支援プログラム登録企業と街頭啓発キャンペーン、乳がんセルフチェック出前講座、JR春日井駅等のデジタルサイネージによる啓発等）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			525,024千円	541,253千円	511,301千円	516,591千円
	特定財源	国・県支出金	8,563千円	11,963千円	10,105千円	9,375千円
		その他	15,095千円	15,779千円	14,937千円	15,286千円
一般財源		501,366千円	513,511千円	486,259千円	491,930千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	・対象者に受診券を送付し受診勧奨を実施。				
	・未受診者へ再勧奨を実施：乳がん（13,293人）、子宮がん（16,641人）、ピロリ菌検査（2,882人）				
	・肺がん検診の受診再勧奨を実施（4,165人）：国立がん研究センターとNHKの協働による「がん撲滅キャンペーン2025」を利用。				
	・精密検査対象者に受診勧奨を実施。				
成果指標	・国の補助事業による乳がん及び子宮がん検診の無料クーポン券を送付し受診勧奨を実施。				
	・バス検診（乳がん検診（マンモ）、子宮がん検診）を実施（土・日曜日開催）。				
	・ピンクリボン運動月間に係る啓発活動を実施。				
	・がん教育として中学校にて出前講座を実施。（藤山台中学校はじめ2校 159人）				
	・乳がん検診の精度の向上のため、乳がん検診運営会議を設置及び開催（3回）。国の対策型検診に準じ、令和9年度から対象年齢及び受診間隔の変更を決定。				
・乳がん検診指定医療機関に対し、精度管理の向上を目的に乳がん検診研修会を開催。					
成果指標	指標名	目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	受診者数及び率	愛知県の平均受診率を上回る（大腸がん検診・肺がん検診）	受診者数及び率 別紙参照		
	啓発事業数	14事業	14事業	9事業	8事業
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・受診券送付対象者の変更に係る市民への周知啓発を実施したことで、受診者数の増加につながった。		
		・乳がん検診について、乳がん検診運営会議を設置し、有識者の意見をもとに会議を重ねた結果、対象者と受診間隔を国の対策型検診に準ずる形に整理することができた。			
今後の 方向性	○		(課題)		
			・効果的な啓発及び受診勧奨方法の検討が必要である。		
8年度の 主な実施内容	継続		・受診しやすい環境が必要である。		
			・乳がんに関する出前講座およびピンクリボン運動の実施内容について、対象者の理解・関心を踏まえ、効果的に届いているかを検証する必要がある。		
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)				
	・がん検診の受診者数（率）の向上に向け、個別勧奨に加え、健康教育やイベント等での啓発を継続するとともに、より効果的な受診勧奨・啓発方法の検討を進める。				
8年度の 主な実施内容	継続		・がん検診の自己負担額の見直しやターゲットを絞った定期的な勧奨年齢の設定など、他自治体の実施状況を参考にしながら、受診者増加に向けた調査研究を行う。		
			・受診しやすい環境づくりの一環として、土日の乳がん・子宮がんバス検診を継続し、受診機会の確保を図る。		
8年度の 主な実施内容	継続		・がん検診の精度管理の維持・向上を図るため、事業評価のためのチェックリストに基づいた検診を適切に実施していく。		
			・乳がん検診の制度変更について、令和9年度開始に適切に検診が実施できるよう市民及び医療機関に周知を図る。		
8年度の 主な実施内容	継続		・人間ドックや企業検診等の受診者数及び市全体の受診状況を把握する方法について調査研究する。		
8年度の 主な実施内容	継続		区分		
			(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)		
8年度の 主な実施内容	継続		【精度管理】		
			・乳がん検診運営会議を開催し、検診実施者等の精度管理について整理する。		
8年度の 主な実施内容	継続		・胃がん検診の精度管理の向上を維持するための仕組みを継続する。		
			・肺がん検診について、国の指針に基づき、喀痰細胞診検査を削除する。		
8年度の 主な実施内容	継続		・子宮頸がん検診のHPV検査導入について他市の状況を調査し、導入の検討をする。		
8年度の 主な実施内容	継続		【受診勧奨】		
			・再勧奨はがきを送付する。（乳がん・子宮がん・大腸・ピロリ菌検査）		
8年度の 主な実施内容	継続		・ピンクリボン運動月間に係る啓発活動（街頭啓発等）を実施する。		
			・医療機関にポスター等の掲示を依頼し、乳がん検診の制度変更に伴う周知を行う。		

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-15
事業名	がん患者ウィッグ等購入費助成事業 （健康生活支援）				最終更新日	令和8年5月11日
実施根拠	春日井市がん患者補整具購入費助成金交付要綱				担当課	健康増進課
関連計画	—			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 ウィッグ及び乳房補正具の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の身体的・精神的な負担を和らげ、社会参加を支援するとともに、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。 【事業概要】 ・対象者：次のいずれにも該当する者 （1） 交付申請日において、市内に住所を有する者 （2） がんと診断され、がん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形又は眼、耳その他の顔の部位若しくは手指等の欠損により、ウィッグ、医療用帽子、乳房補整具又はエビテーゼが必要な者。 （3） 過去に県内市町村から同様の助成を受けていない者。 ・対象品： ①ウィッグ・医療用帽子（頭皮保護ネットを含む） ②乳房補整具（補整パッド又は人工乳房。それらを固定する下着を含む。） ③エビテーゼ（顔面（眼、耳等）や手指等の欠損による外見の変化を補う人工の装具） ・助成金額：購入費用の1／2 上限額 ①②③各2万円 ・申請期限：助成対象品購入後、1年以内（③は令和8年4月1日以降の購入に限る） ※県は市町村の助成制度を支援する補助事業を令和4年度から実施（補助率1/2）					
	事業期間	令和4年度～ （通年）				
過去の経緯、 主な実績等	がん患者のQOL向上のため、治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具購入費助成事業を令和4年度から実施 【実績】助成件数 令和4年度 137件 令和5年度 196件 令和6年度 213件					
事業費	事業費		8年(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			4,300千円	2,790千円	3,857千円	3,504千円
	特定財源	国・県支出金	2,150千円	1,345千円	1,889千円	1,752千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
一般財源		2,150千円	1,445千円	1,968千円	1,752千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等）					
	助成件数 155件					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	ウィッグ・医療用帽子助成件数（件）		150	115	157	148
	乳房補整具助成件数（件）		64	40	56	48
	エビテーゼ（件）		1	—	—	—
これまでの 取組みによる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・助成制度の周知により、助成件数は増加してきていたが、令和7年度においては、助成件数が減少した。理由として、本制度が一生涯に一人1回限りの申請であることに加え、制度開始時点で過去にがん治療を受けた方も対象であることから、制度開始当初に申請可能であった方の申請が概ね完了したことにより、助成件数が落ち着いてきたものと考えられる。 （課題） ・エビテーゼが助成対象項目となったことについての周知を図るとともに、申請状況を注視する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・当助成制度を必要とする市民に情報が届くよう、チラシやホームページ等で助成制度の周知を行う。					
8年度 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	拡充	・がん治療に伴う外見の変化が患者に与える心理的負担と、購入費用が高額であることによる経済的負担の更なる軽減を図るため、補整具購入費助成金の助成対象経費としてエビテーゼを追加する。 ・春日井市民病院のがん相談支援センターを訪問し、がん患者への情報提供の依頼と職員のアピアランスに関する知識の習得などについて、連携を図る。 ・補助対象となる品目が市民に分かりやすいようにチラシの内容変更し、市公式ホームページに掲載したり、愛知県がんセンター等関係機関に郵送したりするなど、周知を図る。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-16	
事業名	歯科健康診査（口腔衛生）			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	健康増進法 歯科口腔保健の推進に関する法律 愛知県後期高齢者医療制度			担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。 2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目 的】 青年期から高齢期までの市民の歯科疾患を早期に発見するとともに、早期治療につなげ、口腔機能の維持・向上を図るとともに全身疾患の予防につなげる。 【事業内容】 無料の歯科健診（問診及び歯牙・歯周疾患・軟組織疾患・顎関節・口腔清掃状態の確認）とあわせ、後期高齢者歯科健診においては、オーラルフレイルを予防することを目的に咀嚼・舌口唇・嚥下機能の検査を追加し実施する。 【対象者】 歯周病歯科健診（旧すこやか歯科健診）：20 歳、30 歳及び 40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの節目年齢の人 妊産婦歯科健診：妊娠中から出産日から 1 年未満の人 後期高齢者歯科健診：76・80 歳					
	事業期間	通年				
過去の経緯、 主な実績等	・ 歯科健診は、対象となる市民へ個別通知し、受診勧奨を行っている。また、若年の口腔機能に対する意識高揚を図るため、平成30年度からは20歳、令和2年度から30歳を健診の対象に追加した。 ・ 令和3年度から、就業している市民が健診を受けやすい環境づくりとして、土日に出張歯科健診を市役所にて実施している。 ・ 歯科健診未受診者には、郵送で再度受診勧奨を実施。 ・ 妊産婦歯科健診は、受診票が母子健康手帳の別冊にあるため、手帳交付時などで直接受診勧奨をしている。 ・ 令和5年度から後期高齢者歯科健診を開始した。 ・ 令和8年度から名称を「すこやか歯科健診」から「歯周病健診」に変更した。					
事業費	事業費		8年度（予算）	7年度（決算見込）	6年度（決算）	5年度（決算）
			41,239千円	34,168千円	39,258千円	38,990千円
	特定財源	国・県支出金	10,407千円	10,185千円	11,003千円	8,301千円
		その他	7,546千円	5,318千円	7,469千円	8,654千円
一般財源		23,286千円	18,665千円	20,786千円	22,035千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・すこやか歯科健診・後期高齢者歯科健診、妊産婦歯科健診を実施した。 ・受診勧奨方法の工夫として、人間ドックの結果通知にすこやか歯科健診・後期高齢者歯科健診の案内の同封や生活保護健診の案内チラシの一部にすこやか歯科健診を掲載した。 ・令和8年度の健診票県内統一に向けて、歯科医師会へ周知を図った。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	すこやか歯科健診 受診者数		3,400人	3,346人	3,536人	3,556人
	妊産婦歯科健診 受診者数		730人	692人	746人	755人
	後期高齢者歯科健診 受診者数		1,050人	915人	1,224人	1,391人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・事業実施が歯科疾患の早期発見につながっている。 (課題) ・歯科健診全体の受診率向上 特にすこやか健診は若年世代（20代～50台） ・後期高齢者歯科健診の受診率向上 ・受診率向上のため、より効果的な受診勧奨方法の構築			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・歯科健診未受診者に対して、有効な受診の勧奨方法を構築し、受診率向上に向けた効果的な取組みを実施する。 ・一体的実施のハイリスクアプローチを活用し、後期高齢者歯科健診の受診勧奨を実施する。 ・歯周病健診において、25歳・35歳の導入を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・健診の目的・内容を明確化にし、受診率向上を図るため、「すこやか歯科健診」の名称を「歯周病健診」に変更した。 ・新しい健診票にあわせて、健康かるてのシステム改修をする。 ・妊産婦期における歯科疾患の早期発見のため、令和9年度に向けて妊産婦歯科健診の見直しを行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-17
事業名	う蝕対策事業（口腔衛生）				最終更新日	令和8年5月11日
実施根拠	健康増進法 歯科口腔保健の推進に関する法律				担当課	健康増進課
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野 等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目 的】 幼児から学童生徒期において、乳歯から永久歯に生え変わる、う蝕の好発時期にフッ化物の塗布やフッ化物洗口を行い、歯質の強化と酸に対する抵抗性を高め、う蝕予防を図る。歯科保健指導を行うことで、口腔内セルフケア能力の向上を図る。 【事業概要】 ① フッ化物洗口事業：う蝕の好発期である年長児や小中学生を対象にう蝕予防としてフッ化物洗口を実施し、集団の場で実施することで公平に効果を得ることを目的に実施する。 ② 児童口腔衛生事業：萌出直後の幼若永久歯の健全育成を図るために、小学1～3年生に全歯牙に対してフッ化物塗布を行い、歯質の強化と酸に対する抵抗性を高める。 また、歯科保健指導を行い、口腔内管理の習慣づけを図る。 ③ 歯の健康教室：6月・12月の年2回実施。 市内に住所を有する未就学児や保護者へ子どもの歯科健診、フッ化物塗布、大人向け歯科健診、歯科保健指導、歯科相談を実施。					
	事業期間	①平成22年度～ ②昭和49年度～ ③昭和54年度～年1回、平成9年度～年2回				
過去の経緯、 主な実績等	① フッ化物洗口事業 平成22年度から公立保育園3園（西部、桃山、瑞穂）をモデル園として開始。 平成25年度から公立保育園29園全園で実施。 平成27年度から私立保育園も対象とし4園で実施。（公立29園、私立4園） 令和5年度から私立幼稚園、小中学校へ対象を拡充し、小学校1校で実施。 令和6年度は公立保育園29園、私立保育園4園、私立幼稚園5園、小学校8校で実施。 令和7年度は公立保育園29園、私立保育園17園、私立幼稚園5園、小学校10校で実施。 ② 児童口腔衛生事業 コロナ禍を除き、市内37小学校の1～3年生の対象児童全員に歯科保健指導を実施した。また、希望する児童全員にフッ化物塗布を実施した。 ③ 歯の健康教室 乳児から成人までの幅広い層等へ対面による、う蝕及び歯周病の予防に関する啓発を行った。					
事業費	事業費		8年度（予算）	7年度（決算見込み）	6年度（決算）	5年度（決算）
			6,600千円	6,491千円	6,363千円	6,583千円
	特定財源	国・県支出金	1,212千円	1,122千円	1,210千円	1,046千円
		その他	599千円	642千円	694千円	816千円
一般財源		4,789千円	4,727千円	4,459千円	4,721千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ① フッ化物洗口事業 ・未実施の私立保育園及び小学校に対し、個別訪問により事業説明を行い、実施する施設を増やした。 ② 歯の健康教室 ・スタンプラリーやクイズ、歯や口の健康を伝える啓発ブースを増やして実施し、参加者が楽しめる内容に拡充した。				
成果指標	指標名	目標値（8年度）	令和7年度	令和6年度	令和5年度
	フッ化物洗口実施者数 （幼児）/施設数	1,942人/66施設	1,480人/51園	1,399人/42園	1,193人/38園
	フッ化物洗口実施者数 （小中学校）/施設数	4,517人/23校	1,775人/10校	1,502人/8校	396人/1校
	フッ化物塗布者率 （小学校）	35%	30.9%	31.6%	32.7%
	歯科保健指導実施者数	8,895人	8,058人	8,288人	8,734人
これまでの 取組みによる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) 3歳児において、う蝕のない者は県平均より高い。 (課題) ・私立幼稚園及び小学校のフッ化物洗口実施施設数が目標に達していない。 ・小学校でフッ化物塗布を希望する児童が減少している。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・未実施の保育園・認定こども園、幼稚園及び小中学校へフッ化物洗口事業に取り組んでもらえるよう働きかけを行う。 ・小学校でのフッ化物洗口の実施校を増やし、児童口腔衛生事業で実施している小学校1-3年を対象としたフッ化物塗布から、集団でよりう蝕予防効果があるフッ化物洗口に切り替える。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	拡充	・フッ化物洗口未実施園及び小中学校に個別訪問し、事業説明を行い、実施を働きかける。 ・歯科医師会及び有識者、関係団体とフッ化物洗口事業の取組みについての検討会議を継続して行う。 ・フッ化物の応用について、広報などを活用し市民への啓発を行う。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-18	
事業名	歯科啓発事業（口腔衛生）				最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	健康増進法 歯科口腔保健の推進に関する法律				担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保					
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。					
目的・ 事業概要	【目 的】 幼児から高齢期までの全世代における口腔内の健康を維持する。						
	【事業概要】 ・歯の健康家族コンクール 日頃から歯の健康づくりに努めている家族を表彰することで、健全な永久歯列を目指すよう啓発を行う。 ・歯周病予防教室 18 歳以上の市民を対象に、講話、歯周疾患及び口腔清掃状態の検査、歯科相談及び歯科保健指導を行う。実施回数は年4回。 ・歯科保健指導 全世代を対象に、集団によりう蝕予防や口腔衛生向上にむけたセルフケアについて保健指導を行う。						
	事業期間	平成3年 ～ （歯周病予防教室）					
過去の経緯、 主な実績等	・歯の健康家族コンクール及び歯周病予防教室は、市歯科医師会への委託事業。 ・歯の健康家族コンクールは、歯の健康教室と同時開催。 ・市の独自事業である7021歯ッスルコンテストは、愛知県の8020運動が50%を達成している現状から、市の当初の事業目的を果たしたと判断したため、令和4年度に廃止。						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			743千円	681千円	346千円	333千円	
	特定財源	国・県支出金	136千円	132千円	4千円	9千円	
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円	
	一般財源		607千円	549千円	342千円	324千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ①歯の健康家族コンクール、歯周病予防教室、歯科保健事業を実施。歯の健康家族コンクールは、募集ポスターを作成し、対象幼児が在籍している市内保育園、幼稚園等へ掲示し、参加者への周知をした。 ②高齢者の参加が多い歯周病予防教室の機会を活用し、オーラルフレイル予防のポピュレーションアプローチを実施した。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	歯の健康家族コンクール		34組	27組	26組	19組
	歯周病予防教室		4回/40人	4回/26人	4回/30人	4回/14人
	7021歯ッスルコンテスト					廃止
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・歯の健康家族コンクールや歯周病予防教室の参加者数は増加しており、参加者に対し口腔衛生に関する意識の向上を図ることができている。 (課題) ・青年期、壮年期への啓発方法の検討。 ・高齢者の歯科疾患とともに、オーラルフレイル予防の啓発等 ・ライフステージに応じたフッ化物の応用方法の啓発			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・歯周病予防教室の参加者数の増加を図るため、人間ドック結果返送等の封書に教室の案内チラシを同封し受診勧奨し受診率向上を図る。 ・高齢者の介護予防と保健事業等の一体的実施事業と連携し、オーラルフレイル予防について周知啓発する。 ・乳幼児期からフッ化物の応用を推進するため、関係部局と啓発方法を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・市民が多く集まるイベントや教室等で、歯と口の健康に関するチラシ等の配付や各歯科健診の受診勧奨を行うなど、周知啓発方法を検討する。 ・フッ化物の応用について、ライフステージに応じた指導内容を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-19	
事業名	若年がん患者在宅療養支援事業 (健康生活支援)			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	春日井市若年がん患者在宅療養支援助成金交付要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 若年がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養を支援し、若年がん患者の生活の質の向上を図る。 【事業概要】 - 対象者：次のいずれにも該当する者 (1) 交付申請日において、市内に住所を有する40歳未満の者 (2) 末期がんと診断されている者 (3) 在宅における療養生活の支援および介護が必要な者 - 対象サービス：在宅サービス（訪問看護、訪問介護、訪問入浴等）、福祉用具の貸与、福祉用具の購入 - 助成金額：サービス利用料の9割相当額（上限額 1か月54,000円） - 助成対象者の在宅療養における相談支援を基幹型地域包括支援センターへ委託し実施する。					
	事業期間	令和5年度～（通年）				
過去の経緯、 主な実績等	令和5年4月1日に、県が市町村に対する本事業の補助事業を施行した。 当市においても、若年がん患者の在宅における療養生活に係る在宅サービス受給経費に対し、助成金交付事業を開始した。また、対象者へ在宅療養の相談支援事業を本市独自で実施した。					
事業費	事業費		8年(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,080千円	76千円	759千円	330千円
	特定財源	国・県支出金	540千円	37千円	370千円	165千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		540千円	39千円	389千円	165千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・助成件数4件（実人数1人） ・家族や後見人等がいないなど困難事例について、県内市町村への調査等を実施し、対応について整理した。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	助成申請件数		20件 （実人数5人）	4件 （実人数1人）	22件 （実人数5人）	8件 （実人数は2人）
					—	—
					—	—
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・基幹型地域包括支援センターや春日井市民病院等と協力し、制度の周知を図ることで、終末期の若年がん患者の在宅療養の支援及び家族の経済的負担の軽減や家族の在宅介護に係る負担の軽減を図ることができている。 ・相談支援事業の委託先である基幹型地域包括支援センターと情報共有を行うことにより、支援者の支援をスムーズに実施できている。 （成果及課題） ・医療機関及び若年がん患者又はその家族への更なる周知が必要である。 ・基幹型地域包括支援センター担当者の看取りに係る精神的負担感の軽減。 ・家族や後見人等がいないなど困難事例に対応するための運用の検討。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・基幹型地域包括支援センターとともに春日井市民病院や県がんセンターへ事業の周知を行い、対象者への啓発を依頼していく。 ・相談支援事業の委託先である基幹型地域包括支援センターと春日井市民病院で連携し、事業の共有や職員の資質向上を図る。また、看取りに係る精神的負担感の緩和に努める。 ・家族や後見人等がいないなど困難事例について、基幹型地域包括支援センターとともに対応する。					
8年度 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・春日井市民病院や愛知県がんセンター等へ事業の周知や対象者への啓発を依頼する。 ・定期的に基幹型地域包括支援センターと課題について情報共有を行う。 ・家族や後見人等がいないなど困難事例への対応について要綱の改正を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-20																
事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施			最終更新日	令和8年5月11日																
実施根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第125条、125条の二、125条の三 令和8年度春日井市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本的な方針			担当課	健康増進課																
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035 第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会																	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ															
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保																			
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。																			
目的・ 事業概要	【目的】生活習慣病等の疾病予防・重症化予防（保健事業）とフレイル対策等（介護予防）を一体的に実施し、高齢者が生涯にわたって健康で、住み慣れた地域で社会とのつながりを保ちつつ、自立した生活ができる期間（健康寿命）を延ばし、生活の質の向上をめざす。																				
	【事業概要】																				
	対象者	・後期高齢者医療制度の被保険者（主に75歳以上）																			
	企画・調整	・事業全体のコーディネートを担当医療専門職の配置 ・KDBシステム等を活用した医療・介護データの分析、地域の健康課題の把握																			
	高齢者に対する個別的支援 （ハイリスクアプローチ）	・健康課題に応じ、市の保健師、歯科衛生士、管理栄養士等により実施。 ・データ分析により、健康課題を抱える高齢者を特定し、医療専門職が訪問等により保健指導を行う。 ・必要に応じ、医療機関等への受診勧奨、地域包括支援センターへの支援依頼を行う。																			
通いの場等への積極的な関与等 （ポピュレーションアプローチ）	・医療機関等に委託して実施 ・医療専門職が通いの場や生活拠点施設に出向き、フレイル予防・生活習慣病予防に関して、健康測定会又は健康教育を実施する「フレフレ！フレイル予防教室」を開催する。																				
	事業期間	令和4年度～																			
過去の経緯、 主な実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組圏域数</td><td>12圏域</td><td>9圏域</td><td>6圏域</td><td>1圏域</td></tr> <tr> <td>実施人数</td><td>3,634人</td><td>2,844人</td><td>2,147人</td><td>649人</td></tr> </tbody> </table>						年 度	7年度	6年度	5年度	4年度	取組圏域数	12圏域	9圏域	6圏域	1圏域	実施人数	3,634人	2,844人	2,147人	649人
	年 度	7年度	6年度	5年度	4年度																
	取組圏域数	12圏域	9圏域	6圏域	1圏域																
	実施人数	3,634人	2,844人	2,147人	649人																
	令和4年度取組圏域は、中部地区。																				
令和5年度取組圏域は、坂下、藤山台・岩成台、高蔵寺、松原、中部、西部の6地区。																					
令和6年度取組圏域は、日常生活圏域12のうち、坂下、高森台・石尾台、藤山台・岩成台、高蔵寺、松原、鷹来、柏原、西部、中部の9地区																					
令和7年度取組圏域は、春日井市の全12圏域																					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)															
			66,726千円 (うち人件費 16,700千円)	47,856千円 (うち人件費 14,517千円)	29,171千円 (うち人件費 7,731千円)	20,186千円 (うち人件費 6,762千円)															
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円															
		その他	66,652千円	47,583千円	28,807千円	19,534千円															
	一般財源		74千円	273千円	364千円	652千円															

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充		年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-21
事業名	産官学が連携した健康づくり事業 「社会保障費の抑制をめざす」共同研究プロジェクト				最終更新日	令和8年5月11日
実施根拠	C-REX共同研究契約書 連携・協力に関する覚書				担当課	健康増進課
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035 第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 腎疾患の重症化予防と介護の重度化の低減を目的とし、1件当たりの医療費がほかの疾患と比べて高額な腎疾患を中心に、市民の健康寿命の延伸と本市の社会保障費（医療費及び介護サービス給付費等）の抑制を目指す。 【事業概要】 - 市民の健診、医療及び介護データを活用し、慢性腎臓病（CKD）に関するデータからハイリスク者を抽出し、高齢者を取り巻く生活環境上の課題や特異性等の要因を解析。 - 要因解消に向けた運動の推進や食事の改善などのプログラムの構築、実施。 - 市医師会の協力を得て、健診の保健指導や紹介を通じて、かかりつけ医から専門医へ患者を適切な医療へつなぐ仕組みを作る。					
	事業期間	令和6年度～令和8年度				
過去の経緯、 主な実績等	【令和6年度】 - C-REX共同研究契約書締結（期間 令和6年7月1日から令和9年3月31日まで） - 連携・協力に関する覚書締結 - 健康医療ライフデザイン統合研究教育センター（iC-REX）（名古屋大学大学院医学系研究科） - レセプト、介護認定・給付及び人間ドック等の健診データの匿名化及びデータ提供開始 - かかりつけ医師にむけたCKD患者のフォローアップや専門医への紹介基準を作成 - 総合保健医療センターにおける人間ドック等の保健指導時に配付するチラシを作成 - 世界腎臓デーに合わせた周知啓発（メッセージ動画の配信、サイネージ、懸垂幕の設置等） 【令和7年度】 - 総合保健医療センターにおける人間ドック等の保健指導時にチラシを用いた保健指導を開始 - 各機関（市民病院、市医師会、市薬剤師会、市）が連携し、CKD重症化予防を推進する「あなたの腎臓まもり隊」を結成し、薬局薬剤師の協力を得て「慢性腎臓病及び薬剤性腎障害に関する周知啓発事業」の取組み準備（薬剤師会への事業説明など）を開始 - 健康救急フェスティバルにおいてCKDについてミニトークショーを実施 - 世界腎臓デーに合わせた周知啓発（イースス春日井において市民公開イベント、メッセージ動画の配信、サイネージ、懸垂幕の設置等）					
	事業費	事業費		7年度(予算)	6年度(決算見込)	5年度(決算)
0千円				0千円	0千円	0千円
特定財源		国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
一般財源			0千円	0千円	0千円	0千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【慢性腎臓病（CKD）の予防と重症化予防】 ・総合保健医療センターでの人間ドック等健診受診後の保健指導に使用する受診勧奨用ちらしを用いた保健指導を実施 ・各機関（市民病院、市医師会、市薬剤師会、市）が連携し、CKD重症化予防を推進する「あなたの腎臓まもり隊」を結成し、薬局薬剤師の協力を得て「慢性腎臓病及び薬剤性腎障害に関する周知啓発事業」の取組み準備（薬剤師会への事業説明など）を開始 【データ分析による生活習慣病プログラムの構築及び実施】 ・データの分析 【周知啓発】 ・健康救急フェスティバルにおいてCKDについてミニトークショーを実施 ・3月第2木曜日の世界腎臓デーに合わせて、啓発動画（市民病院院長メッセージ）及び懸垂幕による腎臓病の早期発見・早期治療の啓発活動、またイース春日井で市民公開イベントを開催				
成果指標	指標名	目標値（8年度）	7年度	6年度 (R4-R6平均)	5年度
	新規透析導入患者数	5年間で10%削減	照会中	77人 (R4-R6平均)	—
	要支援から要介護になる人数	13.1% 〔 R5からR10年度まで 5年間で人数20%削減 〕	照会中	15.0%	14.2%
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・総合保健医療センターでの人間ドック等健診受診後の保健指導時にチラシを用いた保健指導を開始、CKD患者を医療へつなぐしくみが構築できた。 ・健康救急フェスティバルや世界腎臓デーに合わせたイベント等で、広く市民にCKDの早期発見・早期治療の啓発活動ができた。		
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) CKD患者をかかりつけ医から専門医へ適切な医療につなぐ仕組みを構築するには、市医師会の協力が必要であるため、きめ細かに情報共有を行う。また、総合保健医療センターの人間ドック等健診における保健指導で啓発を行っているが、民間の健診センター等にも拡充する予定。さらに、市医師会及び薬剤師会の協力を得て、かかりつけ薬剤師がCKD予防の啓発を行う仕組みを作ることや働く世代へのCKD予防に関する啓発事業に取組む。また、データ分析による生活習慣プログラムの構築及び実施にむけて調整を図る。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	拡充	【慢性腎臓病（CKD）の予防と重症化予防】 ・事業が円滑に行えるように市医師会、歯科医師会、薬剤師会へ取組事項の情報提供を行う。 ・受診勧奨を行う健診実施医療機関の拡充。 ・「慢性腎臓病及び薬剤性腎障害に関する周知啓発事業」において、市薬剤師が円滑に実施できるよう実施手順書を作成し、事業を開始する。 【データ分析による生活習慣プログラムの構築及び実施】 ・分析されたデータに基づき、名古屋大学とともにプログラムを構築し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業等既存の事業と合わせて実施するための調整を行う。 【周知啓発（世界腎臓デーにあわせた周知啓発等）】 ・世界腎臓デーにあわせて、メッセージ動画配信、懸垂幕の設置等を実施する。 ・CKD等予防することで社員の健康を維持し、企業として人材損失を防ぐことなどを目的として、市内にある企業に対して、働く世代へCKDの予防に関する周知啓発を行う。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-1-1-22	
事業名	産官学が連携した健康づくり事業 肥満症疾患を対象とした受診勧奨モデル事業				最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	包括連携協定				担当課	健康増進課	
関連計画	心と体のかすがい健康計画2035			関連する 附属機関	春日井市健康施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	2 健康がつなく幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保					
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。					
目的・ 事業概要	【目的】 本事業は、肥満症に関する周知啓発や適切な治療を受けられる体制を構築し、肥満症に起因する深刻な慢性疾患を予防することで、市が抱える健康課題である市民の生活習慣病の重症化を防ぎ、市民の健康寿命を延伸することを目的とする。 【事業概要】 肥満症は、肥満に該当する状態（BMIが25以上）で、その結果、肥満に起因するあるいは関連する健康障害（2型糖尿病、脂質異常症、高血圧など）を有する状態のことをいい、肥満を放置しておくと、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病、腎不全など、深刻な病気につながる可能性が高く、本事業では次の2つの事業に取り組む。 (1)市民の健康づくりの推進のため、肥満症の可能性のある市民を、早期に適切な医療へつなく仕組みを構築する。 (2)肥満及び肥満症に対する正しい知識の普及のため、肥満症に関する周知及び啓発を行う。						
	事業期間	令和6年度～令和9年度					
過去の経緯、 主な実績等	【令和6年度】 10月23日 包括連携協定締結（ノボ ノルディスク ファーマ社） (1)適切な医療へつなく仕組みの構築 11月～3月 パイロット事業（BMI等を基準とした専門医療機関への受診勧奨） 総合保健医療センターで行う人間ドック受診者のうち、BMI35以上かつ医療機関未受診の市民に専門機関への受診勧奨を実施 対象者数40人中、受診勧奨者数21人。うち、専門医療機関受診者数4人 (2)周知及び啓発 3月9日 肥満症啓発イベント（イーアス春日井） ノボ ノルディスク ファーマ（株）と「体重を整えて健康を保つために」をテーマに開催 136組参加						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			0千円	0千円	0千円	0千円	
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円	
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円	
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・パイロット事業を本事業に拡充。かかりつけ医療機関等が行う特定健診等においてBMI 35以上の者に対し、受診勧奨を実施。 ・市医師会の協力を得て、かかりつけ医が必要と判断した者へ肥満症専門医療機関（春日井市民病院等）への受診勧奨を開始。 ・(株) ジチタイワークス主催のWebセミナーで講演を実施。 ・ノボ ノルディスク ファーマ(株)と共催し、健康救急フェスティバルへブースを出展。 ・肥満症啓発イベント（イアス春日井）を開催。（テーマ「ウェイトマネジメントチームと学ぶ体重管理のコツ」）108組参加 ・春日井市民病院医師による本市職員への肥満症疾患に関する研修会出前講座を実施。				
成果指標	指標名	目標値（8年度）	7年度	6年度 (R6.10以降)	5年度
	(1)受診勧奨実施者数	80人 (本事業)	76人 (H ¹⁰ 10月及び本事業)	21人 (H ¹⁰ 10月事業)	—
	(2)専門医療機関受診者数	5人	3人	4人	—
	(3)出前講座及び啓発イベント等の開催	3回	3回	1回	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・対象者に対し受診勧奨を行うことで、肥満症についての周知及び肥満症専門医療機関を受診する仕組みを構築することができた。 ・商業施設や市イベントで啓発イベントを実施することで、市民に広く肥満症の知識の普及啓発を実施することができた。 ・職域向けの肥満症疾患に関する研修会を実施することで、働く世代へ生活習慣を改善する機会を提供することができた。 (課題) 本事業を継続し、対象者の肥満症専門医療機関への受診を増やす必要がある。 働く世代への肥満症予防等生活習慣改善に必要な知識を提供する必要がある。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・対象者が早期に適切な肥満症専門医療機関へ受診できるよう、対象者に対する受診勧奨を継続して実施する。 ・市内医療機関へ肥満症事業について周知していく。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	(1)本事業（BMI等を基準とした専門医療機関への受診勧奨） 本事業における受診勧奨対象者が肥満症専門医療機関（春日井市民病院等）につながる仕組みを確立させる。 (2)周知啓発（世界肥満デー等に合わせた周知啓発） ・令和6、7年度に引き続き、世界肥満デーや健康救急フェスティバルなど様々な機会をとらえて、肥満症の周知啓発を行う。 ・市内にある企業に対して出前講座等を開催し、働く世代への啓発を行う。 ・日本肥満学会誌「肥満研究」に当事業の取り組みについて寄稿を行う。 ・日本肥満学会での学会発表を行う。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-1-23	
事業名	メンタルヘルス対策事業			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	かすがい健康計画2035 自殺対策計画			担当課	地域共生推進課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを推進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 心の健康の保持増進を図るため、メンタルヘルスの専門家によるメンタルヘルス相談や自己診断ツールを提供する。また、自殺対策を推進するため、ゲートキーパー養成講座を実施する。 【事業概要】 ・メンタルヘルス相談 ・ゲートキーパー養成講座 ・こころの健康自己診断ツール ・孤独・孤立対策庁内連携会議					
	事業期間	平成29年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成20年度 自殺予防対策ネットワーク会議を立ち上げ 平成21年度 メンタルヘルス相談事業を開始 平成23年度 ゲートキーパー養成講座を開始 平成25年度 こころの健康自己診断ツールの運用を開始 平成30年度 自殺予防対策ネットワーク会議において自殺対策計画案の意見聴取 令和2年度 メンタルヘルス相談の臨床心理士を1名増員し、相談時間及び相談枠を拡充 (1回あたりの相談時間を10分拡大し、相談枠を月3件から月4件へ拡充した) 令和5年度 自殺予防対策ネットワーク会議を孤独・孤立対策庁内連携会議に改編 令和6年度 こころのサポーター養成講座(令和7年2月25日)を実施 ゲートキーパー養成講座(市職員向けe-ラーニング、高校生)を実施					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			847千円	820千円	779千円	686千円
	特定財源	国・県支出金	509千円	446千円	424千円	367千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		338千円	374千円	355千円	319千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) メンタルヘルス相談 48件 ゲートキーパー養成講座 3回(養成者数:専門職編: 30人、一般編: 3級職員前期研修 97人、春日井高等学校定時制 52人) こころの健康自己診断ツールアクセス数 23,125件 孤独・孤立対策庁内連携会議 2回					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	メンタルヘルス相談件数		50	48	45	42
	ゲートキーパー養成人数		210	179	202	242
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・医師、臨床心理士による相談により適切な支援機関(医療機関、カウンセラー、 家庭児童相談等)に繋ぐことができた。 ・自殺に傾きやすい人への理解や、声掛け等を学ぶゲートキーパーを養成できた。 【課題】 ・若年層の自殺が増加傾向にある中で、若年層のメンタルケアを向上する機会が 少ない。 ・窓口等で従事する専門職が、ゲートキーパーの役割を理解し、対応力を向上す る必要がある。 ・自殺対策基本法の改正により、こども自殺対策や学校現場でのメンタルヘルス 対策の強化が必要である。			
	◎:期待する又は期待以上の効果があった ○:現状維持 △:期待する効果がなかった ー:評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・市職員や専門職を対象に、求められる役割に応じたゲートキーパー養成講座の企画・運営をする。 ・ゲートキーパー養成講座一般編として、高校生等の若者に向けた講座を実施する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・メンタルヘルス相談 ・ゲートキーパー養成講座 ・孤独・孤立対策庁内連携会議				

第六次総合計画 施策点検シート

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年5月11日
施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度事業区分	事業費（千円）		継続評価	担当課
			7年度（決算）	8年度（予算）		
1	春日井市医療機関相互連携事業補助金（負担金、補助及び交付金）	継続	2,600	2,600	○	健康増進課
2	自立支援医療給付	継続	373,752	414,611	○	障がい福祉課
事業費合計			376,352	417,211		

関連する総合計画成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	急病時の対応やかかりつけ医などの医療体制に安心している人の割合（％）★	58.1 （2021 年度）	70.0 （2026 年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	本市の医療及び保健衛生を的確に機能させるため、三師会、市民病院、保健所等の多くの関係機関との日頃からの緊密な連携体制の構築が重要である。 これまで、三師会の各団体が実施する独自事業の費用の一部に対して補助金を交付し、地震災害や新興・再興感染症を想定した防災訓練への参加（医師会）、口腔がん集団検診（歯科医師会）、小中高の学校環境衛生検査・指導助言のための研修会（薬剤師会）等を実施してきた。 また、自立支援医療については、障がいの軽減や機能回復のための医療費の一部助成を行うことで、障がいのある人の自立した日常生活の確保に努めてきた。		
今後の方向性 (課題解決の方策等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	今後は、引き続き三師会への補助金を交付し、日頃から相互連携を行う。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性を市民に周知啓発することにより、初期段階での治療や重症化予防を図る。 また、大規模災害時等の協力体制や市民の健康づくり等について、三師会との連携を強化しながら体制整備や事業を構築していく。 自立支援医療については、国の動向に注目しながら、引き続き費用助成を行い、障がいのある人の自立した日常生活の確保を支援していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-2-1	
事業名	春日井市医療機関相互連携事業補助金（負担金、補助及び交付金）			最終更新日	令和8年5月11日	
実施根拠	春日井市医療機関相互連携事業補助金交付要綱			担当課	健康増進課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	2 健康がつなぐ幸せ	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 医療及び保健衛生に関する連携、保健予防体制づくりの推進並びに公衆衛生の向上。 【事業概要】 (1)医師会、歯科医師会、薬剤師会が行う次の事業を対象に補助金を交付する。 ・医療機関相互の連携及び体系的な保健予防体制づくりに関する事業 ・その他公衆衛生事業全般にわたる指導及び助言に関する事業 (2)限度額 医師会 1,800,000円、歯科医師会 600,000円、薬剤師会 200,000円					
	事業期間	平成13年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・医師会 ホームページでの医療機関の紹介、総合防災訓練参加（緊急医療救護体制整備）など ・歯科医師会 誤嚥予防プログラム、歯の健康教室・歯の健康家族コンクール景品配付など ・薬剤師会 定例会及び生涯教育研修会運営					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,600千円	2,600千円	2,600千円	2,600千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		2,600千円	2,600千円	2,600千円	2,600千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・医師会 1,800,000円 ・歯科医師会 600,000円 ・薬剤師会 200,000円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	医師会、歯科医師会、薬剤師会の活動を支援することにより、医療及び保健衛生に関する連携が進み、医療体制の整備及び公衆衛生の向上に寄与している。 (課題) 引き続き、三師会と連携することにより、市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療体制の整備及び公衆衛生の向上を図る必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 引き続き効果的、効率的な事業の実施を求めていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-1-2-2	
事業名	自立支援医療給付			最終更新日	令和8年5月12日	
実施根拠	障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令 障害者総合支援法施行規則 春日井市障害者総合支援法施行細則 自立支援医療費支給認定通則実施要綱 自立支援医療費支給認定実施要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	1 健康づくりの推進と地域医療の確保				
	基本的な 方向性等	2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がいの軽減や機能の回復のための医療について、医療費の自己負担額を軽減するため、費用の一部を助成するもの。 【事業概要】 [更生医療] 対象者 18歳以上の身体障がい者手帳をお持ちの人 身体障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、障がいの軽減、進行の防止、機能の回復のための医療に対して、費用の一部を助成する（所得に応じて自己負担あり）。 [育成医療] 対象者 18歳未満の児童 身体に障がいのあるこどもの健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療に対して、費用の一部を助成する（所得に応じて自己負担あり）。					
	事業期間	平成18年度～（更生医療）、平成25年度～（育成医療）				
過去の経緯、 主な実績等	費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない障がいのある人などの負担軽減となり、福祉の増進に役立っている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			414,611千円	373,752千円	392,879千円	376,918千円
	特定財源	国・県支出金	310,511千円	326,143千円	304,769千円	281,221千円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		104,100千円	47,609千円	88,110千円	95,697千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・更生医療支給件数 13,806件 ・育成医療支給件数 8件 【事業費等】 ・報償費(12,000円) 育成医療の意見書審査 @2,000円×6件=12,000円 ・役務費 手数料(530,052円) 審査支払手数料 更生医療 529,833円 育成医療 219円 ・扶助費(373,210,139円) 更生医療 373,037,497円 育成医療 172,642円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	支給件数(更生医療)		13,869件(8年度)	13,806件	13,958件	13,820件
	支給件数(育成医療)		59件(8年度)	8件	63件	62件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	適正に事務を行っており、障がいのある人の福祉の増進に役立っている。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 国の動向を注視しながら、法令に基づき適正に実施する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年5月20日
施策等	2 高齢者福祉の充実	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	老人福祉施設等整備補助	継続	29,341	21,539	○	福祉政策課
2	高齢者等虐待防止	継続	0	30	○	地域共生推進課
3	介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業 （住民主体サービス補助）	継続	14,495	16,774	◎	地域共生推進課
4	一般介護予防事業	継続	2,790	4,981	○	地域共生推進課
5	老人福祉施設等入所措置	継続	89,047	105,787	○	地域共生推進課
6	支援困難高齢者対策事業	継続	2,012	2,960	○	地域共生推進課
7	成年後見制度利用・相談支援事業	継続	27,525	31,209	○	地域共生推進課
8	生活支援ショートステイ	継続	2,724	2,272	○	地域共生推進課
9	生活支援ハウス運営事業	継続	28,257	29,532	○	地域共生推進課
10	介護予防・日常生活支援総合事業	継続	707,793	746,263	○	介護・高齢福祉課 地域共生推進課
11	介護サービス利用者負担軽減対策事業	継続	3,181	5,600	○	介護・高齢福祉課
12	住宅改修等実態調査（介護給付費等適正化事業）	継続	0	0	○	介護・高齢福祉課
13	健康診断書料助成	廃止	434	0	○	介護・高齢福祉課
14	地域密着型サービス事業者の指定	継続	759	759	○	介護・高齢福祉課
15	地域密着型サービス事業者の指導・監査	継続	37	37	○	介護・高齢福祉課
16	居宅介護支援事業者の指定	継続	759	759	○	介護・高齢福祉課
17	居宅介護支援事業者の指導・監査	継続	37	37	○	介護・高齢福祉課
18	介護予防・日常生活支援総合事業者の指定	継続	759	759	○	介護・高齢福祉課
19	介護予防・日常生活支援総合事業者の指導・監査	継続	37	37	○	介護・高齢福祉課

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
20	老人福祉施設等整備補助（地域密着型サービス施設整備補助）	継続	19,678	129,620	○	介護・高齢福祉課
21	ケアプラン点検（介護給付費等適正化事業）	継続	37	37	○	介護・高齢福祉課
22	介護サービス相談員派遣事業	継続	4,227	5,103	○	介護・高齢福祉課
23	介護サービス事業者会議	継続	778	778	○	介護・高齢福祉課
24	介護支援専門員・介護職員等研修（ハートスクール）	継続	1,030	1,119	○	介護・高齢福祉課
25	介護認定審査会運営	継続	59,643	65,107	○	介護・高齢福祉課
26	認定調査事務	継続	138,922	158,310	○	介護・高齢福祉課
27	第1号通所事業（第一希望の家）	継続	18,684	19,663	○	介護・高齢福祉課
28	重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業	継続	0	14	○	介護・高齢福祉課
29	日常生活用具給付	継続	158	212	○	介護・高齢福祉課
30	寝具乾燥交換	継続	1,138	2,256	○	介護・高齢福祉課
31	訪問入浴サービス	継続	226	369	○	介護・高齢福祉課
32	訪問理美容サービス	継続	15,805	16,402	○	介護・高齢福祉課
33	高齢者賃貸住宅住み替え助成	廃止	230	0	○	介護・高齢福祉課
34	特定入所者介護（介護予防）サービス費支給	継続	645	734	○	介護・高齢福祉課
35	高齢者補聴器購入費支給	継続	1,826	4,741	○	介護・高齢福祉課
36	介護支援専門員研修受講支援	継続	958	2,000	○	介護・高齢福祉課
事業費合計			1,173,972	1,375,800		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	要支援・要介護認定率（％）	20.2 （2025年）	22以下 （2026年）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	人生100年時代に向かって高齢者が人生の最後まで安全・安心した生活を送るためにも、高齢者の自立支援に必要な介護のサービスの需要は益々高くなっている。 このような状況の中、認知症予防や生活の質を向上にも資する難聴対策として、補聴器購入費の助成やヒアリングフレイル予防の取組みを実施するとともに、介護保険事業者への講習会や運営指導、介護サービス相談員派遣など、介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行うことができた。 また、地域福祉コーディネーターが地域活動の担い手や民間事業者と協働し、高齢者の身近な地域で介護予防やいきがいきづくりなどを行う通いの場の普及拡大を図るほか、世代や属性を問わない多様な主体が参画する地域づくりが推進できている。 高齢者福祉サービスの充実については、認知症対応型共同生活介護1か所を公募決定することができた。 更に、経費が増加傾向にある高齢者福祉サービスの財源のあり方について、第9次高齢者総合福祉計画の策定に伴い、令和6年度から介護保険料を財源とする保健福祉事業を介護保険事業特別会計に新たに立ち上げ、一般会計における予算について大幅に削減し、事業の継続性を担保することができた。 以上により、高齢者総合福祉計画に基づき、高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できる環境の整備に努めるとともに、持続可能な介護保険事業の円滑かつ適正な運営や、高齢者の自立支援と介護予防、介護・福祉サービスの一層の充実を目指して取り組むことができている。		
今後の方向性 (課題解決の方策等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	2040年に向けて、団塊ジュニア世代が65歳以上になる一方で、生産年齢人口は大幅に減少するとともに、団塊の世代に関しては医療・介護ニーズが高くなり、多死社会を迎えることが予測されている。 このため、将来に向けての持続可能な介護保険制度の運営を図るとともに、高齢者の自立支援、重度化防止の取組みをさらに進めていく必要がある。また、介護人材の確保・育成に必要な対策を講じるとともに、AIやロボット化などの先進的なデジタル技術の普及・促進を積極的に図っていく必要がある。 あいちデジタルヘルスプロジェクトなど官民協働の効果的な取組みを一層推進するとともに、終活サポート事業の利用促進や死後事務支援のあり方など、身寄りのない高齢者の総合的な支援体制の検討を加速していく。 また、一般財源で実施してきた高齢者福祉サービスの財源については抜本的な見直しができたことから、今後は事業そのもののあり方について、(仮称)総合福祉計画の策定に向け、検討を行っていくものとする。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-1	
事業名	老人福祉施設等整備補助			最終更新日	令和8年5月13日	
実施根拠	春日井市老人福祉施設等整備補助要綱（R6.9.2付廃止） 春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱			担当課	福祉政策課	
関連計画	高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	（目的） 老人福祉施設等の整備を促進することにより、老人福祉の向上を図る。 （事業概要） ○ 対象事業者 社会福祉法人、医療法人、株式会社等 1 春日井市老人福祉施設等整備補助要綱（廃止済） R6.9.2付廃止、しょうなあさひが丘の借入金償還補助金は継続 2 春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 (1) 既存の小規模施設等におけるスプリンクラー等整備事業 (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業 (4) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業 (5) 介護職員の宿舎施設整備事業 (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業					
	事業期間	平成6年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	（成果） 地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、国の補助金等を積極的に活用しながら、施設・居住系サービスの整備を着実に進めるとともに、施設等における災害時の非常用電源や給水設備、防犯・安全対策の強化を進めている。 ＜春日井市老人福祉施設等整備補助金交付実績＞ 令和5年度 養護老人ホーム 1件 6,355千円 令和6年度 養護老人ホーム 1件 6,283千円 令和7年度 養護老人ホーム 1件 6,211千円 ＜春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付実績＞ 令和5年度 介護職員の宿舎施設整備事業 1件 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 1件 令和6年度 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 2件 令和7年度 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 2件					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			21,539千円	29,341千円	19,891千円	21,999千円
	特定財源	国・県支出金	15,400千円	23,130千円	13,608千円	15,644千円
		その他	千円	千円	千円	千円
		一般財源	6,139千円	6,211千円	6,283千円	6,355千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・老人福祉施設等整備補助金 借入金償還補助金 養護老人ホームしょうなあさひが丘 6,211 千円 ・地域介護・福祉空間整備等補助金 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 地域密着型特別養護老人ホームすないの家春日井 15,400 千円 グループホームすないの家春日井 7,730 千円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	養護老人ホーム借入金償還		6,139千円	6,211千円	6,283千円	6,355千円
	スプリンクラー等整備					
	防災改修等支援		15,400千円	23,130千円	13,608千円	
	給水設備整備					
	介護職員宿舎施設整備					2,334千円
	新型コロナウイルス 感染拡大防止対策支援					13,310千円
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(成果) 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、国の補助金等を積極的に活用しながら、施設・居住系サービスの整備を進めるとともに、施設等における災害時の非常用電源や給水設備、防犯・安全対策の強化を進めている。 (課題) 団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる2040年を見据え、地域間のバランスに配慮した在宅サービスや施設の整備が課題となっている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ―：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 医療・介護ニーズの高い75歳以上高齢者の増加が続く中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るため、施設・居住系サービスの計画的な整備を進めるとともに、施設等における災害対応力の強化（非常用電源・給水設備の整備等）や、防犯・安全対策の充実を一層推進する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	国や県の補助金の所要額調査にあわせて、市内の介護・福祉事業者に意向を調査し、補助を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-2	
事業名	高齢者等虐待防止			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 高齢者福祉の充実 3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。 2 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者虐待及び障がい者虐待を防止するため、権利擁護連絡会議を開催し、関係機関との連携強化を図る。また、市民及び関係機関等への知識の普及・啓発を図る。 コア会議及び評価会議を開催し、世帯全体への包括的な支援や弁護士からの助言を受ける。 【事業概要】 1 権利擁護連絡会議（年1回）の開催 2 権利擁護セミナー等啓発事業の実施 3 コアメンバー会議及び虐待終結に向けた評価会議の開催					
	事業期間	平成17年度～（協議会）、平成19年～（講演会）、平成27年度～（連絡会議）				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 1 広報に高齢者虐待について掲載（毎年） 2 平成17年度 高齢者・障がい者虐待防止協議会の開催（以降毎年開催） 3 平成19年度 高齢者・障がい者虐待防止講演会の開催（以降毎年開催） 4 平成24年度 地域見守りホットラインの設置 5 平成27年度 平成17年度から開催の協議会を高齢者・障がい者虐待防止連絡会議へ変更（以降毎年開催） 高齢者・障がい者権利擁護センターの設置 6 平成29年度 春日井市版高齢者虐待対応マニュアルの策定（以降必要に応じ改訂） 7 平成30年度 基幹型地域包括支援センターの設置 8 令和 2年度 平成27年度から開催の高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を権利擁護連絡会議へ統合 9 令和 4年度 平成19年度から開催の講演会を権利擁護セミナーへ変更（以降毎年開催） 10 令和 5年度 障がい者虐待対応を地域福祉課へ移管					
	高齢者虐待					
	区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	虐待通報件数	212	228	247	254	233
	虐待認定件数	87	63	75	61	74
	障がい者虐待					
	区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	虐待通報件数	48	47	39	25	36
	虐待認定件数	6	10	13	8	5
	事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)
30千円				0千円	0千円	0千円
特定財源		千円	千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円	千円	千円
一般財源		30千円	0千円	0千円	0千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ① 障がい者虐待におけるコア会議の運用見直し 通報者が警察であり、虐待なしと判断できるもの等は書面による会議を可能とする。 ② 権利擁護連絡会議の開催 関係機関との連携や関係施策の調整、情報共有する地域連携ネットワークの強化。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	高齢者虐待通報受理件数		230件	212件	228件	247件
	高齢者虐待認定割合 (小数点以下四捨五入)		25%	41%	28%	30%
	障害者虐待通報受理件数		50件	48件	47件	39件
	障害者虐待認定割合 (小数点以下四捨五入)		20%	12%	21%	33%
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 虐待対応マニュアルに即した対応を行うことで、高齢者虐待対応の標準化・事務負担の軽減を図ることができた。 障がい者虐待対応については警察からの障がい者虐待事案通報票に基づく対応事項を新たに作成し、事務負担軽減を図ることができた。 関係機関や地域住民の虐待に対する関心が広がり、通報受理件数は高止まりしているが、分離等を要する重篤な事案は増えていないことから、通報窓口の周知や早期発見・支援が可能な体制が整いつつある。 【課題】 ① 虐待防止に向けた周知・啓発を行うとともに、連絡会議等を通じて、連携体制を構築していく必要がある。 ② 世帯全体の抱えている生活課題を把握し、関係機関や医療機関との連携の強化、再発防止など予防的な支援体制を構築する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ① 権利擁護連絡会議及び医療・福祉従事者向けの研修の開催 在宅医療・介護サポートセンターや地域包括支援センターと連携して、医療・福祉従事者向けの研修会を開催することで、多機関・多職種との連携や地域の見守り体制を構築する。 ② 虐待通報の事実確認の際に、かかりつけ医等への診療情報の提供や意見を求め、支援体制の充実を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	① 権利擁護連絡会議の開催 ② 権利擁護セミナーの実施 ③ 医療・福祉従事者向け研修会の開催				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-3	
事業名	介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業 （住民主体サービス補助）			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	介護保険法115条の45第1項 地域支援事業実施要綱			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】住み慣れた地域で誰もが居場所や役割、いきがいを持って生活できる地域づくりのため、身近な地域で介護予防活動や多世代が交流する場の立ち上げや運営を支援する。 【事業概要】 住民主体サービスを実施する団体に、その立ち上げ及び運営経費を補助する。 補助金額（上限） 1 立ち上げ支援 （1）訪問型サービス及び高齢者等サロン 100,000円 （2）ミニデイサービス 1,000,000円 2 運営補助 （1）訪問型サービス 50,000円／年 （2）高齢者等サロン及び 月1回 50,000円／年 地域共生サロン 月2回又は年間延べ利用人数500人以上 100,000円／年 週1回以上 200,000円／年 会場使用料補助加算 30,000円まで 買物支援モデル事業加算 100,000円／年 （3）ミニデイサービス 50,000円／月 （4）訪問型サービスD 150,000円／年					
	事業期間	平成28年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年4月 創設 平成31年4月 訪問型ちょっとお助けサービスの追加、開催頻度及び規模により補助金額を増額 令和2年4月 買い物支援モデル事業を追加 令和2年9月 訪問型サービスD等モデル事業を追加 令和7年4月 地域共生サロンを追加 令和8年4月 ミニデイサービスを廃止 地域共生サロンを生活支援体制整備事業に移行					
	【実績】 1 通所型サービス					
	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	補助金交付団体数（箇所）	92	101	108	131	161
	延べ回数（回）	2,265	3,563	4,166	5,166	7,199
	延べ人数（人）	44,793	63,248	71,420	80,211	94,405
2 訪問型サービス						
区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
補助金交付団体数（箇所）	5	6	6	4	5	
事業費	事業費		8年度（予算）	7年度（決算）	6年度（決算）	5年度（決算）
			16,774千円	14,495千円	11,435千円	9,747千円
	特定財源	国・県支出金	6,290千円	5,435千円	4,288千円	3,655千円
		その他	8,387千円	7,247千円	5,718千円	4,873千円
	一般財源		2,097千円	1,812千円	1,429千円	1,219千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 高齢者等サロンの実施団体 161箇所 訪問型サービスの実施団体 5団体					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	通所型サービス		170箇所	161箇所	131箇所	108箇所
	訪問型サービス		5箇所	5箇所	4箇所	6箇所
	住民主体サービス利用者数		95,000人	94,405人	80,211人	71,420人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	身近な場所に介護予防や多様な活動を行う通いの場が広がり、日常的に介護予防やいきがいくりに取り組む環境が整ってきた。 【課題】 担い手や参加者の高齢化、男性参加者の少なさ等は複数の団体・地域で共通する課題であり、活動の継続に向けた伴走支援と新たな担い手の確保・育成が必要である。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ―：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 地域福祉コーディネーターが民間事業者や学校など多様な主体の参画する地域づくりを推進していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・地域共生サロンを生活支援体制整備事業に移行し、民民協働を推進する。 ・高齢者等サロンによる買い物支援を、実施する団体の増加を図る。				

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-4																		
事業名	一般介護予防事業			最終更新日	令和8年5月18日																		
実施根拠	介護保険法115条の45 地域支援事業実施要綱			担当課	地域共生推進課																		
関連計画	高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—																			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—																		
	施策等	2 高齢者福祉の充実																					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																					
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者のフレイル予防や生活機能の維持・向上のため、オーラルフレイルやヒアリングフレイルなどの予防、地域のリハビリテーション活動支援を実施する。 【事業概要】 地域に介護予防講師等を派遣したり、身近な場所でサービスを提供することにより、運動や口腔機能の向上について、住民自らが主体的に取り組めるように支援する。 また、聴力機能低下は認知症の発症やフレイルに影響するため、聴覚に関する正しい知識の啓発を図るとともに、補聴器の使用等、必要な支援につながる体制を整えることで高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図る。 (1) 誤嚥予防セミナー：口腔機能向上の地域出張集団指導 (3) 誤嚥予防プログラム：口腔機能向上の個別指導 (4) 介護予防講師派遣事業：地域活動の支援 (5) 療法士等派遣事業：地域活動又は介護予防ケアマネジメント支援 (6) ヒアリングフレイル予防事業：難聴予防によるフレイル及び認知症予防（令和6年度から開始）																						
	事業期間	平成28年度 ～ （一般介護予防事業としての事業開始）																					
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成21年 パタカラ教室創設（現：誤嚥予防セミナー） 平成26年 介護予防講師派遣事業創設 平成29年 誤嚥予防プログラム創設 療法士派遣事業創設 令和3年 動画版誤嚥予防セミナー 創設 令和5年 誤嚥予防プログラムの市内全域での実施体制が整ったため口腔機能向上事業を廃止 令和6年 ヒアリングフレイル予防事業創設																						
	【実績】 (1) 誤嚥予防セミナー・動画版誤嚥予防セミナー																						
	<table><tr><td>区分</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>回数</td><td>4・6</td><td>10・4</td><td>4・2</td><td>3・4</td><td>4・6</td></tr><tr><td>延べ人数</td><td>53・93</td><td>144・78</td><td>82・55</td><td>35・37</td><td>86・101</td></tr></table>					区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	回数	4・6	10・4	4・2	3・4	4・6	延べ人数	53・93	144・78	82・55	35・37	86・101
	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																	
	回数	4・6	10・4	4・2	3・4	4・6																	
	延べ人数	53・93	144・78	82・55	35・37	86・101																	
	(2) 誤嚥予防プログラム																						
	<table><tr><td>区分</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>利用回数</td><td>294</td><td>347</td><td>434</td><td>195</td><td>144</td></tr></table>					区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	利用回数	294	347	434	195	144						
	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																	
	利用回数	294	347	434	195	144																	
(3) 介護予防講師派遣事業 介護予防活動普及事業																							
<table><tr><td>区分</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>利用回数</td><td>70</td><td>122</td><td>147</td><td>144</td><td>162</td></tr></table>					区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	利用回数	70	122	147	144	162							
区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																		
利用回数	70	122	147	144	162																		
(4) 療法士派遣事業																							
<table><tr><td>区分</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>利用回数</td><td>26</td><td>40</td><td>54</td><td>48</td><td>44</td></tr></table>					区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	利用回数	26	40	54	48	44							
区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																		
利用回数	26	40	54	48	44																		
(5) ヒアリングフレイル講座																							
<table><tr><td>区分</td><td>6年度</td><td>7年度</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>35</td><td>21</td></tr></table>					区分	6年度	7年度	受講者数	35	21													
区分	6年度	7年度																					
受講者数	35	21																					

第六次総合計画 事業点検シート

事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			4,981千円	2,790千円	2,428千円	4,091千円
	特定財源	国・県支出金	1,867千円	1,046千円	910千円	1,524千円
		その他	2,490千円	1,395千円	1214千円	2,046千円
	一般財源		624千円	349千円	304千円	521千円
7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) (1)誤嚥予防セミナー 10回 187人(動画版も含む) (2)誤嚥予防プログラム 144人 (3)療法士等派遣事業 44回 (4)介護予防講師派遣事業(介護予防活動普及事業) 162回 (5)ヒアリングフレイル講座 21人					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	誤嚥予防セミナー参加者数		200人	187人	137人	222人
	介護予防活動普及事業 実施回数		242回	162回	147回	122回
	誤嚥予防プログラム 参加者数		300人	144人	434人	347人
	ヒアリングサポーター養 成者数		30人	21人	—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【成果】 ・介護予防活動普及事業実施回数は順調に推移している。 ・ヒアリングフレイル予防の一つとして介護関係者向けのフレイル予防講座を実施し、聴覚に関する正しい対応の啓発と支援体制を推進した。 【課題】 ・誤嚥予防プログラム及び誤嚥予防セミナーの参加者数が減少しており、実施方法の見直し及び周知方法の改善をする必要がある。 ・あいちデジタルヘルスコンソーシアム等を活用し、多様な介護予防の取り組みを市民が利用できるよう、民間事業との連携、協働を進める必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 高齢者の通いの場等の地域で高齢者が集まる場を積極的に活用し、市の事業の実施のほか、民間事業者が実施する介護予防に資する取り組みを紹介していく。 あいちデジタルコンソーシアムに参加し、春日井市に効果的な協働事業を検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・高齢者の通いの場でオーラルフレイルやヒアリングフレイルの啓発を実施。 ・あいちデジタルヘルスコンソーシアム、中部健康・医療産業化ネットワーク担当者会議に参加し、協働できる事業を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-5																																																						
事業名	老人福祉施設等入所措置			最終更新日	令和8年5月18日																																																						
実施根拠	老人福祉法第11条第1項第1号			担当課	地域共生推進課																																																						
関連計画	地域共生プラン 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	春日井市老人ホーム入所判定委員会																																																							
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—																																																						
	施策等	2 高齢者福祉の充実																																																									
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																																																									
目的・ 事業概要	【目的・事業概要】 環境上及び経済上の理由により在宅で生活することが困難な高齢者を支援するため、老人福祉施設などの入所措置を実施する。																																																										
	事業期間	～																																																									
過去の経緯、 主な実績等	【実績】各年度、4月1日時点の措置者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>7年度</th> <th>6年度</th> <th>5年度</th> <th>4年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しょうなあさひが丘</td> <td>25名</td> <td>29名</td> <td>32名</td> <td>29名</td> <td>28名</td> </tr> <tr> <td>瀬古第2マザー園</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>福寿園</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>寿光園</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>陶寿荘</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>3名</td> <td>2名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>新和楽荘</td> <td>3名</td> <td>4名</td> <td>4名</td> <td>3名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>優・悠・邑和</td> <td>0名</td> <td>0名</td> <td>1名</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33名</td> <td>38名</td> <td>43名</td> <td>38名</td> <td>36名</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	しょうなあさひが丘	25名	29名	32名	29名	28名	瀬古第2マザー園	1名	1名	1名	1名	1名	福寿園	1名	1名	1名	1名	3名	寿光園	1名	1名	1名	1名	1名	陶寿荘	2名	2名	3名	2名	1名	新和楽荘	3名	4名	4名	3名	2名	優・悠・邑和	0名	0名	1名	—	—	計	33名	38名	43名	38名	36名
	区 分	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度																																																					
	しょうなあさひが丘	25名	29名	32名	29名	28名																																																					
	瀬古第2マザー園	1名	1名	1名	1名	1名																																																					
	福寿園	1名	1名	1名	1名	3名																																																					
	寿光園	1名	1名	1名	1名	1名																																																					
	陶寿荘	2名	2名	3名	2名	1名																																																					
	新和楽荘	3名	4名	4名	3名	2名																																																					
	優・悠・邑和	0名	0名	1名	—	—																																																					
	計	33名	38名	43名	38名	36名																																																					
令和2年度 老人保護措置費について、令和元年10月の消費税増税に伴い支弁基準額の見直しを行い、引き上げを行った。																																																											
令和3年度 高齢者、障害者、低所得者等住居の確保に課題を抱える者が養護老人ホームの契約入所を行う場合において、その利用者に対し交付する補助金について、住宅確保要配慮者補助金交付要綱を定めた。																																																											
令和4年度 老人保護措置費について、職員の処遇改善加算を特別事務費として算定し、支弁基準額の引き上げを行った。																																																											
令和6年度 老人保護措置費について令和6年度介護報酬改定を踏まえ支弁額の引き上げ。																																																											
令和7年度 老人保護措置費について介護人材確保・職場環境改善等事業分の支弁額の引上げ。																																																											
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																																					
			105,787千円	89,047千円	93,298千円	96,455千円																																																					
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																																					
		その他	15,512千円	14,316千円	15,046千円	15,110千円																																																					
一般財源		90,275千円	74,731千円	78,252千円	81,345千円																																																						

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・新規入所者数 7名 措置解除者数 4名 ・老人ホーム入所判定委員会の開催（現入所者の継続入所について決定）					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	退所者数		4人	4人	6人	5人
	退所理由（入院）		0人	1人	3人	0人
	退所理由（住居確保）		4人	1人	0人	5人
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・入所者の体調不良等の入院による措置解除（退所）が発生するため、目標値を設定することは難しい。 ・新規措置者に対しては、措置が必要かどうか適切に判断し、老人ホーム入所判定委員会において、委員の承認を得たうえで、措置事務を実施している。 ・継続措置者への面談時に使用するアセスメントシートを作成することで現在の状態やニーズを把握し、支援に必要な基本情報を得ることができた。その結果施設と連携し、個別の事情に応じて必要な支援を実施している。 【課題】 高齢化に伴う介護対応や認知症対応が必要な入所者などの養護老人ホームでの措置が困難となっている措置者について、速やかに次の行き先を支援する必要がある。 また、地域移行が可能な高齢者に関して地域生活に移行するための支援をする必要がある。 死後事務支援などの必要な手続きを支援する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ① 関係機関と連携し、経済的に困窮する高齢者の住まい支援の選択肢として養護老人ホームを活用する。 ② 令和7年度における老人保護措置費引き上げ ③ 被措置者本人の希望や身体の変化に応じ、適切な施設等を検討する。 ・入所者との定期的な面談の実施 ・施設と定期的に入所者の情報共有を実施 ④ 身寄りのない高齢者に対し、終活サポート事業と連携し、死後事務支援などの必要な手続きを支援する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・養護老人ホームへの入所措置 ・入所判定委員会の開催				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-6	
事業名	支援困難高齢者対策事業			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	老人福祉法第10条の4第1項第3号、第4号、第11条第1項第2号			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 虐待や認知症などにより、介護サービスの利用が困難な高齢者を支援するため、老人福祉施設などへの入所措置を実施する。 【事業概要】 家族等からの虐待や認知症等やむを得ない事由により、介護サービスの利用が困難である高齢者に対し、福祉の措置により、施設入所等の介護サービスを提供する。					
	事業期間	～				
過去の経緯、 主な実績等	【実績】					
	区 分	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
	措置者数(各年度4月1日現在)	2人	2人	3人	1人	5人
	新規措置者	4人	4人	2人	5人	0人
	措置解除者	4人	4人	3人	3人	4人
	(うち後見による措置解除)	0人	0人	1人	1人	1人
	(うち親族契約による措置解除)	1人	2人	2人	0人	0人
	【措置解除への取組】 ・市長申立てにより後見人の申立てを行い、後見人による契約の実施 ・親族との折衝により、親族が契約するための支援の実施 ・本人契約のための支援の実施					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,960千円	2,012千円	2,212千円	2,569千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		2,960千円	2,012千円	2,212千円	2,569千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 新規措置者 4名 措置解除者 4名 (うち措置解除1名については親族との折衝により施設入所契約に至ったもの)					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	新規措置者数		2人	4人	4人	2人
	契約による措置解除者数		2人	1人	3人	3人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・虐待等のやむを得ない事由により福祉の措置を行うため、目標値を設定することは難しい。 ・新規措置者は、措置が必要かどうか適切に判断し、措置事務を実施する。 ・継続措置者は、毎年面談を実施し本人の状況を確認し、措置解除に向け、親族調整や成年後見制度の利用支援を実施する。 【課題】 ・長期継続措置者への措置解除に向けた対応 ・高齢者措置費本人負担金の未納なものは、適切な債権管理を行うこと。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ① 親族による契約での施設入所や市長申立て等による成年後見人の選任を速やかに行い、措置から利用契約に移行し、措置費の縮減を図る。 ② 高齢者措置費本人負担金の納付状況の適切な管理を行い、督促及び催告を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・特別養護老人ホームまたは短期入所施設等への入所措置 ・継続措置者の面談実施及び、措置解除に向けた個別支援				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-7																														
事業名	成年後見制度利用・相談支援事業				最終更新日	令和8年5月18日																														
実施根拠	老人福祉法第32条の2 成年後見制度利用支援事業実施要綱 成年後見制度の利用の促進に関する法律				担当課	地域共生推進課																														
関連計画	地域共生プラン2025（成年後見制度利用促進基本計画） 第9次高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会																															
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—																														
	施策等	2 高齢者福祉の充実																																		
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																																		
目的・ 事業概要	【目的】 認知症などにより、判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、高齢者・障がい者権利擁護センターを設置し、成年後見制度の利用促進や市民後見人の育成などの総合的な権利擁護支援を行う。 【事業概要】 1 高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関に位置付け、成年後見制度の関する相談及び利用を支援 2 市民後見人の育成のため市民後見人養成研修等の実施 3 老人福祉法に基づく市長申立ての実施 4 権利擁護連絡会議を設置し、権利擁護の支援に関する地域連携ネットワークの構築を進める。 5 成年後見申立ての費用及び報酬助成 6 終活サポート事業の実施																																			
	事業期間	平成17年度～																																		
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成17年度 成年後見制度利用支援事業要綱施行 平成25年度 第1期市民後見人育成研修実施 平成27年度 高齢者・障がい者権利擁護センター設置、市民後見人候補者登録バンク設置 平成28年度 第2期市民後見人育成研修実施 高齢者・障がい者権利擁護センター専門委員会、市民後見人サポート委員会設置 平成30年度 第3期市民後見人育成研修実施 令和 元年度 成年後見制度利用促進基本計画を地域共生プランとして一体的に策定 成年後見制度利用支援事業要綱を改定し、報酬助成の対象を市長申立てに限らず、親族申立てにより選任された専門職へ拡充 令和 2年度 第4期市民後見人育成研修実施 令和 3年度 高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関に位置付ける（令和3年1月） 令和 4年度 第5期市民後見人育成研修実施 令和 5年度 第6期市民後見人育成研修実施 令和 6年度 成年後見早わかり講座を実施し、48名が参加 令和 7年度 第7期市民後見人育成研修実施 権利擁護セミナーを実施し、171名が参加 【実績】 <table><tr><td></td><td>7年度</td><td>6年度</td><td>5年度</td><td>4年度</td><td>3年度</td></tr><tr><td>市長申立て件数</td><td>13件</td><td>11件</td><td>19件</td><td>5件</td><td>16件</td></tr><tr><td>育成研修修了者</td><td>4名</td><td>—</td><td>11名</td><td>3名</td><td>—</td></tr><tr><td>登録バンク人数</td><td>3名</td><td>—</td><td>10名</td><td>3名</td><td>—</td></tr><tr><td>市民後見人数</td><td>3名</td><td>5名</td><td>4名</td><td>0名</td><td>7名</td></tr></table> ※ 登録バンク人数、市民後見人数は新規に登録、受任した人数							7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	市長申立て件数	13件	11件	19件	5件	16件	育成研修修了者	4名	—	11名	3名	—	登録バンク人数	3名	—	10名	3名	—	市民後見人数	3名	5名	4名	0名	7名
		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度																														
市長申立て件数	13件	11件	19件	5件	16件																															
育成研修修了者	4名	—	11名	3名	—																															
登録バンク人数	3名	—	10名	3名	—																															
市民後見人数	3名	5名	4名	0名	7名																															
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																														
			31,209千円	27,525千円	26,946千円	30,073千円																														
	特定財源	国・県支出金	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円																														
		その他	3,546千円	3,395千円	3,031千円	4,093千円																														

第六次総合計画 事業点検シート

	一般財源		24,663千円	21,130千円	20,915千円	22,980千円
7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 1 成年後見制度利用支援事業 市長による成年後見申立て：13件 2 権利擁護連絡会議を開催（1回） 3 終活サポート事業の周知：終活公開講座（11回）を実施し、318名参加 4 成年後見制度等に関する市民講座の実施：29回、延べ841名参加 5 春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター：相談件数1,314件					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	成年後見制度等に関する市民講座ののべ参加人数（市民後見人養成研修含む）		850名	841名	486名	376名
	市民後見人登録者数		35名	31名	30名	34名
	成年後見人等の選任件数		50名	未確定	43名	46名
	権利擁護センター相談件数		1,400件	1,314件	905件	874件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 成年後見や終活に関するニーズが高まっている中で、市長による成年後見申立てを積極的に実施するほか、地域連携ネットワークの強化を図ることができた。 終活サポート事業について、終活公開講座「想いをつなぐ相続・遺言」を実施。出前講座を11箇所で開催し、周知啓発が図られた。 【課題】 1 身寄りがない人への具体的な支援を検討する必要がある。 2 法人後見の担い手の育成を検討する必要がある。 3 終活サポート事業の利用促進を図る必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の方 向性	(課題解決のために必要な方策等) 1 身寄りのない人等への支援と法人後見の担い手の育成の検討など、総合的な権利擁護支援の施策の方向性を検討する。 2 専門職から市民後見人に円滑な引継ぎと日常生活自立支援事業との連携を強化する。 3 養護老人ホーム入所者や生活支援ハウス利用者等に対し、終活サポート事業の利用と死後事務等の適切な助言を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	1 権利擁護連絡会議の開催（総合福祉計画（仮称）に掲載する施策の方向性の検討） 2 市民後見人育成研修の実施 3 終活サポート事業の周知と利用促進 4 終活情報登録や死後事務支援の体制整備に向けた検討。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-8																		
事業名	生活支援ショートステイ			最終更新日	令和8年5月18日																		
実施根拠	春日井市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱			担当課	地域共生推進課																		
関連計画	地域共生プラン2025 第9次高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	—																			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—																		
	施策等	2 高齢者福祉の充実																					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																					
目的・ 事業概要	【目的】 家族の疾病等の理由により、在宅で生活することが困難な高齢者を支援するため、養護老人ホーム等への短期入所を行う。 【事業概要】 要介護等高齢者の介護者が社会的な理由に、急に介護が困難となった場合などに要介護等高齢者が短期入所生活介護施設等に宿泊し、介護者の不安解消と高齢者の健全な社会生活の継続を支援する。																						
	事業期間	平成12年度～																					
過去の経緯、 主な実績等	平成12年度 事業開始 平成29年度 緊急ショートステイとリフレッシュショートステイを統合 令和 6年度 一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替 【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th><th>3年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ利用人数</td><td>7人</td><td>7人</td><td>6人</td><td>6人</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>延べ利用日数</td><td>392日</td><td>160日</td><td>102日</td><td>66日</td><td>14日</td></tr> </tbody> </table>						7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	延べ利用人数	7人	7人	6人	6人	3人	延べ利用日数	392日	160日	102日	66日	14日
	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度																		
延べ利用人数	7人	7人	6人	6人	3人																		
延べ利用日数	392日	160日	102日	66日	14日																		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																	
			2,272千円	2,724千円	1,072千円	690千円																	
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	円	円																	
		その他	480千円	377千円	240千円	124千円																	
一般財源		1,792千円	2,347千円	832千円	566千円																		

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 利用人数 7人(理由:虐待による分離目的 0人、その他: 7人) 利用日数 392日					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	延利用人数		8人	7人	7人	6人
	延利用日数		314日	392日	160日	102日
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 関係機関と連携し、速やかに利用につなげることで、高齢者の安全な生活の確保に努めた。また、利用後の生活の場を整えるため、親族と協力して包括的な支援を行った。 【課題】 一時的に居宅での生活が困難となった高齢者の、生活環境の改善に向けた調整に時間がかかるため、個々の状況に応じた適切な利用期間の設定を検討する必要がある。			
			◎:期待する又は期待以上の効果があった ○:現状維持 △:期待する効果がなかった ー:評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 1 本人の意思に即した生活環境を早期に整えられるよう、関係機関や親族等と連携し、包括的に支援する。 2 個々の利用者に応じ、適切な利用期間内で支援する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	高齢者生活支援ショートステイの利用				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-9	
事業名	生活支援ハウス運営事業			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	春日井市生活支援ハウス運営事業実施要綱			担当課	地域共生推進課	
関連計画	第9次高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らしに不安のある60歳以上の人が、安心して生活するため、住居の提供及び相談、緊急時の対応などを提供する。 【事業概要】 高齢などのため独立して生活することに不安のある方に、各種機能を備えた施設を提供し、各種相談、助言及び緊急時の対応を行う。 ○施設 生活支援ハウス第2グレイスフル春日井（定員15名） 生活支援ハウスあさひが丘（定員10名）					
	事業期間	平成14年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成14年度 第2グレイスフル春日井で事業開始 平成17年度 あさひが丘で事業開始 令和6年度 入居要件であった、身元引受人の連絡先の記載を削除 令和7年度 人件費や物価の高騰により、委託料の見直しを実施					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			29,532千円	28,257千円	26,689千円	22,045千円
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	
一般財源		29,532千円	28,257千円	26,689千円	22,045千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 第2グレイスフル あさひが丘 新規入所2名 退所3名 令和7年度末時点 入居者12名/15名 新規入所1名 退所2名 令和7年度末時点 入居者9名/10名					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	第2グレイスフル春日井 入所者数		15人	12人	13人	12人
	あさひが丘 入所者数		10人	9人	10人	10人
	合計		25人	21人	23人	22人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 入居者の状況に応じ、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、入所者は安心して生活ができている。 【課題】 1 介護が必要となるなどの入居者の身体状況の変化に応じて、介護サービス利用や養護老人ホーム等への入所支援を行う必要がある。 2 入居者が退去時に、退去費用を支払うことが困難な場合、どのように対応するか検討する必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 1 入居者と定期面談を行い、入居者の生活課題を把握し、地域包括支援センターと連携して、必要なサービスの導入や養護老人ホーム等への入所支援を行う。 2 家財処分や修繕等の原状回復の方法等を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	生活支援ハウス事業運営				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-2-1-10
事業名	介護予防・日常生活支援総合事業				最終更新日	令和8年5月21日
実施根拠	介護保険法第115条の45 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括ケア推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう介護予防や生活支援サービスを総合的に提供する。 【事業概要】 1 介護予防・生活支援サービス事業 (1) 第1号訪問事業（訪問型サービス） ア 介護予防訪問介護相当サービス イ 緩和した基準によるサービス ウ 住民主体のサービス（地域共生推進課所管） エ 短期集中型サービス (2) 第1号通所事業（通所型サービス） ア 介護予防通所介護相当サービス イ 緩和した基準によるサービス ウ 住民主体のサービス（地域共生推進課所管） エ 短期集中型サービス (3) 第1号生活支援事業（その他生活支援サービス） ア 配食サービス (4) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント） (5) 一般介護予防支援事業（地域共生推進課所管）					
	事業期間	平成17年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成29年4月 配食サービスを第1号生活支援事業に位置付け 平成30年4月 第1号訪問事業に緩和した基準によるサービスを創設 平成30年6月 事業所アンケートの実施 平成31年4月 緩和した基準によるサービスに介護職員処遇改善加算を創設 平成30年2月 地域包括支援センターによる自立支援を促進する適切な介護予防ケアマネジメントを推進し、事業費の軽減を実現 令和3年4月 報酬の引き上げ、緩和した基準によるサービス（通所型サービス）に運動器機能向上加算を創設					
事業費	事業費 (地域共生推進課分含む)		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			746,263千円	707,793千円	643,338千円	587,565千円
	特定財源	国・県支出金	267,404千円	240,900千円	227,110千円	214,481千円
		その他	202,063千円	198,680千円	187,744千円	167,892千円
	一般財源		276,796千円	268,213千円	228,484千円	209,192千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・地域包括支援センターによる適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、各種サービス提供が行われた。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	訪問型サービス利用件数		8,546件	8,246件	7,956件	7,729件
	通所型サービス利用件数		22,359件	20,308件	18,444件	16,675件
	生活支援サービス （配食サービス）利用件数		8,126件	7,624件	7,153件	6,331件
	介護予防ケアマネジメント		15,208件	14,134件	13,135件	12,173件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・適切な介護予防ケアマネジメントを実施し、利用者の状態に応じた適切なサービスの利用調整を促進した結果、国の定める上限額の範囲内で事業を実施することができた。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・介護予防ケアマネジメントの質の向上や住民主体サービスの通いの場など、健康づくりや地域リハビリテーション等の介護予防の取組を促進する。 (住民主体サービスと介護予防については地域共生推進課主導で行う。) ・地域包括支援センターを通じて、介護予防ケアマネジメントの平準化を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・第9次高齢者総合福祉計画に沿って事業を実施する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-11	
事業名	介護サービス利用者負担軽減対策事業			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱 春日井市介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金 交付要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針 ①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ 適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者のいる低所得者世帯であって、特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの利用促進を図り、高齢者の自立した生活を継続できるよう支援する。 【事業概要】 1 内 容 社会福祉法人等が提供する介護サービスについて、介護サービス費（1割分）、食費、居住費（滞在費）が軽減される確認証を交付する。また、当該利用者負担の軽減を実施した社会福祉法人等に対し、補助金を交付する。 2 対象者 次のいずれかに該当する方 (1) 世帯全員が市民税非課税で、次の要件の全てを満たす方 ・年収が単身世帯で150万円（世帯員1人増えるごとに50万円を加算）以下 ・預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員1人増えるごとに100万円を加算）以下 ・世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない ・負担能力のある親族等に扶養されていない ・介護保険料を滞納していない (2) 生活保護受給者 3 補助金の交付対象 軽減した額が本来受領すべき利用者負担額の100分の1に相当する額を超える社会福祉法人 ※県費補助3/4					
	事業期間	平成17年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成24年1月 軽減対象者に生活保護受給者を追加 平成24年4月 対象に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスを追加 平成30年4月 対象に第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護相当事業、地域密着型通所介護を追加					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			5,600千円	3,181千円	3,654千円	2,621千円
	特定財源	国・県支出金	4,200千円	2,385千円	2,740千円	1,965千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		1,400千円	796千円	914千円	656千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・介護保険サービス事業者講習会の配布資料に当該制度について掲載し、ケアマネジャー等へ周知を行った。 ・確認証の年度更新、新規申請を行った。 ・社会福祉法人への補助金交付を行った。 ・社会福祉法人への所要額調査を前倒しで行い、8年度の予算編成の参考とした。					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	負担軽減確認証交付数		210人	207人	168人	148人
	助成する社会福祉法人数		8	7	6	5
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	生計が困難な低所得者世帯の高齢者のサービス利用の負担軽減に寄与するものであり、確認証の交付数は増加しており、サービス利用の促進が図られている。施設入所を検討している居宅サービス利用者から制度についての問い合わせが増加していることから、制度についてケアマネジャー等の間で浸透してきている。また、軽減制度を行っている社会福祉法人等から利用者への申請案内も適切に行われている。 制度の利用が増加すると市の支出も増加すること、また、県からの補助金内示額が夏過ぎの調査に基づき決定されるうえ実績確定後の追加交付は困難であることから、法人への助成金額を適正に見込み、愛知県への補助金申請を適切に行う。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 事業を未実施である社会福祉法人については、国からの働きかけや、愛知県においては県内の実施事業所一覧や事業所向けのページをホームページで公開し、事業実施に係る働きかけを行っていることから、今後も県の動向を注視する。 法人への助成金額を正確に把握する為、6月下旬頃に法人に対して見込調査を行い、愛知県への補助金申請の参考とする。 また、軽減制度を行う事業者等を増やすため、社会福祉法人以外への周知に力を入れる。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	市民や事業所に制度についての周知が進むと、利用者の負担軽減利用や助成を申請する法人も増加すると考えられ、市の支出も増加することから、法人への助成金額を適正に見込んで予算確保し、愛知県への補助金申請を適切に行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-12	
事業名	住宅改修等実態調査（介護給付費等適正化事業）			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	介護保険法第115条の45			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第6期愛知県介護給付適正化計画 第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 - 介護保険給付の適正化を図る。 - 介護給付適正化に関する主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検）の実施は、地域支援事業交付金の上限額適用の必須条件である。 【事業概要】 - 施工前に訪問等による被保険者宅の実態確認及び工事見積書の点検を行うとともに、被保険者又はその家族がケアマネ等から複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう説明されたか確認する。 - 施工後に訪問等による住宅改修の施工状況又は福祉用具の使用状況等を点検する。					
	事業期間	平成20年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	- 住宅改修の施工前の工事見積書の点検及び施工後の竣工写真等の点検は全件実施している。 - 施工前、施工後の調査は住宅改修・福祉用具販売事業所に対する不要給付抑止の効果がある。 - ケアマネにおける相見積もりの説明の義務に対する理解が深まっている。 - 住宅改修・福祉用具販売事業所における受領委任払いに対する理解が深まっている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			0千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・調査対象については、介護保険住宅改修の実績が少ない事業者や特殊な住宅改修の内容などにより選定し、業務の効率化を図った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	住宅改修調査		10件	10件	10件	7件
	福祉用具調査		1件	1件	1件	0件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・訪問調査により不正が発覚した事例はない。 ・確認に出かける職員の人件費」と「不正を発見したとき返還させる場合の返還金額」の費用対効果が低い。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 引き続き、介護保険住宅改修の実績が少ない事業者や特殊な住宅改修の内容など対象を精査して、効果的・効率的な実施に努める。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・引き続き介護保険住宅改修の実績が少ない事業者や特殊な住宅改修の内容など対象を精査して、抽出する。 ・施工後だけでなく、施工前の訪問を行うケースを精査した上で、施工前訪問を計画的に行い、被保険者に対して適切な情報提供や助言を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	廃止	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-13	
事業名	健康診断書料助成			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 健康診断書料の一部を助成することにより、福祉サービス等の利用促進と経済的な負担を軽減する。 【事業概要】 介護保険サービスや市の高齢者福祉サービスを利用するときに健康診断書が必要な場合に、健康診断書料の一部を助成する。 1 対象者 市民税非課税世帯の方で、次のいずれかに該当する者 (1) 市内在住で、市の高齢者福祉サービスを利用するもの (2) 市の要介護認定を受けており、介護保険サービスを利用するもの 2 助成金額 10,000円を上限（同一年度に1回が限度）					
	事業期間	平成9年度 ～ 令和7年度				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成12年4月 助成対象を市の福祉サービス事業もしくは措置を受ける者に改めた。 平成13年4月 助成対象に介護保険の介護サービスを加えた。助成対象者を市民税非課税世帯の者に限定した。 平成14年4月 春日井市障害者福祉健康診断書料助成要綱の制定に伴い、助成の対象から障害者福祉の対象になるものを削った。 平成14年7月 助成対象に生活支援ハウス運営事業を加えた。 平成18年4月 対象者を春日井市に住所を有する者とした。生活保護法による被保護者を対象から除いた。 平成26年4月 対象者の要件のうち、老人福祉法による措置を受ける者にあっては、市内住所要件を削除した。介護保険サービスを利用する者にあっては、市内住所要件を削除し、市の介護保険被保険者であることを追加した。 平成26年10月頃 居宅連で在宅サービス提供時に健康診断書の提出を求めない旨の申し合わせが行われた。（平成26年：154件→平成27年：44件） 令和6年度 健康診断書の代替となる「主治医意見書」の情報開示について、医師への事前開示同意を不要とする見直しを行い、介護サービス等の事業者に対する主治医意見書の交付が容易にできるよう春日井市医師会と調整した。 令和7年度 介護サービス等の事業者に対する主治医意見書の交付が容易にできるようになったことから、必ずしも事業者へ健康診断書を提出する必要がなくなったため、令和7年度をもって事業を廃止した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			-	434千円	434千円	299千円
	特定財源	国・県支出金	-	0千円	0千円	0千円
		その他	-	0千円	0千円	0千円
	一般財源		-	434千円	434千円	299千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・健康診断書の代わりに主治医意見書の交付が容易になったことから、令和7年度末をもって事業を廃止した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	助成件数（介護サービス）		-	36件	49件	32件
	助成件数（福祉サービス）		-	2件	0件	2件
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・低所得者の方への負担軽減は必要と考えるが、主治医意見書を代替えとすることで、健康診断の手続きも経費も不要となる。 ・介護に必要な費用負担に対する軽減対策であったが、主治医意見書の交付により必要度がほぼ無くなったため、今後廃止とすることも可能となった。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-14																
事業名	地域密着型サービス事業者の指定			最終更新日	令和8年5月21日																
実施根拠	介護保険法第78条の2、第115条の12 春日井市指定地域密着型サービス人員等基準条例 春日井市指定地域密着型介護予防サービス人員等基準条例			担当課	介護・高齢福祉課																
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会																	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが暮らしやすさ																
	施策等	2 高齢者福祉の充実																			
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																			
目的・ 事業概要	【目的】 介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、指定基準を満たし、適切に介護サービスを提供できる事業者を確保する。 【事業概要】 新規指定は、書面審査と現地確認を行い、地域包括支援センター運営等協議会での意見聴取を経て指定する。 指定更新は、指定有効期間（6年間）終了前に書面審査を行う。 また、事業内容に変更があった場合や各種加算を取得する場合に、変更届出書を受付する。																				
	事業期間	平成18年度～																			
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成18年4月 地域密着型サービスの創設 平成24年4月 愛知県からの指定権限の移譲により市が所管 平成24年4月 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設 複合型サービスの創設 平成24年12月 春日井市指定地域密着型サービス人員等基準条例（春日井市指定地域密着型介護予防サービス人員等基準条例）を制定 平成28年4月 利用定員18人以下の通所介護を地域密着型通所介護として創設 平成30年4月 介護サービス事業者指定等審査手数料の徴収を開始 審査手数料 新規1回／30,000円、更新1回／10,000円 【市内のサービス事業所数】 102事業所（令和8年3月31日現在） <table border="0"> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>1事業所</td><td>認知症対応型共同生活介護</td><td>23事業所</td></tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td><td>49事業所</td><td>地域密着型介護老人福祉施設</td><td>10事業所</td></tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td><td>9事業所</td><td>看護小規模多機能型居宅介護</td><td>1事業所</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td><td>9事業所</td><td></td><td></td></tr> </table>					定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	認知症対応型共同生活介護	23事業所	地域密着型通所介護	49事業所	地域密着型介護老人福祉施設	10事業所	認知症対応型通所介護	9事業所	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	小規模多機能型居宅介護	9事業所		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	認知症対応型共同生活介護	23事業所																	
地域密着型通所介護	49事業所	地域密着型介護老人福祉施設	10事業所																		
認知症対応型通所介護	9事業所	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所																		
小規模多機能型居宅介護	9事業所																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th><th>7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規指定件数（市内）</td><td>7件</td><td>1件</td><td>9件</td></tr> <tr> <td>指定更新件数（市内）</td><td>18件</td><td>18件</td><td>10件</td></tr> <tr> <td>指定事業所数（予防を含む）（市内）</td><td>104か所</td><td>104か所</td><td>106か所</td></tr> </tbody> </table>				指標名	7年度	6年度	5年度	新規指定件数（市内）	7件	1件	9件	指定更新件数（市内）	18件	18件	10件	指定事業所数（予防を含む）（市内）	104か所	104か所	106か所
指標名	7年度	6年度	5年度																		
新規指定件数（市内）	7件	1件	9件																		
指定更新件数（市内）	18件	18件	10件																		
指定事業所数（予防を含む）（市内）	104か所	104か所	106か所																		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)															
			759千円	759千円	726千円	726千円															
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円															
		その他	千円	千円	千円	千円															
一般財源		759千円	759千円	726千円	726千円																

第六次総合計画 事業点検シート

7年度 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・新規指定、指定更新事業者の申請書類の審査、決定 ・指定更新事業者への更新案内 ・各種申請及び届出情報を介護保険指定機関等管理システムに入力、事業者情報の適切な管理 ・電子申請・届出システムでの指定や変更等の届出受付					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	指定事業所数（市内）		105か所	102か所	104か所	106か所
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・指定有効期間の2か月前に更新のお知らせを送ることで、余裕をもって更新の処理ができた。 (課題) ・介護サービスにおける必要な事務処理が増加傾向にあり、事業者の事務負担が大きくなっている。 ・人員、設備及び運営に関する基準や報酬請求事務を十分理解せず新規指定を受けようとする事業者は、その後の事業運営においても不備が目立つ傾向がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・適切な介護サービス事業の提供を図るため、介護サービスに新規参入する事業者に対し、指定申請時に人員運営基準や報酬請求事務の留意事項を説明する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・新規指定時に介護サービス提供上の留意事項について説明し、事業者の理解度を深めたうえで新規指定を行う。また、事業者講習会資料を渡し、事業運営に必要な情報を伝達する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-15											
事業名	地域密着型サービス事業者の指導・監査			最終更新日	令和8年5月21日											
実施根拠	介護保険法第23条、第78条の7、第115条の17 春日井市指定地域密着型サービス人員等基準条例 春日井市指定地域密着型介護予防サービス人員等基準条例			担当課	介護・高齢福祉課											
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会												
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつな ぐ暮らしやすさ										
	施策等	2 高齢者福祉の充実														
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。														
目的・ 事業概要	【目的】 地域密着型サービス事業者に対して指導を行い、介護保険制度の適正な運営やサービスの質の向上及び保険給付の適正化を図る。 【事業概要】 運営指導は、介護サービス事業所に出向き、関係書類等を確認し、人員等に関する基準や介護報酬の請求、苦情処理、事故発生時の対応などについて助言指導を行う。利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（運営体制指導及び報酬請求指導に限る）についてはオンライン等の活用も可能。 監査は、介護報酬の不正請求や重大な基準違反がある場合に行う。															
	事業期間	平成18年度～														
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成18年4月 地域密着型サービスの創設 平成24年4月 愛知県からの指定権限の移譲により市が所管 平成24年4月 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設 複合型サービスの創設 平成24年12月 春日井市指定地域密着型サービス人員等基準条例（春日井市指定地域密着型介護予防サービス人員等基準条例）を制定 平成28年4月 利用定員18人以下の通所介護を地域密着型通所介護として創設 事業者講習会の開催（講習会不参加事業所は書面講義により報告）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>開催日</th><th>参加事業所数 （総合事業含む）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>令和6年6月24日</td><td>172事業所</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>令和7年6月24日</td><td>163事業所</td></tr> </tbody> </table>					年度	開催日	参加事業所数 （総合事業含む）	令和6年度	令和6年6月24日	172事業所	令和7年度	令和7年6月24日	163事業所		
	年度	開催日	参加事業所数 （総合事業含む）													
	令和6年度	令和6年6月24日	172事業所													
	令和7年度	令和7年6月24日	163事業所													
	運営指導															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>運営指導件数</th><th>対象事業所数</th><th>実施率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>18件</td><td>104事業所</td><td>17.3%</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>47件</td><td>102事業所</td><td>46.1%</td></tr> </tbody> </table>					年度	運営指導件数	対象事業所数	実施率	令和6年度	18件	104事業所	17.3%	令和7年度	47件	102事業所
年度	運営指導件数	対象事業所数	実施率													
令和6年度	18件	104事業所	17.3%													
令和7年度	47件	102事業所	46.1%													
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)										
			37千円	37千円	35千円	35千円										
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円										
		その他	千円	千円	千円	千円										
	一般財源		37千円	37千円	35千円	35千円										

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・運営指導の実施 ・事業者講習会の実施（対面式、書面式）開催					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	事業者講習会の参加数 （総合事業含む）		200か所 （書面参加含む）	163か所	172か所	152か所
	運営指導件数		41件	47件	18件	41件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	（判断理由） 感染対策を行ったうえで運営指導を実施。 運営指導において、事前に書面提出による確認を行うことで、事業所の滞在 時間短縮を図った。 指導確認項目や文書の標準化を図った。 （課題） ・指定基準等を事業者に周知して遵守させるとともに、実施状況を確認して、 適正なサービス提供を図っていく必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・人員運営基準等の改正に関するQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・運営指導結果や課題等をまとめ、事業者へ情報提供を行う。 ・事業者の事務負担の軽減・事務の効率化を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・介護報酬改定に関する基準やQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・前年度の指導結果や課題等をまとめたものを、事業者講習会等で事業者にフィードバックする。 ・令和6年度介護報酬改定で義務化された項目（BCP策定、感染症対策、高齢者虐待防止推進等）について重点的に指導を行う。特に未実施による減算とならないよう注意する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-16																																
事業名	居宅介護支援事業者の指定			最終更新日	令和8年5月21日																																
実施根拠	介護保険法第79条、第115条の22 春日井市指定居宅介護支援人員等基準条例 春日井市指定介護予防支援人員等基準条例			担当課	介護・高齢福祉課																																
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会																																	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつな ぐ暮らしやすさ																																
	施策等	2 高齢者福祉の充実																																			
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																																			
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、指定基準を満たし、適切に居宅サービス計画を作成できる事業者を確保する。 【事業概要】 新規指定は、書面審査と現地確認を行い指定する。 指定更新は、指定有効期間（6年間）終了前に書面審査を行う。 また、事業内容に変更があった場合や各種加算を取得する場合に、変更届出書を受付する。																																				
	事業期間	平成28年度～																																			
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 - 平成27年3月 春日井市指定介護予防支援人員等基準条例を制定 - 平成29年12月 春日井市指定居宅介護支援人員等基準条例を制定 - 平成30年4月 居宅介護支援事業の指定権限の移譲により市が所管 介護サービス事業者指定審査手数料の徴収を開始 審査手数料 新規1回／30,000円、更新1回／10,000円 【事業所数】令和8年3月31日現在 居宅介護支援事業所 74事業所 介護予防支援事業所 15事業所 【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th><th>7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新規指定件数</td><td>居宅介護</td><td>2件</td><td>6件</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>介護予防</td><td>2件</td><td>3件</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">指定更新件数</td><td>居宅介護</td><td>7件</td><td>9件</td><td>11件</td></tr> <tr> <td>介護予防</td><td>1件</td><td>8件</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">指定事業所数</td><td>居宅介護</td><td>74事業所</td><td>75事業所</td><td>74事業所</td></tr> <tr> <td>介護予防</td><td>15事業所</td><td>13事業所</td><td>12事業所</td></tr> </tbody> </table>					年度		7年度	6年度	5年度	新規指定件数	居宅介護	2件	6件	2件	介護予防	2件	3件	—	指定更新件数	居宅介護	7件	9件	11件	介護予防	1件	8件	—	指定事業所数	居宅介護	74事業所	75事業所	74事業所	介護予防	15事業所	13事業所	12事業所
	年度		7年度	6年度	5年度																																
新規指定件数	居宅介護	2件	6件	2件																																	
	介護予防	2件	3件	—																																	
指定更新件数	居宅介護	7件	9件	11件																																	
	介護予防	1件	8件	—																																	
指定事業所数	居宅介護	74事業所	75事業所	74事業所																																	
	介護予防	15事業所	13事業所	12事業所																																	
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)																															
			759千円	759千円	726千円	726千円																															
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																															
		その他	千円	千円	千円	千円																															
一般財源		759千円	759千円	726千円	726千円																																

第六次総合計画 事業点検シート

7年度 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・新規指定、指定更新事業者の申請書類の審査、決定 ・指定更新事業者への更新案内 ・各種申請及び届出情報を介護保険指定機関等管理システムに入力、事業者情報の適切な管理 ・電子申請・届出システムでの受付 ・介護予防支援の指定範囲拡大に伴う事務（居宅介護支援事業所への範囲拡大。令和6年度介護報酬改定）					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	指定居宅介護支援事業所数 （介護予防支援事業所）		75 (17)	74 (15)	75 (13)	77 (12)
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・指定有効期間の2か月前に更新のお知らせを送ることで、余裕をもって更新の処理ができた。 (課題) ・介護サービスにおける必要な事務処理が増加傾向にあり、事業者の事務負担が大きくなっている。 ・人員、設備及び運営に関する基準や報酬請求事務を十分理解せず新規指定を受けようとする事業者は、その後の事業運営においても不備が目立つ傾向がある。 ・居宅介護支援事業所数が不足の傾向にあり、新規利用者が担当の介護支援専門員を見つけることが困難になってきている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・適切な介護サービス事業の提供を図るため、介護サービスに新規参入する事業者に対し、指定申請時に人員運営基準や報酬請求事務や、地域包括支援センター等の関係機関との連携などについて説明する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・新規指定時に介護サービス提供上の留意事項について説明し、事業者の理解度を深めたうえで新規指定を行う。また、事業者講習会資料を渡し、事業運営に必要な情報を伝達する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-17																								
事業名	居宅介護支援事業者の指導・監査			最終更新日	令和8年5月21日																								
実施根拠	介護保険法第23条、第83条、第115条の27 春日井市指定居宅介護支援人員等基準条例 春日井市指定介護予防支援人員等基準条例			担当課	介護・高齢福祉課																								
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会																									
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域が つながりやすさ																								
	施策等	2 高齢者福祉の充実																											
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																											
目的・ 事業概要	【目的】 居宅介護支援事業者に対して指導を行い、介護保険制度の適正な運営やサービスの質の向上及び保険給付の適正化を図る。 【事業概要】 運営指導は、居宅介護支援事業所に出向き、関係書類等を確認し、人員等に関する基準や介護報酬の請求、苦情処理、事故発生時の対応等について助言指導を行う。利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（運営体制指導及び報酬請求指導に限る）についてはオンライン等の活用も可能。 監査は、介護報酬の不正請求や重大な基準違反がある場合に行う。																												
	事業期間	平成28年度～																											
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 - 平成27年3月 春日井市指定介護予防支援人員等基準条例を制定 - 平成29年12月 春日井市指定居宅介護支援人員等基準条例を制定 - 平成30年4月 居宅介護支援事業の指定権限の移譲により市が所管 【事業所数】 令和8年3月31日現在 居宅介護支援事業所74事業所 介護予防支援事業所15事業所 事業者講習会の開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>開催日</th><th>参加事業所数</th><th>参加率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>令和6年6月24日</td><td>84事業所</td><td>95.5%</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>令和7年6月30日</td><td>83事業所</td><td>93.3%</td></tr> </tbody> </table> 運営指導 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>運営指導件数</th><th>対象事業所数</th><th>実施率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>24件</td><td>88事業所</td><td>14.0%</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>43件</td><td>89事業所</td><td>48.3%</td></tr> </tbody> </table>					年度	開催日	参加事業所数	参加率	令和6年度	令和6年6月24日	84事業所	95.5%	令和7年度	令和7年6月30日	83事業所	93.3%	年度	運営指導件数	対象事業所数	実施率	令和6年度	24件	88事業所	14.0%	令和7年度	43件	89事業所	48.3%
	年度	開催日	参加事業所数	参加率																									
	令和6年度	令和6年6月24日	84事業所	95.5%																									
	令和7年度	令和7年6月30日	83事業所	93.3%																									
	年度	運営指導件数	対象事業所数	実施率																									
	令和6年度	24件	88事業所	14.0%																									
令和7年度	43件	89事業所	48.3%																										
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)																							
			37千円	37千円	35千円	35千円																							
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																							
		その他	千円	千円	千円	千円																							
	一般財源		37千円	37千円	35千円	35千円																							

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・運営指導の実施 ・事業者講習会の実施（対面式、書面式）開催					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	事業者講習会の参加者数		89	83	84	73
	運営指導件数 （介護予防支援）		16 （9）	38 （5）	24 （1）	7 （5）
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	（判断理由） 感染対策を行ったうえで運営指導を実施。 運営指導において、事前に書面提出による確認を行うことで、事業所の滞在時間短縮を図った。 指導確認項目や文書の標準化を図った。 （課題） ・指定基準等を事業者に周知して遵守させるとともに、実施状況を確認して、適正なサービス提供を図っていく必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・人員運営基準等の改正に関するQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・運営指導結果や課題等をまとめ、事業者へ情報提供を行う。 ・事業者の事務負担の軽減・事務の効率化を図る。 ・ケアプラン点検等で把握した課題や好事例をまとめ、事業者へ情報提供を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・人員運営基準等の改正に関するQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・前年度の運営指導結果や課題等とケアプラン点検等で把握した課題や好事例をまとめたものを、事業者講習会等で事業者にフィードバックする。 ・令和6年度介護報酬改定で義務化された項目（BCP策定、感染症対策、高齢者虐待防止推進等）について重点的に指導を行う。特に未実施減算とならないよう注意する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-18
事業名	介護予防・日常生活支援総合事業者の指定				最終更新日	令和8年5月21日
実施根拠	介護保険法第115条の45の5 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 春日井市介護予防訪問介護（通所介護）相当サービス人員等基準 春日井市訪問型（通所型）サービス緩和した基準によるサービス人員等基準 春日井市訪問型（通所型）短期集中型サービス人員等基準 春日井市サービス事業の費用算定基準				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域が つながり 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者の自立支援と介護予防を促進し、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、指定基準を満たし、適切に介護予防や生活支援サービスを提供する事業者を確保する。					
	【事業概要】 新規指定は、書面審査と現地確認を行い指定する。 指定更新は、指定有効期間（6年間）終了前に書面審査を行う。 また、事業内容に変更があった場合や各種加算を取得する場合に、変更届出書を受付する。					
	事業期間	平成28年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年4月 介護予防・日常生活支援総合事業の開始 （介護予防通所介護相当サービス、通所型緩和した基準によるサービス、通所型短期集中サービス） （介護予防訪問介護相当サービス、訪問型短期集中サービス） 平成30年4月 訪問型緩和した基準によるサービスを創設 介護サービス事業者指定手数料の徴収を開始 審査手数料 新規1回／30,000円、更新1回／10,000円					
	【市内のサービス事業所数 内訳】 事業所 令和8年3月31日現在 訪問相当サービス 58事業所 通所相当サービス 82事業所 訪問緩和サービス 40事業所 通所緩和サービス 51事業所 訪問短期集中型サービス 2事業所 通所短期集中型サービス 1事業所					
	指標名		7年度	6年度	5年度	
	新規指定件数（市内）		9件	5件	15件	
	指定更新件数（市内）		23件	121件	20件	
	訪問型事業所数（市内）		100事業所	101事業所	106事業所	
	通所型事業所数（市内）		134事業所	148事業所	159事業所	
	事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)
759千円				759千円	726千円	860千円
特定財源		国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	千円	千円	千円	千円
一般財源		759千円	759千円	726千円	860千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・新規指定、指定更新事業者の申請書類の審査、決定 ・指定更新事業者への更新案内 ・各種申請及び届出情報を介護保険指定機関等管理システムに入力、事業者情報の適切な管理 ・電子申請・届出システムでの受付 ・事業者への指定基準及び報酬基準の周知 ・緩和した基準によるサービス開始から6年が経過するため、初回指定者の更新申請に伴う事務(指定有効期限令和6年3月末)。					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	指定事業所数 (市内)		235か所	234か所	249か所	265か所
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・指定有効期間の2か月前に更新のお知らせを送ることで、余裕をもって更新の処理ができた。 (課題) ・介護サービスにおける必要な事務処理が増加傾向にあり、事業者の事務負担が大きくなっている。 ・人員、設備及び運営に関する基準や報酬請求事務を十分理解せず新規指定を受けようとする事業者は、その後の事業運営においても不備が目立つ。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・適切な介護サービス事業の提供を図るため、介護サービスに新規参入する事業者に対し、指定申請時に人員運営基準や報酬請求事務の留意事項を説明する。また、地域包括支援センターとの連携などについても説明する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・新規指定時に介護サービス提供上の留意事項について説明し、事業者の理解度を深めたうえで新規指定を行う。また、事業者講習会資料を渡し、事業運営に必要な情報を伝達する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-19	
事業名	介護予防・日常生活支援総合事業者の指導・監査				最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	介護保険法第115条の45の7 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 春日井市介護予防訪問介護（通所介護）相当サービス人員等基準 春日井市訪問型（通所型）サービス緩和した基準によるサービス人員等基準 春日井市訪問型（通所型）短期集中型サービス人員等基準 春日井市サービス事業の費用算定基準				担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域が つながり暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 介護サービス事業者に対して指導を行い、介護保険制度の適正な運営やサービスの質の向上及び保険給付の適正化を図る。 【事業概要】 運営指導は、介護サービス事業所に出向き、関係書類等を確認し、人員等に関する基準や介護報酬の請求、苦情処理、事故発生時の対応などについて助言指導を行う。利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（運営体制指導及び報酬請求指導に限る）についてはオンライン等の活用も可能。 監査は、介護報酬の不正請求や重大な基準違反がある場合に行う。						
	事業期間	平成28年度～					
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年4月 介護予防・日常生活支援総合事業の開始 （介護予防通所介護相当サービス、通所型緩和した基準によるサービス、通所型短期集中サービス） （介護予防訪問介護相当サービス、訪問型短期集中サービス） 平成30年4月 訪問型緩和した基準によるサービスを創設						
	事業者講習会の開催						
	年度		開催日		参加事業所数 （地域密着含む）		
	令和6年度		令和6年6月24日		172事業所		
	令和7年度		令和7年6月30日		163事業所		
運営指導							
年度		運営指導件数		対象事業所数 （延べ事業所数）		実施率	
令和6年度		106件		249事業所		42.6%	
令和7年度		56件		234事業所		24.0%	
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			37千円	37千円	35千円	35千円	
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
	一般財源		37千円	37千円	35千円	35千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・運営指導を実施 ・事業者講習会の実施（対面式、書面式）開催					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	事業者講習会の参加者数 （地域密着含む）		200か所 （書面参加含む）	163か所	172か所	152か所
	運営指導件数		79件	56件	106件	90件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	（判断理由） 感染対策を行ったうえで運営指導を実施。 運営指導において、事前に書面提出による確認を行うことで、事業所の滞在 時間短縮を図った。 指導確認項目や文書の標準化を図った。 （課題） ・指定基準等を事業者に周知して遵守させるとともに、実施状況を確認して、 適正なサービス提供を図っていく必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・人員運営基準等の改正に関するQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・運営指導結果や課題等をまとめ、事業者へ情報提供を行う。 ・事業者の事務負担の軽減・事務の効率化を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・介護報酬改定に関する基準やQ＆Aなどについて速やかに周知を図る。 ・前年度の指導結果や課題等をまとめたものを、事業者講習会等で事業者にフィードバックする。 ・令和6年度介護報酬改定で義務化された項目（BCP策定、感染症対策、高齢者虐待防止推進等）について重点的に指導を行う。特に未実施減算とならないよう注意する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-20
事業名	老人福祉施設等整備補助（地域密着型サービス施設整備補助）			最終更新日	令和8年5月21日
実施根拠	春日井市地域密着型サービス施設整備事業者審査委員会要綱 春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱 春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金交付要綱 愛知県介護施設等整備事業補助金交付要綱			担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 地域包括支援センター運営等協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域が つながりやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実			
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります			
目的・ 事業概要	【目的】 春日井市高齢者総合福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設を計画的に整備するとともに、質の高いサービスを提供する体制整備や施設の整備を支援する。 【事業概要】 公募を通じて地域密着型サービス施設整備事業者を選定する。また、選定された整備事業者に対し、整備費用の一部を予算の範囲内で補助する。 【補助金の種類】 春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金 春日井市地域密着型サービス開設準備経費等補助金				
	事業期間	平成19年～			
過去の経緯、 主な実績等	整備事業者の選定 【第8次高齢者総合福祉計画】計画期間 令和3年～令和5年度				
	日常生活圏域		全域（地域ごとの整備数設定をとりやめた）		
	小規模多機能型 看護小規模多機能型	計 画	6か所		
		整備実績 (選定実績)	無し 【計画未達成】		
	認知症対応型共同生活介護	計 画	5か所		
		整備実績 (選定実績)	整備：4か所（あいゆう）（グレイスフル牛山）（あみーご倶楽部春日井）（さくらいふ八田町） ※計画の施設数に達していないが、人数を満たしているため達成。		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計 画	4か所		
		整備実績 (選定実績)	整備：1か所（ヒトハスももやま） 【計画未達成】		
	【第9次高齢者総合福祉計画】計画期間 令和6年～令和9年度				
	日常生活圏域		全域（地域ごとの整備数設定をとりやめた）		
	小規模多機能型 看護小規模多機能型	計 画	1か所		
		整備実績 (選定実績)	選定：1か所（看護多機能事業所 くまの郷）		
	認知症対応型共同生活介護	計 画	3か所		
		整備実績 (選定実績)	連定：3か所 （グループホーム木の実り、グループホーム「あじさい」牛山（仮称）、グループホームかすがいの泉（仮称））		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計 画	2か所		
		整備実績 (選定実績)	選定：1か所（特別養護老人ホーム たかき苑）		
	老人福祉施設等整備補助金の交付 春日井市老人福祉費等整備補助要綱 平成6年11月から実施 【地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金】 H19.10 春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 （地域密着型サービス拠点整備事業として小規模多機能型居宅介護を補助対象） H21.12 春日井市介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付要綱 （小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームを追加） H28.8 春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱 【地域密着型サービス開設準備経費等補助金】 H22.2 春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金交付要綱				

第六次総合計画 事業点検シート

	(小規模多機能型居宅介護、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム) H28.8 春日井市地域密着型サービス開設準備経費等補助金要綱 (開設時に必要な備品購入費等を交付)					
選定事業者及び補助金交付額						
【第7次高齢者総合福祉計画】						
グループホームあいゆう		【開所時期】	令和4年4月	56,253千円		
【第8次高齢者総合福祉計画】						
グループホームあみーご倶楽部春日井		【開所時期】	令和5年2月	22,653千円		
グループホームグレイスフル牛山		【開所時期】	令和5年4月	48,702千円		
グループホームさくらいふ八田町		【開所時期】	令和5年4月	22,653千円		
特別養護老人ホームヒトハスももやま		【開所時期】	令和5年4月	207,441千円		
【第9次高齢者総合福祉計画】						
看護多機能事業所 くまの郷		【開所時期】	令和7年4月	48,501千円		
特別養護老人ホーム たかき苑		【開所時期】	令和7年5月	181,801千円		
グループホーム木の実り		【開所時期】	令和8年4月	19,678千円		
グループホーム「あじさい」牛山(仮称)		【開所時期】	令和9年4月			
グループホームかすがいの泉(仮称)		【開所時期】	令和9年4月			
※県補助金内示額確定後に補正予算専決処分で予算計上の取扱い(令和7年度まで)						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			129,620千円	19,678千円	230,302千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	129,620千円	19,678千円	230,302千円	0千円
		その他				
	一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円
7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・地域密着型サービス施設整備事業者の公募を実施し、整備することができる地域は、市街化区域又はその隣接地域とした。 ・審査委員会を開催し整備事業者を選定。 ・「グループホーム木の実り」に地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金・開設準備経費等補助金を交付。					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	4年度
	審査委員会での選定決定数		0	1	3	2
	拠点整備等事業費補助		2	1	2	0
	開設準備経費等補助		2	1	2	0
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・応募事案に対して、審査委員会を開催し適切に事業者選定を行った (課題) ・整備事業者がより積極的・活発的に応募しやすいように手法を考える必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・適正に補助金の執行ができるよう、事業者と綿密に調整を行う。 ・施設待機者の状況に対応した整備計画を策定していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・選定された事業者に対し、適切に補助金交付を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-21	
事業名	ケアプラン点検（介護給付費等適正化事業）			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	介護保険法第115条の45 第6期愛知県介護給付適正化計画 第9次春日井市高齢者総合福祉計画			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域が つながりやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 介護支援専門員が、自身が実際に行ったケアマネジメントのプロセスを振り返る場を提供し、「自立支援」に資するケアプランとなっているか「気づき」を促すことで、適切な給付の実施を支援するもの。 【事業概要】 介護支援専門員等が作成した居宅介護サービス計画（ケアプラン）、介護予防サービス計画の記載内容について、保健師資格及び介護支援専門員資格を有する介護支援専門員と同等以上の能力を有する職員が面接を通じてケアマネジメント業務に対する助言・指導を行う。					
	事業期間	平成22年度～				
過去の経緯、 主な実績等	・平成31年度 書類審査と面談（ケアマネジャーが一人の事業所、特定事業所加算未算定、初回加算）を対象に内容点検 ・令和2年度 書類審査と面談（主に初回加算を対象に内容点検） ・令和3年度 書類審査と面談（介護支援専門員が希望するプラン、個別機能訓練加算又は入浴介助加算算定、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームの入所者のうち、給付実績に疑義のあるプラン）を対象に内容点検 ・令和4・5年度 書類審査と面談（初回加算を算定しているプラン、市が指定した被保険者のプラン（訪問介護同一建物減算1、2を算定しているプランでヘルパーの利用回数が多いもの）を対象に内容点検 ・令和6・7年度 書類審査と面談。初回加算を算定しているプラン、市が指定した被保険者のプラン（認定調査状況と利用サービス不一致一覧表）及び「支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表」を活用し、抽出したものを対象に内容点検					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			37千円	37千円	35千円	35千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		千円	千円	千円	千円

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主 な 実 施 内 容 (実 績)	(実施内容・事業費等) ・市内の居宅介護支援事業所を対象に書類審査と面談及び電話（指導内容が軽微な場合）での点検を行った。 ・対象は、初回加算を算定しているプラン、市が指定した被保険者のプラン（要介護認定時の状態と照らし、サービス内容に疑義が生じる利用者のケアプラン等）とした。 ・(実績) 71件、点検結果：適正 36件、要改善 34件、再提出 1件 ・愛知県のケアプラン点検専門職派遣事業を活用し、実施内容に関して助言を受けた。					
成果指標	指標名		目標値（7年度）	7年度	6年度	5年度
	ケアプラン点検件数		63	71	66	56
	適正な事業所の割合		60%	50.7%	40.9%	55.4%
	モニタリング実施数		—	0	0	0
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・介護支援専門員とケアプランを振り返る時間を共有することで、疑問や課題を確認することができた。また、ケアプランチェックで適正とならなかった事業所に対して適切な指導を行った。 (課題) ・ケアマネジメント業務の質的向上。 ・介護支援専門員がケアプラン点検で受けた指導を踏まえて、継続的に相談や指導が受けられる体制作りが望まれる。 ・国の保険者機能強化推進交付金の算定条件における評価は最低ランクとなっており、交付金を押し下げる要因となっている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・ケアプラン点検結果をまとめ、ケアプラン作成のポイントを共有化する。 ・地域包括支援センターとの連携を視野に入れながら、体制作りを行う。 ・他保険者における実施体制や状況について比較検討を行う。					
8年度の 主 な 実 施 内 容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・ケアプラン点検のまとめと指摘事項の多かった内容をホームページと介護サービス事業者講習会資料に掲載し、ケアプラン作成のポイントとして広く周知。 ・第6期愛知県介護給付適正化計画に準じ、点検効果の高い事業所、点検効率の高いプランの点検を実施する。 ・厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけた居宅サービス計画について、必要に応じ基幹型地域包括支援センターの職員と共にケアプランの検証を行う。 ・ケアプラン点検の実施方法について他保険者の実施事例を調査研究し、より効果のある実施方法について検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-22	
事業名	介護サービス相談員派遣事業			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	介護保険法第115条の45（地域支援事業） 春日井市介護サービス相談員派遣事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域が つながり暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 介護サービス施設等に訪問し、利用者の話を聞き、相談に応じることで、介護保険サービスをはじめとする介護サービスの質的な向上を図る。					
	【事業概要】 介護サービス相談員を特別養護老人ホーム等の介護保険施設に派遣し、サービス利用者等の話を聞く、相談に応じる等の活動を行い、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた介護サービス施設等における介護サービスの質的な向上を図る。					
	事業期間	平成12年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【最近の経緯】 平成29年度 介護付有料老人ホームに派遣を拡大 平成30年度 小規模多機能型居宅介護事業所に派遣を拡大 介護相談員の公募を実施し、6名の介護相談員を養成 令和3年度 「介護相談員」から「介護サービス相談員」へ名称変更					
	【派遣実績】 派遣施設数 38施設 派遣回数273回 介護相談員 13名 （内訳） 介護老人福祉施設 6施設 地域密着型小規模特養 6施設 介護老人保健施設 1施設 介護医療院 0施設 認知症対応型共同生活介護 17施設 小規模多機能型居宅介護 7施設 介護付有料老人ホーム 1施設					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			5,103千円	4,227千円	3,634千円	3,297千円
	特定財源	国・県支出金	2,947千円	2,441千円	2,099千円	1,904千円
		その他	1,174千円	972千円	836千円	758千円
	一般財源		982千円	814千円	699千円	635千円

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主 な 実 施 内 容 (実 績)	(実施内容・事業費等) ・派遣事業を実施。 ・派遣の受入を再開していない事業所に対し、再開時期を調整するためアンケートを実施。 ・施設アンケートの結果をもとに、感染予防対策を踏まえた相談活動を再開。 ・介護サービス相談員の資質向上のための研修を実施。					
成 果 指 標	指 標 名		目 標 値 (8 年 度)	7 年 度	6 年 度	5 年 度
	相 談 員 人 数		13	13	14	14
	派 遣 施 設 数		40	38	34	33
	延 べ 派 遣 回 数		290	273	243	218
こ れ ま で の 取 組 み に よ る 効 果 (進 捗 状 況)	○	判 断 理 由 及 び 具 体 的 な 成 果 や 課 題 等	(判断理由) ・感染症対策を行いながらの活動で制限があったが、施設従事者、利用者共に感謝の声をいただいた。 ・新規受入事業所の調整を行い、派遣施設数増となった。 (課題) ・受入れ不可の事業所の再開時期 ・介護サービス相談員の体調面への配慮			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今 後 の 方 向 性	(課題解決のために必要な方策等) ・相談内容等を集計して、介護サービス施設等にフィードバックする。 ・適切な派遣事業を実施する上で必要な相談員を育成する。 ・感染対策に関する情報共有の徹底。 ・新たな介護相談員募集の検討。					
8 年 度 の 主 な 実 施 内 容	区 分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継 続	・事業所に対し相談員の受入状況を確認。受入不可としている事業所について、受入可能となれば派遣を順次再開する。 ・相談員との連絡会の開催、講師を招いた研修会の実施。 ・相談員の追加募集について相談状況や実績を踏まえて行うべきか検討。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-23	
事業名	介護サービス事業者会議			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠				担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつながり暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 個別で運営している事業者が、一体となって介護サービス向上に繋がる研修や会議を開催することで、それぞれが持つ強みや特徴を理解し、相乗効果を図れるよう医療・介護及び福祉の連携を推進するもの。 【事業概要】 介護人材の育成、医療・介護の連携の推進、介護サービス事業者のネットワークの形成のために、講習・会議等を開催する。					
	事業期間	平成20年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 - 平成20年度 春日井市居宅介護支援事業者連絡会に委託 - 平成28年度 一般社団法人春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会（名称変更）に委託 （主な講習会の内容） 認知症、権利擁護、感染症、障がい、災害対策等の講習会を実施					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			778千円	778千円	778千円	778千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		778千円	778千円	778千円	778千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実績】					
	講習会テーマ（参加人数）					
	4月	運営指導・加算要件について（28人）	10月	運営指導・加算要件について（43人）		
	5月	クレーム対応・サイバーテロ（36人）	11月	「災害」BCP効果的な机上訓練（27人）		
	6月	BCP訓練（28人）	12月	法令順守とリスクマネジメント（31人）		
	7月	介護業界採用情報（25人）	1月	ACP相談研修会（31人）		
8月	虐待、身体拘束（30人）	2月	最新福祉用具展示会（33人）			
9月	感染症予防及びまん延の防止（24人）	3月	介護事故・カスタマーハラスメント（24人）			
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	事業者会議開催回数		12回	12回	12回	12回
	延参加人数		400人	360人	357人	328人
	居宅・施設事業者連絡会 登録事業所数		400	392	407	401
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・月1回以上の定期開催が行われ、講習会を通じた知識・技術の習得と事業者間のネットワーク形成に効果があるため。 (課題) ・研修の内容や運営方法等を検証するため、研修の企画・運営について受託者とよく協議して進める。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・研修の実施状況を把握し、運営や研修内容に関して助言する。 ・知識の習得を目的とした研修については、新しい生活様式に合わせた実施方法（動画の配信、オンライン研修等）を取り入れ、できる限り研修の機会を確保できるよう整備する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・目的に沿った内容になっているか確認・修正するため、事前に講習会のテーマと内容が決まった時点で企画書を提出してもらい助言する等、受託者・市の両者がより良い研修を実施できるよう協力体制を整える。 ・市の職員も研修に参加し、より良い研修になるよう運営方法や内容について助言する。 ・研修に関するアンケートを実施・検証し、受講者のニーズを把握する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	2-2-1-24	
事業名	介護支援専門員・介護職員等研修（ハートスクール）					最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠						担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関		高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	①人と地域が つながりやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実						
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適正な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。						
目的・ 事業概要	【目的】 介護保険制度の適正な運用の要である介護支援専門員や直接利用者にサービス提供を行う介護職員等が、専門的な知識や実践的な技術を習得し、サービスの資質向上を図るもの。 【事業概要】 介護支援専門員や介護職員等が、以下の内容に関する研修を受けることで、質の高い人材を育成する。 ・医療職と連携し、医学的ケアのできる人材育成 ・利用者の自立に資する考え方ができる人材育成 ・利用者に対し、安全かつ適切な介護技術を提供できる人材育成 ・生活援助員については、総合事業訪問緩和型サービスの担い手となる人材育成							
	事業期間	平成28年度 ～						
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年4月 一般社団法人春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会に研修（通称：ハートスクール）実施を委託（継続） 平成31年4月 生活援助員養成研修を創設 【実績】 介護支援専門員等スキルアップ研修							
	年度		登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数		
	令和5年度		72人	17人	184人	5回		
	令和6年度		72人	13人	180人	5回		
	令和7年度		84人	5人	151人	5回		
	介護職員等スキルアップ研修							
	年度		登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数		
	令和5年度		118人	2人	195人	6回		
	令和6年度		112人	0人	174人	6回		
	令和7年度		130人	0人	185人	6回		
生活援助員養成研修								
年度		登録者数	全課程修了者数	延べ受講者数	研修回数			
令和5年度		36人	11人	137人	8回			
令和6年度		27人	10人	112人	8回			
令和7年度		31人	9人	102人	8回			
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)		
			1,119千円	1,030千円	1,128千円	999千円		
	特定財源	国・県支出金	839千円	772千円	845千円	749千円		
		その他	千円	千円	千円	千円		
	一般財源		280千円	258千円	283千円	250千円		

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・介護支援専門員等スキルアップ研修は、グループワークや事例紹介、市内介護保険サービス事業所における実践内容の紹介を行い、春日井市内の実践内容を多く学べる研修とした。 ・介護職員等スキルアップ研修は、受講者の満足度が高かった内容や希望する内容の研修とした。 ・生活援助員養成研修については、短期間で完結する日程で開催。 ・やむを得ない事情で欠席した場合において、希望者に対し補講を実施。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	介護支援専門員等 スキルアップ研修 （全課程修了者）		90人	84人 （5人）	72人 （13人）	72人 （17人）
	介護職員等 スキルアップ研修 （全課程修了者）		130人	130人 （0人）	112人 （0人）	118人 （2人）
	生活援助員養成研修 （全課程修了者）		35人	31人 （9人）	27人 （10人）	36人 （11人）
これまでの 取り組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・介護支援専門員等スキルアップ研修については、グループワークや事例紹介等を取り入れ、春日井市における実践的な知識や技術の習得につなげることができた。また、事業所が講師として参加することで研修の進め方を学ぶことができて有意義なものとなった。 ・介護職員等スキルアップ研修は受講者ニーズに応じた内容や、実践にすぐ活かせることが好評であった。 (課題) ・研修課程に応じて研修内容、受講者の募集、周知方法を工夫し受講者を確保する必要がある。 ・生活援助員養成研修では、人材の確保を希望している事業所との効果的なマッチング方法を考える必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・研修の実施状況を把握し、運営や研修内容に関して助言する。 ＜介護支援専門員等スキルアップ研修＞ ・具体的な事例紹介やグループワークを通じて、春日井市内における実践的な知識や技術の習得につなげる。 ＜介護職員等スキルアップ研修＞ ・受講者のニーズに応じた実技演習を取り入れ、すぐに実践で活用できる内容とする。（受講生が研修で学んだ内容を事業所内で他の従業員に伝達できるよう、講義資料を工夫する。） ＜生活援助員養成研修＞ ・研修の体系化及びカリキュラムの複数開催により、より多くの介護の担い手を創設する。 ・受講者と介護人材を募集する事業所のマッチングの機会を設ける。 ・やむを得ない事情で欠席した場合において、希望者に対し補講を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・介護支援専門員等スキルアップ研修5回、介護職員等スキルアップ研修6回、生活援助員養成8回開催予定。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-2-1-25	
事業名	介護認定審査会運営				最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	介護保険法第14条、15条、第27～39条				担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会 介護認定審査会			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが る暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 ・認定申請がされた被保険者に対し、適正な要介護・要支援認定が行えるよう認定調査・介護認定審査会を適正かつ円滑に実施する。						
	【事業概要】 ・合議体の実施 毎週月～金曜：各2合議体 全10合議体 任期2年、委員80人、1合議体5人で構成（医師、歯科医師、薬剤師、保健師又は看護師、福祉関係より1名ずつ）（令和7年度は委員76人） ・審査会資料の作成（調査票・主治医意見書） ・審査会当日の事務局運営 ・介護認定審査会連絡会議による、各合議体間の適正な審査判定のための平準化の実施						
	事業期間	平成12年 ～					
過去の経緯、 主な実績等	【認定審査会】						
		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度		
	認定審査会開催数	449回	455回	406回	403回		
	審査件数	12,038件	11,745件	9,904件	10,357件		
	申請から30日以内に 結果の出る割合	26%	11%	31%	26%		
	※令和2年度から令和5年度まで、新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置として、認定調査における面会が困難な場合、認定有効期間を新たに12か月合算することを可能としたため、審査件数が減少（令和5年度 12か月延長件数：1,651件）						
	・認定申請の増加に伴い、平成29年度に認定審査会の合議体数を8から10に増加させた。 ・2年ごとに介護認定審査会委員を選任。県の研修等を活用しながら、市の内部でも研修を行うことで、介護認定審査会の運営が滞りなく実施できるようにしている。 介護認定審査会新任研修（年1回） 介護認定審査会現任研修（年1回） 介護認定審査会委員説明会（2年毎1回） 介護認定審査会傍聴研修（2年毎5日間）						
	・有効期間の延長について、36か月を平成30年10月から、48か月を令和3年4月から開始。 ・審査判定の簡素化を平成31年4月から要介護度4及び5で開始。 ・令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、審査会システム（意見の書き込み）と電話を利用したオンライン審査会を実施。 ・令和5年度から認定審査会の業務効率化や委員の負担軽減のため通常会議とオンライン会議を併用した「ハイブリッド会議方式」を導入。						
	事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
				65,107千円	59,643千円	59,326千円	56,458千円
特定財源		千円	千円	千円	千円	千円	
		千円	千円	千円	千円	千円	
一般財源		65,107千円	59,643千円	59,326千円	56,458千円		

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・有効期間を48か月まで延長可能とした（継続） ・介護認定審査会委員研修として、愛知県主催の動画配信による現任研修の受講勧奨。 ・認定審査会の業務効率化や委員の負担軽減のため通常会議とオンライン会議を併用した「ハイブリッド会議方式」を実施（継続） ・審査判定の簡素化実施。（継続） ・介護認定審査会連絡会議（年1回）を実施し、審査判定の簡素化対象の拡大を決定。（29名出席） 要支援2及び要介護1を除くすべての介護度（要支援1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5）において簡素化事例として令和8年4月より導入。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	1合議体1回当たりの審査件数		28.0件（8年度）	26.8件	25.9件	24.4件
	申請から二次判定までの平均日数		30.0日（8年度）	37.7日	41.5日	37.6日
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判 断 理 由 及 び 具 体 的 な 成 果 や 課 題 等	・申請件数の増加に伴い、合議体数を増加させ審査会の回数や委員を増加させたことにより、効率的に審査判定が行えている。 ・1合議体当たりの審査判定数が、通常25件程度が望ましいものの申請から二次判定までの平均日数が大幅に増加したため、審査判定数を増加させた。 ・審査判定の簡素化を開始（平成31年4月～）（要介護4・5に限る） ・認定有効期間を48か月まで延長可能とした（令和3年4月～） ・認定審査会の業務効率化や委員の負担軽減のため、集合する委員とオンラインでの電子会議を併用したハイブリッド会議を導入した。（令和5年～） ・オンラインでの電子会議を実施しているが、前期、後期委員の入れ替わり時には集合する審査会を開催し、委員の顔合わせや電子審査会システムの説明を実施した。 【課題】 ・各分野の委員（適任者）の決定後も変更が多い。 ・審査会システムについてリース期間の終了に伴い新システムの導入の検討し速やかな移行を目指す。 ・対象者の増加に伴う事務量の増加。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・2年ごとの委員の選任の際に、現委員及び関係機関の状況を確認し、委員の若返り化や委員の負担を軽減できるように、市の要介護認定状況に即した合議体数及び1合議体あたりの委員数を決めていく。 ・申請数の増加に伴う審査判定数の増加に対し委員の負担が多くなるため、簡素化の拡大を導入することで、審査判定に係る時間の軽減を図っていく。 ・医師、歯科医師、薬剤師の委員については、前期、後期で交代の委員が多数であるが、福祉・保健委員については、現状、通年委員が主である。次期委員の選定にあたり、通年委員の確保が困難であった場合、前期、後期で交代できるよう、条例改正による委員の定数の増加を検討する。 ・各合議体で審査判定に偏りについて精査し、内容、運営及び審査判定の適正化・平準化を図る。 ・審査会システムについて、新規委員の確保、審査会に要する時間の短縮及び事務の軽減を図るために継続して使用していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・介護認定審査会連絡会議の開催（審査判定時間の平準化のため審査すべき事項の整理） ・審査会システム機器の契約期間の終了に伴い、再リース契約を行い、次年度に向け新システム導入の準備をする。 ・簡素化の対象を拡大したことにより、1合議体あたりの審査判定数の増加を見込み、2次判定までの日数の短縮を目指す。 ・安定した介護認定審査会の運営				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-26		
事業名	認定調査事務			最終更新日	令和8年5月21日		
実施根拠	介護保険法第27条第2項			担当課	介護・高齢福祉課		
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	介護認定審査会 高齢者総合福祉計画推進協議会			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 - 要介護認定等の申請があった被保険者の「心身の状況」、「その置かれている環境」等についての調査を行い、介護認定審査会での審査判定の資料とする。 【事業概要】 - 市職員及び会計年度任用職員が、市内被保険者宅や病院等で要介護認定申請のあった被保険者を調査する。 - 市内の在宅者及び市内外の介護保険施設入所者には、調査を契約している「指定居宅介護支援事業者」、「介護保険施設」等に委託 - 令和5年8月指定市町村事務受託法人「春日井認定調査センター」設置し、調査及び調査に係る事務を委託						
	事業期間	平成12年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等			令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	調査員数		17人	17人	19人	19人	19人
	調査件数		11,898件	11,745件	10,181件	10,175件	10,266件
	【調査件数内訳】						
	市調査		6,018件	6,531件	7,022件	8,305件	8,346件
	居宅事業所等 委託		1,748件	1,544件	1,454件	1,870件	1,920件
	春日井認定 調査センター 委託		4,132件	3,670件	1,705件		
認定調査員新任研修 令和4年度まで 4回 令和5年度 6回（春日井認定調査センター新任研修を2回実施） 令和6年度 4回 令和7年度 4回 認定調査員現任研修 1回							
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			158,310千円	138,922千円	133,511千円	95,506千円	
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
	一般財源		158,310千円	138,922千円	133,511千円	95,506千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 認定調査件数(内委託件数) 11,898件(1,748件)(春日井認定調査センター4,132件) 認定調査員数 17人 認定調査員新任研修 愛知県主催4回 14人、春日井市主催 4回22人 認定調査員現任研修 愛知県主催(動画配信)1回 春日井市主催(書面研修)1回 ※愛知県による現任研修は県主催の動画配信による研修の周知及び受講のみとした。					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	申請から調査実施までの 平均日数		12.0日(8年度)	12.3日	17.0日	15.9日
	委託割合		54.5%(8年度)	49.4%	44.4%	30.7%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から、更新申請で、認定調査における面会が困難な場合については、認定の有効期間を新たに12か月合算する対応をとっていたが、令和5年度に終了したため令和6年度の調査件数の増加した。 ・調査件数が増加したことで、市の調査員が行う調査件数が逼迫しており、介護保険法で定められている申請のあった日から30日以内の認定結果が通知できなかった割合は74%となり課題となっている。 ・委託調査についてもそれぞれの事業者の本業が優先されるため、十分な件数の確保が困難である。 ・しかしながら、調査件数の増加及び市調査員の減少に対応するため、すべての申請区分において、認定調査を委託することができるよう、令和5年8月に指定市町村事務受託法人を導入し、委託件数を年々増加させたことで委託割合は目標に達した。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・今後の調査件数の増加に対応するため、すべての申請区分において、認定調査を委託することができるよう、指定市町村事務受託法人(春日井認定調査センター)を導入した。今後は、件数だけでなく調査の質の向上を含め指導を行い、市調査と春日井認定調査センターの調査に係る日数の差を縮小するよう調整を図る。 ・認定調査の内容の現状把握、問題点を抽出したうえで、認定調査員研修の実施方法について検討していく。 ・市調査員の高年齢化、退職に伴う人員の減少のため新たな調査員の育成や調査に係る時間の短縮を目指し、デジタル推進課のDPR検討において効果があるとされた、認定調査システムの導入を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・市調査員：カンファレンスにより定義の確認 ・委託の調査員：新任・現任研修の実施 ・指定市町村事務受託法人と運営方法等の調整を行い、市調査員と同等レベルの調査を実施できるよう指導を行う。 ・認定調査員研修の時間・内容の検討により充実を図る。 ・指定市町村事務受託法人への委託を継続し、申請から認定までの期間短縮を図る。 ・認定調査システムの導入を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	2-2-1-27
事業名	第1号通所事業（第一希望の家）				最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市社会福祉施設条例 春日井市第1号通所事業（緩和した基準によるサービス）実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 ・居宅サービスのうち、第1号通所事業（緩和した基準によるサービス）を実施し、安定的な供給を図るとともに、障がい児・者へのサービスも実施する共生型施設とすることで、高齢者と障がいのある人が共に過ごすことができる環境を提供する。 【事業概要】 ・第1号通所事業（緩和した基準によるサービス） ・指定管理者 社会福祉協議会（令和3年度～令和8年度）						
	事業期間	令和3年度 ～ 令和8年度					
過去の経緯、 主な実績等	【過去の経緯】 ・第三介護サービスセンターを平成12年度に開所し介護サービス事業を実施してきたが、民間事業者の充実により所期の目的を達成したことから、令和2年11月末に閉所した。 ・令和3年4月からは、介護サービスの実施事業を第1号通所事業（緩和した基準によるサービス）のみに縮小するとともに、第一希望の家を移転し、障がい児・者へのサービスを拡充することで、高齢者と障がいのある人が共に過ごすことができる共生型施設として開所した。 ・第一希望の家の施設整備に伴い、令和9年1月で事業を終了する。						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			19,663千円	18,684千円	18,816千円	15,228千円	
	特定財源	国・県支出金	7,080千円	6,694千円	5,401千円	5,127千円	
		その他	10,223千円	9,759千円	11,166千円	8,302千円	
	一般財源		2,360千円	2,231千円	2,249千円	1,799千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・登録者数に対して延べ 2,205 件のサービスを提供した。 ・第一希望の家の施設整備に伴い、令和8年度の事業廃止に向けて各関係機関と調整を行った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	登録人数		25人	31人	38人	39人
	延利用件数		1,500件	2,205件	2,139件	2,430件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・共生型施設の特徴を生かし、高齢者と障がい者との間で交流ができている。 ・貴重な緩和型通所サービスであるが、一つの事業としては収支のつり合いが取れておらず、民間で行えるものをあえて公共で行う必要性を明らかにしておかなければならない。 ・総合的な福祉拠点の整備に伴い事業廃止し、障がい者施設への統一化をすすめる。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・新たな福祉拠点整備の状況を踏まえ、設置施設である「第一希望の家」の障がい者施設への統一化について手続きをすすめる。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・令和9年1月での事業廃止に向け、利用者の他事業所への移行支援を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-28	
事業名	重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 意思の疎通が困難な重度ALS患者の医療機関の入院時に、ALS患者と医療従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が受けられるように支援します。 【事業概要】 対象者とのコミュニケーションに熟知している支援者を医療機関に派遣して、入院時の医療機関での意思疎通を支援するもの。 1 対象者 重度ALS患者（筋萎縮性側索硬化症等の患者で、声以外の伝達手段と発話を併用し、又は実用的発話を喪失している）であって、看護に特別なコミュニケーション技術が必要とする者 2 利用期間 1回の入院につき入院日から14日以内（最大30日間延長） 利用時間 1日あたり8時間以内（入院14日まで） 4時間以内（入院15日以降） 3 支給額 障害者総合支援法の重度訪問介護に係る額（利用者負担は1割）					
	事業期間	平成28年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	- 平成28年度に障がい福祉課で1人（5日）の利用実績があった。 - 高齢者は、事業開始後、申請がなく実績がない。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			14千円	0千円	0千円	0千円
	特定財源	国・県支出金	8千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		6千円	0千円	0千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・実績なし					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	利用者数		1人	0人	0人	0人
	派遣日数		1日	0日	0日	0日
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・重度ALS患者は、病気の進行によりコミュニケーション方法も変化していくため、対象者個々の状況に応じた特殊なコミュニケーション技術を有する支援者（事業者）の確保が必要である。 ・事業発足当初からかなり経過しているが実績は全く無く、病院看護師のALSへのコミュニケーションスキルが向上して事業の必要性が無くなっている可能性があるが、現状を把握できていない。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・団体要望により各自治体で導入された事業だが、全国的な現状の情報収集に努め、今後の方向性を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・患者発生を見込んで体制は整えておく。 ・病院におけるALS患者への対応状況を把握する。 ・過去の実績を踏まえ、必要最小限の予算配分とした。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-29	
事業名	日常生活用具給付			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らし高齢者等の生活の安定と火災予防等の一助とするため、日常生活用具の購入費を助成する。 【事業概要】 1 対象者 概ね65歳以上で心身機能の低下により防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等で市民税非課税の方 2 内 容 次の日常生活用具の購入費を助成。耐用年数が経過した場合は再給付可能。 電磁調理器と電子調理器は併給不可。 ○ 種目と支給限度額、耐用年数 (1) 電磁調理器 20,000円、6年 (2) 電子調理器 20,000円、6年 (4) 火災警報器 設置費用の2分の1の額、10年					
	事業期間	平成2年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	(最近の見直し) 1 対象者を市民税非課税者とし、用具の耐用年数が経過した場合には再給付が可能(29年4月) 2 福祉電話の貸与を終了(29年4月) 3 令和6年度から実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。 4 令和6年度に、過去10年以上支給実績の無かった自動消火器への給付を廃止した。 5 1割の自己負担額を導入した(令和7年4月1日)					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			212千円	158千円	234千円	63千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	212千円	158千円	234千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	63千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・申請内容を審査のうえ助成した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	電磁調理器		10件 10台	4件 4台	6件 6台	2件 2台
	電子調理器		4件 4台	3件 3台	5件 5台	1件 1台
	火災警報器		1件 2台	1件 1台	4件 5台	1件 2台
	合計		15件 16台	9件 9台	15件 16台	4件 5台
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・火災警報器については、認知症高齢者の調理や暖房器具での火災等での発報実績があり、大規模な火災を未然に防ぐことができている。 ・調理器具を初めから電磁調理器対応のオール電化にする家庭は一般的になっており、あえてガス器具から変更する家庭は減ってきたと想定される。 ・介護保険料を原資とする保健福祉事業として、費用負担のあり方を見直すことができた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2－2－1－30
事業名	寝具乾燥交換				最終更新日	令和8年5月21日
実施根拠	春日井市高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らし高齢者に対し、寝具の丸洗いや交換を行い、健康で衛生的な生活環境を確保する。 【事業概要】 1 対象者 寝具類の衛生管理を行うことが困難であり、市民税非課税世帯に属する者で次のいずれにも該当する方 (1) 65歳以上のひとり暮らしの方 (2) 介護保険の要介護・要支援と認定された在宅の方 2 内 容 (1) 寝具乾燥 乾燥サービスを年4回（3月・6月・9月・12月）実施 (2) 寝具交換 交換サービスを月2回（第2・第4水曜日）実施 3 利用料 無料					
	事業期間	寝具交換（S57年度～）、寝具乾燥（S51年度～）				
過去の経緯、 主な実績等	（最近の見直し） 1 平成26年度から対象者要件を見直し、本人や同居家族等が寝具類の衛生管理を行うことが困難であるものという要件を加えた。 2 寝具交換品目から寝巻きや枕カバーを削除し、布団カバーとシーツのみとした。 3 平成29年4月から、65歳以上のひとり暮らしで要介護・要支援と認定された者に限るよう対象者を見直した。 4 令和6年度から実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,256千円	1,138千円	1,141千円	1,509千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	2,256千円	1,138千円	1,141千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	1,509千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	交換	登録者数	45人	26人	36人	43人
		延回数	650回	528回	577回	637回
	乾燥	登録者数	85人	56人	70人	80人
		延枚数 布団	240枚	122枚	163枚	229枚
		延枚数 毛布	100枚	58枚	84枚	93枚
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・一定の利用者が存在している。 ・物価高騰により単価が上昇している。 ・取引先企業の減少や人手不足により、当事業を委託実施できる事業者が減少している。 ・現状の委託条件に合わないが、寝具乾燥のみであれば実施しているクリーニング屋は存在する。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・事業を実施できる事業者がなくなるのを防ぐため、事業の方法等を検討する。 ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。 ・寝具の丸洗い乾燥をできる事業者が近隣にほぼいなくなったことや登録している利用者が減少していることから、廃止に向けて事務を進める。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-31	
事業名	訪問入浴サービス			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 通所介護などにおいて入浴介護が受けられず、家庭での入浴も困難な在宅要介護者等に入浴サービスを提供し、衛生的かつ快適な生活を支援する。 【事業概要】 1 対象者 次の全てに該当する者 (1) 介護保険の要介護4または要介護5と認定された在宅の方 (2) 通所介護、通所リハビリテーションにおいて入浴介護を受けることが困難な方 (3) 申請時、介護給付を受けて行う訪問入浴介護を受けており介護保険の支給限度額を超える方 2 利用料 訪問入浴サービス費用のうち、利用者の介護保険負担割合に応じた自己負担額 3 利用回数 月1回					
	事業期間	平成12年度～				
過去の経緯、 主な実績等	(最近の見直し) 平成29年4月 事業の対象者と実際の利用者の実態を一致させるため、要介護・要支援認定者から要介護4・5の認定者へ変更した。 令和6年度 実施財源を一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。 令和7年度 利用料を訪問入浴サービス費用の1割から、利用者の介護保険負担割合に応じた額に見直しを行った。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			369千円	226千円	345千円	272千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	369千円	226千円	345千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	272千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・利用した登録者の利用料を支給した。 ・補助金の額を、「当該訪問入浴介護に要した費用の100分の90に相当する額」から「当該訪問入浴介護に要した費用から、利用者の介護保険負担割合に応じた自己負担額を減じた額に変更した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	登録人数		12人	5人	12人	10人
	延利用人数		30人	19人	28人	23人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・一定の利用者が存在しているものの、利用者が固定されつつある。 ・介護保険の負担割合制度に合わせて自己負担額の見直しを行った。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-32	
事業名	訪問理美容サービス			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市訪問等理美容サービス事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 理容所又は美容所に通うことが困難な在宅要介護者に対し、居宅等において整髪サービスを提供することにより、高齢者の清潔な生活環境の確保を図る。 【事業概要】 1 対象者 介護保険の要介護3・4・5と認定された在宅の方（施設入所者は対象外） 2 費用等 1回あたり補助額上限3,000円（整髪料と出張料金を含む）と利用者負担700円 3 利用回数 2か月に1回					
	事業期間	昭和53年度～				
過去の経緯、 主な実績等	（事業の経緯） 昭和53年度 「ねたきり老人等理容サービス事業」として自己負担額なしの「理容券」を配付（美容はなし）。 平成12年度 「ねたきり老人等理容サービス事業」を廃止。 介護保険制度開始に併せ、新たに訪問理美容サービス事業を開始。補助券を配付し、美容所の利用も可とした。訪問理美容のみ対象。自己負担額なし、市負担額3,700円。 平成15年度 組合外理美容所との契約を開始し、理容・美容組合加盟店以外でも利用可能とした。 平成16年度 利用者自己負担額700円の徴収を規定し、市負担額を3,000円とした。 平成18年度 理容所及び美容所の両所において利用可能とした。 平成21年度 対象者要件を要介護1～5から要介護3～5に改正し、対象者の適正化を図った。 令和2年度 消費税増税に伴い引き上げられる理美容料に併せ、市負担を3,000円から3,300円まで引き上げた。（自己負担額700円は変更なし） 令和6年度 実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			16,402千円	15,805千円	15,339千円	14,944千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	16,402千円	15,805千円	15,339千円	14,944千円
一般財源		0千円	0千円	0千円	0千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・利用分について補助金を交付した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	利用人数		4,300人	4,430人	4,252人	4,116人
		理容	1,800人	1,676人	1,681人	1,692人
		美容	2,500人	2,754人	2,571人	2,424人
	登録店舗数		200（75）	166（75）	166（75）	178（70）
		理容	80（25）	75（28）	76（28）	71（25）
		美容	120（50）	102（44）	107（46）	107（45）
	※（ ）はその内の個別契約店数					
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・利用人数が増加（美容所の利用人数が増加）している。 ・組合店でない個別契約店が増加しているが、個別契約店増加に伴う事務負担が増加している。 ・利用者対象者に一律利用券を送付しているが、頭髮の有無もあるため全ての方が利用しているわけではなく、用紙や郵送料に無駄が生じている。 ・店舗に出向けない方は別にして、自ら店舗に来店できる本事業の利用対象者と健常者との間には明らかな差が無いにもかかわらず、片方にのみ支給していることは適切とは言いがたい。 ・昨今の物価高騰のため、理美容費の設定が実情に合っていない。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・理美容所と個別契約する際の契約方法を検討する。 ・要介護3～5の認定を受けている在宅の方に対する支給であり、家族介護者にとっても心身的、財政的な支援であるため、引き続き支援は継続していく。 ・事務手続の見直しにより経費削減が出来ないか検討する。 ・事業の本来の趣旨を踏まえ、福祉における公平性を検証する必要がある。また、理美容費の設定については訪問の手間に要する経費についても検証を要する。 ・店舗利用の存続及び店舗利用時と訪問時の補助金額の差別化について検討していく。 ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。 ・店舗利用時の補助のあり方について検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	廃止	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-33	
事業名	高齢者賃貸住宅住み替え助成			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市高齢者賃貸住宅住み替え助成金交付要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 賃貸住宅における日常生活に支障がある高齢者世帯の日常生活を容易にするため、住み替えに要する費用等の一部を助成することにより、高齢者の福祉の向上を図る。 【事業概要】 1 対象者 エレベーターが設置されていない2階以上の賃貸住宅に居住し、身体等の状況により現在の住宅に居住することが困難な高齢者世帯（非課税世帯） 2 助成内容 引越しに係る費用及び従前の住居の退去に伴う修繕費用の一部（上限20万円）。 3 対象となる住宅住み替え (1) エレベーターが設置されている集合住宅 (2) 集合住宅の1階にある住宅 (3) 戸建て住宅					
	事業期間	平成20年度～令和7年度				
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成20年9月 利用者が事業者を支払う費用の一時的な負担軽減を図るため、受領委任払いの規定を定めた。引越しをする前に修繕費用の見積書を提出することは困難な場合があるため、引越し費用と修繕費用の助成金交付申請を分けて行うことができるようにした。 平成26年度 高齢者民間賃貸住宅入居支援（保証料助成）については、民間賃貸住宅への入居に苦慮している高齢者を支援するため、平成20年度から事業を開始したが、制度の周知に努めたにもかかわらず利用実績がなく、当該事業内容では需要はないと判断し、廃止した。 令和6年度 実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。 令和7年4月 引越しに係る助成金及び従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金について、1割の自己負担を適用するとともに、それぞれの助成限度額を9万円とした。あわせて、従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金について、敷金等で充当されるものについては引越しを行うための支障にならないことから、助成の対象外とした。 令和8年3月 事業に対する需要が少なく、多くの利用者で助成が無ければ引越しができない状況では無く、開始当初の目的及び効果が希薄化していることから、令和7年度をもって廃止した。					
	事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)
-				230千円	501千円	169千円
特定財源		国・県支出金	-	0千円	0千円	0千円
		その他	-	230千円	501千円	0千円
一般財源		-	0千円	0千円	181千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	- 申請内容を審査のうえ助成した。 - 介護保険料を原資とする保健福祉事業であることから要綱改正を行い、引越しに係る助成金及び従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金について、1割の自己負担を適用するとともに、それぞれの助成限度額を9万円とした。 - 従前の住居の退去に伴う修繕に係る助成金について、敷金等で充当されるものについては引越しを行うための支障にならないことから、助成の対象外とした。 - 事業に対する需要が少なく、多くの利用者で助成が無ければ引越しができない状況では無く、開始当初の目的及び効果が希薄化していることから、令和7年度をもって廃止した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	助成件数		-	3件 (3名)	6件 (3名)	2件 (1名)
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・介護保険料を原資とする保健福祉事業として、費用負担のあり方を見直すことができた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-34																		
事業名	特定入所者介護（介護予防）サービス費支給 （施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費負担限度額認定）			最終更新日	令和8年5月21日																		
実施根拠	介護保険法第51条の3、第61条の3			担当課	介護・高齢福祉課																		
関連計画	—		関連する 附属機関	—																			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ																	
	施策等	2 高齢者福祉の充実																					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。																					
目的・ 事業概要	【目的】 市民税非課税等の低所得者について、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）の負担に限度額を設定し、利用者の自己負担分を軽減することによって、介護保険サービスの利用促進を図り、高齢者の自立した生活を継続できるよう支援する。 【事業概要】 1 内 容 本人等からの申請により、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）の限度額が設定された認定証を交付。利用の際に提示することによって自己負担額が軽減される。 2 対象者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>主な対象者</th><th>預貯金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1段階</td><td>・生活保護受給者</td><td>単独 1,000万円</td></tr> <tr> <td>・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者</td><td>夫婦 2,000万円</td></tr> <tr> <td>第2段階</td><td>世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が80万9,000円（8月～82万6,500円）以下</td><td>単独 650万円 夫婦 1,650万円</td></tr> <tr> <td>第3段階①</td><td>世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が80万9,000円（8月～82万6,500円）超120万円以下</td><td>単独 550万円 夫婦 1,550万円</td></tr> <tr> <td>第3段階②</td><td>世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が120万円超</td><td>単独 500万円 夫婦 1,500万円</td></tr> </tbody> </table>						段階	主な対象者	預貯金額	第1段階	・生活保護受給者	単独 1,000万円	・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	夫婦 2,000万円	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が80万9,000円（8月～82万6,500円）以下	単独 650万円 夫婦 1,650万円	第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が80万9,000円（8月～82万6,500円）超120万円以下	単独 550万円 夫婦 1,550万円	第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が120万円超	単独 500万円 夫婦 1,500万円
	段階	主な対象者	預貯金額																				
	第1段階	・生活保護受給者	単独 1,000万円																				
		・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	夫婦 2,000万円																				
	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が80万9,000円（8月～82万6,500円）以下	単独 650万円 夫婦 1,650万円																				
	第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が80万9,000円（8月～82万6,500円）超120万円以下	単独 550万円 夫婦 1,550万円																				
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、年金収入額(※)＋合計所得金額が120万円超	単独 500万円 夫婦 1,500万円																					
事業期間	毎年度8月1日～7月31日																						
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 平成27年8月 所得要件以外に資産要件（預貯金等）を追加 平成28年8月 所得要件の判定に非課税年金（遺族年金・障害年金）を追加 令和 3年8月 所得要件の預貯金額等の変更、第3段階②を追加 令和 6年8月 居住費の負担限度額を60円引き上げ（第1段階多床室は据え置き） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担限度額認定証交付数</td><td>1,785人 (5/14認定まで)</td><td>1,935人</td><td>1,952人</td></tr> </tbody> </table>							令和7年度	6年度	5年度	負担限度額認定証交付数	1,785人 (5/14認定まで)	1,935人	1,952人									
		令和7年度	6年度	5年度																			
	負担限度額認定証交付数	1,785人 (5/14認定まで)	1,935人	1,952人																			
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)																	
			734千円	645千円	685千円	598千円																	
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																	
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円																	
	一般財源		734千円	645千円	685千円	598千円																	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 更新対象者へ6月下旬に一斉に案内を送付。 - 申請内容を審査のうえ認定証を交付した。 - 更新案内を送付したが申請のない者について、期限前に督促を行った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	負担限度額認定証交付数		2,100	1,785人 (5/14認定まで)	1,935人	1,952人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	生計が困難な低所得者世帯の高齢者のサービス利用の負担軽減に寄与するものであり、認定証の交付数は増加しており、サービス利用の促進が図られている。 市から該当者に個別に案内するのではなく、本人からの申請によって初めて、特定入所者介護（介護予防）サービス費支給を受けることができるため、対象者がもれなく申請できるよう周知を行う必要がある。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　－：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 特定入所者介護（介護予防）サービス費支給の対象になる可能性があれば、申請を行うよう施設から利用者へ案内して頂く為に、施設との連携を密にして、随時、情報提供を行っていく。 また、負担限度額の更新対象者で案内を送付したものの申請がない方については、引き続き更新の督促を行い申請漏れのないよう進捗管理を行う。 申請に際しての添付資料としている通帳の写しの提出が申請者だけでなく窓口でも負担になっているため、一部の様式を見直したが、引き続き事務負担の軽減を検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	- システム標準化に伴う申請書様式の変更があるため、規則改正をおこなう。 - 令和8年8月～負担段階を判定する基準額が80万円9,000円⇒82万6,500円に変更になることや、令和8年度のみ特例的に税制改正の影響を遮断する場合があるため、施設管理者や利用者へ適切に周知を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2－2－1－35	
事業名	高齢者補聴器購入費支給				最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市高齢者補聴器購入費支給事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	2 高齢者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。					
目的・ 事業概要	【目的】 難聴対策及びヒアリングフレイル予防事業の一環として、補聴器の新規購入に要する費用の一部を助成し、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。 【事業概要】（仮） 1 対象 （1） 市内に住所を有する65歳以上の方 （2） 片耳の聴力レベルが40デシベル以上の方 （3） 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方 （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給対象障害者等でない方 （5） 医師により補聴器の装用が必要と判断された方 （6） 他の法令に基づく補聴器の購入助成を受けていない方 2 助成金額 補聴器購入費の半額 （1） 非課税世帯の方 上限 3万円 （2） 課税世帯の方 上限 1.5万円						
	事業期間	令和6年度～					
過去の経緯、 主な実績等	令和5年度 令和6年度	市へ春日井市医師会から、中度難聴者補聴器購入支援について要望書が提出された春日井市医師会医師（耳鼻科医）と対象者等について調整 10月から支給事業を実施					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			4,741千円	1,826千円	1,826千円	千円	
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	千円	千円	
		その他	4,741千円	1,826千円	1,826千円	千円	
	一般財源		0千円	0千円	千円	千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・申請内容を審査し、支給を行った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	支給決定人数（非課税）		90人	153人	36人	
	支給決定人数（課税）		86人	82人	50人	
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・チラシの作成や医療機関等への周知を行い、予想以上の支給実績があった。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・周知啓発を継続する。 ・現在はExcelで支給管理を行っているが、将来的にシステムで管理を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・支給決定実績を踏まえて、適切な予算を設定する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-2-1-36	
事業名	介護支援専門員研修受講支援事業			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 介護支援専門員等に係る法定研修の研修受講料の補助を実施した事業者に対して当該費用の一部について補助金を交付することで、介護支援専門員等の確保に注力する事業者の負担軽減を目的とする。 【事業概要】 1 対象者 市内において次の介護サービス事業所等を営む法人その他の団体 居宅介護支援、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 2 対象となる研修（県内で実施されるものに限る） 介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修 3 補助金額 補助額の2分の1（1事業所につき10万円を限度。）					
	事業期間	令和7年度～				
過去の経緯、 主な実績等	令和7年度 令和8年2月に要綱を施行。事業を実施。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,000千円	958千円	— 千円	— 千円
	特定財源	国・県支出金	1,500千円	718千円	— 千円	— 千円
		その他	500千円	240千円	— 千円	— 千円
	一般財源		0千円	0千円	— 千円	— 千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・申請内容を審査し、補助金を交付した。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	交付件数		20件	16件	—	—
	交付金額		2,000千円	958千円	—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・介護事業所等への周知を行う。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・制度の利用促進のため周知啓発を継続する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	制度の周知、申請の受付、補助金の交付を実施する。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年5月18日
施策等	3 障がい者福祉の充実	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		事業点検 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	福祉作業所（社会福祉施設等管理費）	継続	297,163	294,827	○	障がい福祉課
2	福祉文化体育館（社会福祉施設等管理費）	継続	17,846	21,173	○	障がい福祉課
3	補装具給付	継続	56,181	64,870	○	障がい福祉課
4	特別障がい者手当等	継続	204,933	218,661	○	障がい福祉課
5	障がい者福祉施設整備補助	継続	0	0	○	障がい福祉課
6	障がい福祉サービス等措置	継続	3,767	6,683	○	障がい福祉課
7	重度障がい者寝具乾燥	継続	186	264	○	障がい福祉課
8	外国人重度障がい者福祉手当	廃止	120	120	○	障がい福祉課
9	障がい者等介護給付及び訓練等給付	継続	8,385,082	9,525,295	○	障がい福祉課
10	地域生活支援事業（2-3-2-1を除く）	継続	532,370	505,918	◎	障がい福祉課
11	地域自立支援協議会	継続	68	75	○	障がい福祉課
12	障がい児通所支援等給付	継続	2,941,988	3,316,946	○	障がい福祉課
13	障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成	継続	500	400	○	障がい福祉課
14	福祉応援券	継続	612,955	578,511	○	障がい福祉課
15	軽度・中等度難聴児補聴器給付	拡充	380	450	○	障がい福祉課
16	原子爆弾被爆者受診旅費	継続	122	157	○	障がい福祉課
17	障がい者施設歯科健診事業補助	継続	280	312	○	障がい福祉課
18	障がい者授産品販売促進事業	継続	0	0	○	障がい福祉課
事業費合計			13,053,941	14,534,662		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	暮らしやすいまちと感じている障がいのある人の割合（％）★	83.6 （2019年度）	88.0 （2026年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果や課題を踏まえた効果検証等）	障がいのある人に対する様々な法整備が進む一方で、取り巻く環境や求められるニーズはますます多様化している。本市はそうした状況に应运えていくため、第6次障がい者総合福祉計画を策定し、関係機関との連携を強めながら、生活を支援する様々なサービスの提供や、社会参加を促進する取組、安心して過ごせる環境の整備等を積極的に進めた。 引き続き計画相談支援の利用を促進し、その利用率向上への取組を行ってきた他、放課後等デイサービスや就労継続支援、グループホームを始め、サービス利用者が着実に増加しており、総じて事業や施策において、期待する効果があったと捉えている。		
今後の方向性 （課題解決の方策等）	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	医療的ケアなどの重度の障がいがあっても、障がいのある人やその家族が、地域で安心して生活していくことができるよう、サービスの提供体制、相談支援体制の一層の充実を図るとともに、多様なニーズに対応するため、相談、緊急時の受け入れの機能を備えた地域生活支援拠点を核として、保健・福祉・教育等の各分野の連携のもとにサービスの質的な充実を図っていく。 また、障がいのある人がサービスを利用するために必要となる計画相談などが広く供給されるよう、計画相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増加についても引き続き支援をしていく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-1	
事業名	福祉作業所・第1希望の家・第2希望の家（社会福祉施設等管理費）			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	地方自治法 春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 春日井市福祉作業所条例			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	福祉作業所、第一希望の家、第二希望の家について、円滑かつ適切な運営を図るため、指定管理者である春日井市社会福祉協議会に施設を管理させる。 <福祉作業所> 1 公の施設の名称 春日井市福祉作業所 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日 3 施設の規模 鉄骨造平屋建 敷地面積 7619.30㎡ 4 事業の内容 ①就労継続支援B型事業 利用定員10名 午前9時～午後4時 ②生活介護事業（共生型通所介護事業） 利用定員40名 午前9時～午後4時 <第一希望の家> 1 公の施設の名称 春日井市第一希望の家 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 3 施設の規模 鉄筋コンクリート造平屋建 敷地面積 3,851.29㎡ 4 事業の内容 ①生活介護事業（共生型通所介護事業） 利用定員20名 午前10時～午後3時30分 ②児童発達支援事業 利用定員20名 午前9時30分～午後4時30分 ③保育所等訪問支援事業 午前10時～午後4時 ④障がい児相談支援事業 午前8時30分～午後5時 <第二希望の家> 1 公の施設の名称 春日井市第二希望の家 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 3 施設の規模 鉄骨造平屋建 敷地面積 2,696.10㎡ 4 事業の内容 ①生活介護事業（共生型地域密着型通所介護事業） 利用定員16名 午前10時～午後3時 ②児童発達支援事業 利用定員10名 午前10時～午後2時					
	事業期間	平成18年度～				
過去の経緯、 主な実績等	施設の維持管理が適正に行われるとともに、就労継続支援B型や生活介護、障がい児通所支援のサービス提供により障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を営むことに貢献し、指定管理者として適切に管理されている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			294,827千円	297,163千円	261,778千円	241,207千円
	特定財源	国・県支出金	0円	0円	0円	0円
		その他	186,582千円	186,224千円	174,983千円	178,321千円
一般財源		108,245千円	110,939千円	86,795千円	62,886千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	障がい福祉サービス：就労継続支援B型、生活介護 障がい児通所支援：児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援 介護保険サービス：共生型通所介護、共生型地域密着型通所介護					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	障がい福祉サービス費等		294,827,000円 （8年度）	297,162,491円	261,777,913円	241,206,985円
	就労継続支援B型 1日当り平均利用者数		—（8年度）	7.0人	7.9人	8.1人
	生活介護 1日当り 平均利用 者数	作業所	—（8年度）	28.5人	33.4人	38.5人
		第一	—（8年度）	15.2人	12.8人	12.4人
		第二	—（8年度）	11.1人	9.7人	8.4人
	児童発達 支援1日 当り平均 利用者数	第一	—（8年度）	11.0人	10.6人	9.3人
		第二	—（8年度）	4.8人	5.5人	6.2人
	保育所等訪問支援（第一）		—（8年度）	101件	108件	97件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由及び 具体的な成 果や課題等	障がい福祉サービス等の提供により障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことに貢献しており、さまざまな状況の人たちのセーフティーネットの役割を果たしている。 また、第一希望の家は児童福祉施設である児童発達支援センターとして、地域の障がいのあることにも対する支援の中核的な役割を担っている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 引き続き、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がいのある人に対しては、就労の機会などを提供する就労継続支援事業（B型）や、創作的活動や生産機会の提供などを行う生活介護事業の実施、障がいのあることに対しては、適切な療育を実施するとともに、必要な修繕等を計画的に行っていく。 また、第二希望の家については、個別施設計画に基づきあり方の検討を行っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続して実施。 また、総合的な福祉拠点の整備により、早ければ令和10年3月に福祉作業所を一旦閉鎖するため、通所する事業所の変更等、利用者の意向調査を行っていく。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-2		
事業名	福祉文化体育館（社会福祉施設等管理費）			最終更新日	令和8年5月19日		
実施根拠	地方自治法 春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 春日井市福祉文化体育館条例			担当課	障がい福祉課		
関連計画	—		関連する 附属機関	—			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—		
	施策等	3 障がい者福祉の充実					
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。					
目的・ 事業概要	福祉文化体育館について、円滑かつ適切な運営を図るため、指定管理者に施設を管理させる。						
	1 公の施設の名称 春日井市福祉文化体育館 2 指定管理者 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 3 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 4 施設の規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋建 1571.11㎡ 5 施設の内容 体育館、音楽室、多目的室						
	事業期間	平成18年度～					
過去の経緯、 主な実績等	施設の維持管理が適正に行われるとともに、障がいのある人のレクリエーション活動等に貢献し、指定管理者により適切に管理されている。						
		7年度		6年度		5年度	
		利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
	体育館	1,867件	22,102人	1,671件	23,016人	1,635件	22,100人
	音楽室	147件	1,774人	177件	2,223人	171件	1,894人
	多目的室	162件	1,422人	145件	1,569人	123件	1,615人
	その他	330件	330人	279件	279人	94件	94人
	合 計	2,506件	25,628人	2,272件	27,087人	2,023件	25,703人
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			21,173千円	17,846千円	16,805千円	16,430千円	
	特定財源	国・県支出金	0円	0円	0円	0円	
		その他	1,454千円	1,435千円	1,587千円	1,294千円	
	一般財源		19,719千円	16,411千円	14,843千円	15,353千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 施設の維持管理が適正に行われるとともに、障がいのある人のレクリエーション活動等に貢献し、指定管理者により適切に管理されている。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	体育館利用率		74%（8年度）	73%	69%	68%
	音楽室利用率		20%（8年度）	16%	19%	18%
	多目的室利用率		17%（8年度）	16%	15%	14%
これまでの 取り組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	レクリエーションを通して障がいのある人の健康維持を図るとともに、障がいのない人が、障がい児・者とのレクリエーションを通じ交流することで、障がいに対する理解の促進が図られている。 課題としては施設の老朽化が進んでおり、引き続き、必要な修繕等を適宜行っていく必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 障がいのある人とない人がレクリエーションを通じて交流できる仕掛けを検討していくとともに、適切な施設管理を行うため、必要な修繕等を適宜行っていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続して実施。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-3	
事業名	補装具給付			最終更新日	令和8年4月27日	
実施根拠	障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、 障害者総合支援法施行規則、春日井市補装具費支給等要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 身体障がいを補うための補装具の購入・修理・借受に係る費用を助成する。 【事業概要】 (対象品目) ① 視覚障がい者 視覚障がい者安全つえ・義眼・遮光眼鏡など ② 聴覚障がい者 補聴器（ポケット型・耳かけ型など） ③ 肢体不自由障がい者 義肢（義手・義足）・装具（下肢装具・靴型装具・体幹装具・上肢装具）・姿勢保持装置・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ（松葉つえ・多脚つえなど）など ④ 肢体不自由障がいと音声言語機能障がい3級との重複の者 重度障がい者用意思伝達装置					
	事業期間	平成18年度～				
過去の経緯、 主な実績等	補装具費を支給することによって身体障がいを補い、障がいのある人の福祉の増進に役立っている。 【経緯】 平成18年10月1日 障害者自立支援法施行に伴い、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付制度を一元化し、補装具費給付制度としたもの。 平成25年4月 障害者総合支援法施行に伴い、難病患者等が対象者に加わる。 平成30年4月 障害者総合支援法の改正に伴い、補装具の借受についても支給対象となる。 令和6年4月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、18歳未満の障がいのあるこどもについては所得制限が撤廃された。 【備考】 ・原則1割の自己負担（本人又は配偶者及び世帯員が市民税非課税の場合自己負担はなし。） ・18歳以上の障がいのある人は、本人又は配偶者の市民税所得割の最多課税者の課税額が46万円以上の場合は支給対象外。 ・労災制度、医療保険制度、介護保険制度、障害者総合支援法の順に優先給付の取り扱いとなる。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			64,870千円	56,181千円	55,481千円	44,155千円
	特定財源	国・県支出金	48,653千円	47,609千円	35,742千円	37,082千円
		その他	円	円	円	円
一般財源		16,217千円	8,572千円	19,739千円	7,073千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・購入件数 285件 ・修理件数 143件 ・借受件数 0件 【事業費等】 ・扶助費(56,180,160円) 身体障がい者(購入) 26,392,997円 身体障がい者(修理) 6,346,097円 身体障がい児(購入) 21,454,962円 身体障がい児(修理) 1,932,644円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	購入件数		286件(8年度)	285件	281件	280件
	修理件数		144件(8年度)	143件	120件	124件
	借受件数		1件(8年度)	0件	0件	0件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	補装具費を支給することによって身体の障がいを補い、障がいのある人の福祉の増進に役立っている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 国の動向を注視しながら、法令に基づき適正に実施する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-3-1-4
事業名	特別障がい者手当等				最終更新日	令和8年5月8日
実施根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号） 附則第97条				担当課	障がい福祉課
関連計画	—			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 在宅の身体・知的・精神等に重度の障がいのある人又はこどもに対して、手当を支給し福祉の増進を図るもの。 【事業概要】 1 特別障がい者手当 身体・知的・精神等に重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする20歳以上の人（施設入所者・入院中の人を除く。）に支給。所得制限あり。 月額 30,450円 県加算分 6,850円（重度の身体・知的障がいが重複している人） 1,050円（重度の身体又は知的障がいのある人） 2 障がい児福祉手当 身体・知的・精神等に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする20歳未満の人（施設入所者・障がいを事由とした年金を受給している人を除く。）に支給。所得制限あり。 月額 16,560円 県加算分 6,900円（重度の身体・知的障がいが重複している人） 1,150円（重度の身体又は知的障がいのある人） 3 経過的福祉手当 昭和61年4月1日法改正前に福祉手当の支給要件に該当し認定を受け受給している人で、法改正後に特別障がい者手当、障がい基礎年金のいずれにも該当しない人（施設入所者・障がいを事由とした年金を受給している人を除く。）に支給。所得制限あり。 月額 16,560円 県加算分 6,900円（重度の身体・知的障がいが重複している者） 1,150円（重度の身体又は知的障がいのある者）					
	事業期間	昭和50年度～				
過去の経緯、 主な実績等	在宅の身体・知的・精神等に重度の障がいのある人又はこどもの経済的負担を軽減することで、福祉の増進に役立っている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度（決算）	5年度(決算)
			218,661千円	204,933千円	185,572千円	170,542千円
	特定財源	国・県支出金	167,852千円	153,211千円	141,945千円	131,199千円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		50,809千円	53,722千円	43,627千円	39,343千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・特別障がい者手当延べ人数 5,356人 ・障がい児福祉手当延べ人数 1,951人 ・経過的福祉手当延べ人数 24人 【事業費等】 ・扶助費 204,932,100円					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	特別障がい者手当		478人（8年度）	458人	451人	426人
	障がい児福祉手当		140人（8年度）	165人	158人	157人
	経過的福祉手当		2人（8年度）	2人	2人	2人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	在宅の重度の障がいのある人やこどもの経済的な負担を軽減することで、福祉の増進に役立っている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 国の動向を注視しながら、法令に基づき適正に実施する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-5																																																												
事業名	障がい者福祉施設整備補助			最終更新日	令和8年5月13日																																																												
実施根拠	春日井市障害者福祉施設等整備補助金交付要綱 (国) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 (県) 愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱			担当課	障がい福祉課																																																												
関連計画	—		関連する 附属機関	—																																																													
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—																																																												
	施策等	3 障がい者福祉の充実																																																															
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。																																																															
目的・ 事業概要	障がい者福祉施設等の整備を促進することにより、障がい者福祉の向上を図る。 ●補助対象 社会福祉法人、特定非営利活動法人で、国庫補助対象事業として行う障がい者福祉施設の新築、増築又は改築に関する整備費 ●補助対象施設 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助 ※共同生活援助は専用住宅の新築に限る ●補助額 国庫補助基準額に対して愛知県が交付する補助金の額の3分の1以内の額																																																																
	事業期間	平成8年度(10月)～																																																															
過去の経緯、 主な実績等	<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>多機能型（生活介護、自立訓練、就労継続支援B型）</td> <td>1 か所</td> <td>38,467,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同生活介護（ケアホーム）の備品</td> <td>1 か所</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>共同生活介護（ケアホーム）と備品</td> <td>1 か所</td> <td>6,933,000円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>1 か所</td> <td>6,633,000円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>多機能型（就労移行支援、就労継続支援B型）</td> <td>1 か所</td> <td>13,733,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>1 か所</td> <td>7,233,000円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>障害者支援施設（施設入所、生活介護、短期入所）</td> <td>1 か所</td> <td>148,438,000円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>1 か所</td> <td>7,566,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>1 か所</td> <td>7,139,000円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>2 か所</td> <td>12,900,000円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>生活介護</td> <td>1 か所</td> <td>30,100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>2 か所</td> <td>17,200,000円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>生活介護</td> <td>1 か所</td> <td>18,300,000円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>2 か所</td> <td>10,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>								補助額	平成22年度	多機能型（生活介護、自立訓練、就労継続支援B型）	1 か所	38,467,000円		共同生活介護（ケアホーム）の備品	1 か所	300,000円	平成23年度	共同生活介護（ケアホーム）と備品	1 か所	6,933,000円	平成24年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	6,633,000円	平成26年度	多機能型（就労移行支援、就労継続支援B型）	1 か所	13,733,000円		共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,233,000円	平成27年度	障害者支援施設（施設入所、生活介護、短期入所）	1 か所	148,438,000円	平成28年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,566,000円	平成29年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,139,000円	平成30年度	共同生活援助（グループホーム）	2 か所	12,900,000円	令和2年度	生活介護	1 か所	30,100,000円		共同生活援助（グループホーム）	2 か所	17,200,000円	令和4年度	生活介護	1 か所	18,300,000円	令和6年度	共同生活援助（グループホーム）	2 か所	10,000,000円
			補助額																																																														
平成22年度	多機能型（生活介護、自立訓練、就労継続支援B型）	1 か所	38,467,000円																																																														
	共同生活介護（ケアホーム）の備品	1 か所	300,000円																																																														
平成23年度	共同生活介護（ケアホーム）と備品	1 か所	6,933,000円																																																														
平成24年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	6,633,000円																																																														
平成26年度	多機能型（就労移行支援、就労継続支援B型）	1 か所	13,733,000円																																																														
	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,233,000円																																																														
平成27年度	障害者支援施設（施設入所、生活介護、短期入所）	1 か所	148,438,000円																																																														
平成28年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,566,000円																																																														
平成29年度	共同生活援助（グループホーム）	1 か所	7,139,000円																																																														
平成30年度	共同生活援助（グループホーム）	2 か所	12,900,000円																																																														
令和2年度	生活介護	1 か所	30,100,000円																																																														
	共同生活援助（グループホーム）	2 か所	17,200,000円																																																														
令和4年度	生活介護	1 か所	18,300,000円																																																														
令和6年度	共同生活援助（グループホーム）	2 か所	10,000,000円																																																														
事業費	事業費		8年度	7年度	6年度	5年度																																																											
			0円	0円	10,000千円	0円																																																											
	特定財源	0円	0円	0円	0円																																																												
		0円	0円	0円	0円																																																												
一般財源		0円	0円	10,000千円	0円																																																												

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 1 名称:「たんぽぽ」(社会福祉法人まちスウィング) 種別:共同生活援助(定員4名) 補助金額:5,000千円 2 名称:「よつ葉」(社会福祉法人まちスウィング) 種別:共同生活援助(定員4名) 補助金額:5,000千円				
成果指標	指標名	目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	助成件数	—	0件	2件	0件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	補助金を交付することにより、必要な施設の整備が進み、社会資源の充実が図られている。		
	◎:期待する又は期待以上の効果があった ○:現状維持 △:期待する効果がなかった —:評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 助成の対象となる事業を行う法人からの申請に基づき、適正に実施する。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	申請に基づき、同内容で実施。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	2-3-1-6	
事業名	障がい福祉サービス等措置					最終更新日	令和8年5月13日	
実施根拠	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、 障害者総合支援法、児童福祉法、 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律					担当課	障がい福祉課	
関連計画	—			関連する 附属機関	—			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実						
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。						
目的・ 事業概要	【目的】 虐待等やむを得ない事由により、介護給付費等の支給を受けることが著しく困難な障がいのある 人に障がい福祉サービスの措置をする。 【事業概要】 障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスや、児童福祉法に規定する障がい児通所支援を 必要とする障がいのある人が、やむを得ない事由により支給を受けることが著しく困難である場合 は、その障がいのある人に障がい福祉サービス等を措置により提供する。							
	事業期間	平成25年度～						
過去の経緯、 主な実績等	虐待等やむを得ない事由があった場合、緊急避難的に一時受け入れを行うことで、障がいのある人 の生命や身体の安全などを確保することができている。 また、里親へ措置されている障がいのあるこどもが、放課後等デイサービスや就労選択支援を利用 することで、自立に向けた支援を受けることができている。							
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)		
			6,683千円	3,767千円	4,891千円	6,502千円		
	特定財源	国・県支出金	5,009千円	2,825千円	3,668千円	4,871千円		
		その他	円	円	円	円		
一般財源		1,674千円	942千円	1,223千円	1,631千円			

第六次総合計画 事業点検シート

7年度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・短期入所での措置利用 0人 ・里親措置期間の放課後等デイサービス利用 2人 ・里親措置期間の就労選択支援利用 1人 【事業費等】 ・扶助費 3,766,687円									
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度				
	実利用人数		—	3人	6人	9人				
	延利用人数		—	3人	6人	9人				
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	虐待等やむを得ない事由があった場合、緊急避難的に一時受け入れを行うことで、障がいのある人の生命や身体确保安全などを確保することができる。 また、里親へ措置されている障がいのあることにも放課後等デイサービスや就労選択支援を実施することで、障がい特性に合わせた支援を行うことができる。							
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし							
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 虐待等やむを得ない事情がある場合に、短期入所の措置を実施する。 里親へ措置されている障がいのあることにも、放課後等デイサービスや就労選択支援の措置を実施する。									
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)								
	継続	必要に応じ、措置を実施する。								

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-7	
事業名	重度障がい者寝具乾燥			最終更新日	令和8年5月7日	
実施根拠	春日井市重度障害者寝具乾燥事業実施要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 重度の障がいがある人の生活環境の向上を図る。 【事業概要】 重度の障がい（身体・知的・精神）のある人が毎日使用している布団や毛布の丸洗乾燥などを年4回以内で行う。1回当たり4枚を限度とする。 1 対象者 春日井市内に在住し、次の手帳をお持ちの人で、春日井市高齢者寝具乾燥交換サービスの対象とならない人。また、本人及び世帯員が市民税非課税であり、寝具の衛生管理を行うことが困難である人。 (1) 身体障がい者手帳1・2級 (2) 療育手帳A判定 (3) 精神障がい者保健福祉手帳1級 2 委託業者 名空ハウス工業株式会社					
	事業期間	昭和56年2月～				
過去の経緯、 主な実績等	重度の障がいのある人の清潔な生活環境を確保することで、福祉の増進に役立っている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			264千円	186千円	162千円	253千円
	特定財源	国・県支出金	円	円		円
		その他	円	円		円
	一般財源		264千円	186千円	162千円	253千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・利用者数 10人 ・延利用件数 24件 【事業費等】 ・委託料(185,130円) 重度障がい者寝具乾燥事業委託 布団丸洗い乾燥 @5,900円×1.1×15枚 布団乾燥のみ @2,300円×1.1×26枚 毛布丸洗い・乾燥 @1,000円×1.1×20枚				
成果指標	指標名	目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	登録者数	10人(8年度)	10人	10人	12人
	延利用件数	24件(8年度)	24件	24件	33件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	寝具の衛生管理が困難な重度の障がいがある人の生活環境の向上に役立っている。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 利用者や効果が限定的であり、また、衛生管理は他の制度でも行うことができることから、事業の継続については検討が必要である。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	同内容で継続。 近隣他市の調査等を実施し、次年度以降の事業継続については、検討していく。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	廃止	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-8	
事業名	外国人重度障がい者福祉手当			最終更新日	令和8年5月7日	
実施根拠	春日井市外国人重度障害者福祉手当支給要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がい基礎年金等を受給できない外国人で重度の障がいがある人に対して、手当を支給し福祉の増進を図るもの。 【事業概要】 昭和57年1月1日に20歳に達していた者で、障がい年金を現在も受給できない外国人で重度の障がいがある人に手当を支給する。 1 対象者（R8.3.31現在 1人） 市内に居住しており、次のすべてに該当する人 （1）昭和57年1月1日において外国人登録をしており、かつ重度の障がいがあった人 （2）生年月日が大正15年4月2日から昭和37年1月1日の間にある者 （3）身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A判定を所持する者 （4）障がい年金等を受給していない者 2 手当額 月額10,000円（支払月は4・8・12月）					
	事業期間	平成10年4月 ～				
過去の経緯、 主な実績等	障がい基礎年金等を受給できない外国人で、重度の障がいがある人に対して、手当を支給することで福祉の増進に役立っている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			120千円	120千円	120千円	120千円
	特定財源	国・県支出金	円	円	円	円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		120千円	120千円	120千円	120千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・受給者数 1人 【事業費等】 ・扶助費(120,000円) 外国人重度障がい者福祉手当 @10,000円×1人×12月					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	受給者数		- (8年度)	1人	1人	1人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	障がい基礎年金等を受給できない外国人で重度の障がいがある人の福祉の増進に役立っていた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 事業開始から受給者は1名のみだが、当該受給者が支給要件に該当しなくなったため、令和8年4月の定期支払(令和7年12月分～令和8年3月分)をもって支給を終了した。 事業については、これまでに充分周知されており、今後新たな申請者は見込めない。事業の目的は達成したものと判断できるため、令和7年度をもって廃止した。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	廃止	令和7年度をもって、事業を廃止した。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-9																				
事業名	障がい者等介護給付及び訓練等給付			最終更新日	令和8年5月15日																				
実施根拠	障害者総合支援法			担当課	障がい福祉課																				
関連計画	—		関連する 附属機関	—																					
総合計画 施策体系	政策分野 等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—																			
	施策等	3 障がい者福祉の充実																							
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。																							
目的・ 事業概要	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付やその他の支援を行い、障がい者福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする。																								
	事業期間	平成18年度～																							
過去の経緯、 主な実績等	申請に基づき、適切な給付を実施することで、障がいのある人に対して日常生活及び社会生活の支援を行っている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護等延べ利用時間数</td><td>134,631時間</td><td>127,141時間</td><td>117,004時間</td></tr> <tr> <td>生活介護延べ利用日数</td><td>138,463日</td><td>136,322日</td><td>135,415日</td></tr> <tr> <td>就労継続支援B型延べ利用日数</td><td>191,389日</td><td>166,860日</td><td>143,507日</td></tr> <tr> <td>共同生活援助延べ利用日数</td><td>163,387日</td><td>143,228日</td><td>127,121日</td></tr> </tbody> </table>						7年度	6年度	5年度	居宅介護等延べ利用時間数	134,631時間	127,141時間	117,004時間	生活介護延べ利用日数	138,463日	136,322日	135,415日	就労継続支援B型延べ利用日数	191,389日	166,860日	143,507日	共同生活援助延べ利用日数	163,387日	143,228日	127,121日
	7年度	6年度	5年度																						
居宅介護等延べ利用時間数	134,631時間	127,141時間	117,004時間																						
生活介護延べ利用日数	138,463日	136,322日	135,415日																						
就労継続支援B型延べ利用日数	191,389日	166,860日	143,507日																						
共同生活援助延べ利用日数	163,387日	143,228日	127,121日																						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)																			
			9,525,295千円	8,385,082千円	7,481,636千円	6,503,878千円																			
	特定 財源	国・県支出金	6,820,895千円	5,885,928千円	5,407,906千円	4,766,626千円																			
		その他	0円	0円	0円	0円																			
一般財源		2,704,400千円	2,499,154千円	2,041,823千円	1,737,252千円																				

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)						
	1 介護給付及び訓練等給付						
	居宅介護		宿泊型自立訓練				
	重度訪問介護		就労移行支援				
	行動援護		就労定着支援				
	同行援護		就労選択支援				
	療養介護		就労継続支援A型				
	生活介護		就労継続支援B型				
	短期入所		共同生活援助				
	施設入所支援		特定障がい者特別給付費				
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度	
	居宅介護等実利用人数		823人（8年度）	784人	719人	639人	
	生活介護実利用人数		689人（8年度）	656人	640人	633人	
	就労継続支援B型実利用人数		1,222人（8年度）	1164人	1,042人	869人	
	共同生活援助利用人数		615人（8年度）	586人	522人	465人	
	計画相談支援実利用人数		2,427人（8年度）	2,311人	2,938人	2,008人	
	相談支援専門員人数		69人（8年度）	66人	60人	55人	
	これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	計画相談支援について、全てのサービス利用者に提供できる体制を目標としているが、計画相談支援の利用待機者が増加していることから、利用の優先順位や、待機者へのフォロー等についても検討していく必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
			(課題解決のために必要な方策等)				
今後の 方向性	計画相談支援について、相談支援従事者研修修了者に対し、計画相談支援への従事を依頼するとともに、修了者が所属する法人に指定特定相談支援事業所の立ち上げや体制拡充を依頼する。 また、相談支援従事者初任者研修費補助金の利用の促進を図る。 セルフプランに基づいて障がい福祉サービスを利用している者について、基幹相談支援センターしゃきょうに依頼して、指定特定相談支援事業所とのマッチングを行っているが、待機者については伴走して支援を行う仕組みを検討する。 また、障がい福祉サービスの持続可能性の確保のため、支給決定基準の見直しについて検討する。						
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)					
	継続	同内容で継続して実施。					

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	2-3-1-10				
事業名	地域生活支援事業（2-3-2-1を除く）					最終更新日	令和8年5月8日				
実施根拠	春日井市地域生活支援事業規則 春日井市地域生活支援事業実施要綱					担当課	障がい福祉課				
関連計画	第6次春日井市障がい者総合福祉計画			関連する 附属機関		—					
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	—				
	施策等	3 障がい者福祉の充実									
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。									
目的・ 事業概要	障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効率的・効果的に実施し、障がい者福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする。										
	事業期間	平成18年度～									
過去の経緯、 主な実績等	障がい者福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目標としている。										
			7年度		6年度		5年度				
	移動支援		22,538時間		23,012時間		23,284時間				
	地域活動支援センター		26,628回		25,548回		26,174回				
	日中一時支援		5,741回		5,579回		5,247回				
事業費	事業費		8年度(予算)		7年度(決算)		6年度(決算)		5年度(決算)		
			505,918千円		532,370千円		483,933千円		508550,千円		
	特定財源	国・県支出金		125,946千円		104,307千円		105,914千円		102,319千円	
		その他		0円		0円		0円		0円	
	一般財源		379,972千円		428,063千円		378,019千円		406,231千円		

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	1 相談支援事業 3 成年後見制度利用支援事業 5 移動支援事業 7 日中一時支援事業 9 日常生活用具給付等事業 11 視覚障がい者歩行訓練事業	2 意思疎通支援事業 4 自動車改造助成事業 6 地域活動支援センター事業 8 訪問入浴サービス事業 10 重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業 12 地域生活支援拠点			
成果指標	指標名	目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	相談件数	10,545件(8年度)	9,339件	9,294件	10,776件
	日常生活用具給付支払件数	7,930件(8年度)	7,447件	7,268件	7,166件
	訪問入浴延利用回数	1,400回(8年度)	1,392回	1,253回	1,032回
	地域生活支援拠点空床保証 事業費補助金(短期入所)	-	0人 365/365日	2人 315/365日	6人 292/365日
	地域生活支援拠点空床保証 事業費補助金(GH)	-	-	137人 423/730日	107人 476/730日
	賃貸住宅体験利用家賃助成	-	-	2人	1人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由及び 具体的な成果 や課題等	・医療的ケアの専門的な知識を有する相談員を配置した障がい者生活支援センターを設置した。 ・地域生活支援サービスの利用者負担を軽減した。 ・精神保健福祉士の資格を持つ相談支援専門員を地域活動支援センターに配置し、機能強化事業を実施した。 ・地域生活支援サービスや日常生活用具給付事業については、障がい者総合福祉計画に基づき、国や他自治体の動向などを注視し、適宜見直しを検討していく。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 国や他自治体の動向、当事者の声に基づき、適宜、必要な日常生活用具の対象品目の追加や地域生活支援サービスの基準等必要な見直しを行っていく。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	同内容で継続して実施。			

コメントの追加 [八相1]: 等に免許取得費助成の見直し(廃止)を含んでいます。

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-11	
事業名	地域自立支援協議会			最終更新日	令和8年5月13日	
実施根拠	障害者総合支援法 春日井市附属機関設置条例 春日井市地域生活支援事業規則			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、保健・医療、教育、雇用、相談支援事業者、地域福祉関係者、当事者団体などを構成員とし、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援する。					
	事業期間	1 平成19年度～				
過去の経緯、 主な実績等	地域の課題について情報を共有するとともに、課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援している。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			75千円	68千円	73千円	95千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		75千円	68千円	73千円	95千円

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 審議事項 ① 相談支援事業の運営評価の実施に関する事項 ② 地域の関係機関のネットワークに関する事項 ③ 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項 ④ 相談支援事業の機能の強化に関する事項 ⑤ 困難事例への対応のあり方に関する事項 ⑥ 障がい者の差別の解消の推進に関する事項									
成果指標	指標名		目標値	7年度	6年度	5年度				
	開催回数		2回（8年度）	2回	2回	3回				
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 相談支援事業の実績報告や運営評価が行われ、委員から意見をいただいている。 - 医療的ケアが必要な障がいのある人の困り事等を把握し、医療機関や特別支援学校、当事者の家族、保育課、学校教育課等で構成する医療的ケア児等支援部会において、関係機関との連携強化を図り、支援者向けの研修会を開催した。							
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし							
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 各連絡会・部会で把握した地域課題について検討を進めていく。また、障がいのあることにもついて、関係機関と連携を強化し、事例検討等を行っていく。									
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)								
	継続	地域の課題の状況等によって、各連絡会・部会の取組内容等を見直し、必要に応じて再編成等を検討する。								

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-12												
事業名	障がい児通所支援等給付			最終更新日	令和8年5月15日												
実施根拠	児童福祉法			担当課	障がい福祉課												
関連計画	—		関連する 附属機関	—													
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—												
	施策等	3 障がい者福祉の充実															
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。															
目的・ 事業概要	障がいのある子どもが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な通所に係る給付その他の支援を行い、障がい児福祉の増進を図るとともに、身近な地域で支援を受けることを目的とする。																
	事業期間	平成24年度～															
過去の経緯、 主な実績等	障がい児福祉の増進が図られ、身近な地域で支援を受けることができている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援延べ利用日数</td><td>56,026日</td><td>58,919日</td><td>56,303日</td></tr> <tr> <td>放課後等デイサービス延べ利用日数</td><td>171,771日</td><td>162,808日</td><td>147,284日</td></tr> </tbody> </table>						7年度	6年度	5年度	児童発達支援延べ利用日数	56,026日	58,919日	56,303日	放課後等デイサービス延べ利用日数	171,771日	162,808日	147,284日
	7年度	6年度	5年度														
児童発達支援延べ利用日数	56,026日	58,919日	56,303日														
放課後等デイサービス延べ利用日数	171,771日	162,808日	147,284日														
事業費	事業費		8年度（予算）	7年度（決算見込）	6年度（決算）	5年度（決算）											
			3,316,946千円	2,941,988千円	2,834,134千円	2,547,789千円											
	特定財源	国・県支出金	2,483,736千円	2,286,929千円	2,128,678千円	1,873,713千円											
		その他	0円	0円	0円	0円											
	一般財源		833,210千円	655,059千円	705,456千円	674,076千円											

第六次総合計画 事業点検シート

6年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等）					
	障がい児通所給付 児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障がい児相談支援 高額障がい児通所給付費					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	児童発達支援実利用人数		920人（8年度）	934人	909人	878人
	放課後等デイサービス 実利用人数		1,479人（8年度）	1,409人	1,282人	1,129人
	障がい児相談支援 実利用人数		1,764人（8年度）	1,680人	1,536人	1,434人
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	障がい児相談支援について、全てのサービス利用者に提供できる体制を目標としているが、障がい児相談支援の利用待機者が増加していることから、利用の優先順位や、待機者へのフォロー等についても検討していく必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） 障がい児相談支援について、相談支援従事者研修修了者に対し、計画相談支援への従事を依頼するとともに、修了者が所属する法人に指定障がい児相談支援事業所の立ち上げや体制拡充を依頼する。 また、相談支援従事者初任者研修費補助金の利用の促進を図る。 セルフプランに基づいて障がい児通所給付サービスを利用している者について、基幹相談支援センターしゃぎょうに依頼して、指定障がい児相談支援事業所とのマッチングを行っているが、待機者については伴走して支援を行う仕組みを検討する。 文部科学省の調査では、小学生の10.4%に発達障がいの可能性があると考えられていることから、今後も障がい児通所支援を必要とするこどもの増加が想定されるため、令和8年度から放課後等デイサービスを新たに利用する障がい者手帳非所持者については、月15日を上限とする基準を新たに設けた。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	利用の適正化を図るため、令和8年度から放課後等デイサービスを新たに利用する障がい者手帳非所持者については、月15日を上限とする基準を新たに設けた。 その他は同内容で継続して実施。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-13	
事業名	障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成			最終更新日	令和8年5月7日	
実施根拠	春日井市障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成金交付要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がいのある人の外出を促し、地域での活動の場の充実を図るもの。 【事業概要】 1 対象事業 次のいずれかに該当する事業を1月に1回以上提供し、市内の障がいのある人の継続的な参加が見込まれるもの。 (1) 障がいのある人が、いつでも自由に集うことができるサロン事業 (2) 障がいのある人が、宿泊体験を通じ交流できる事業 (3) その他助成金の有効活用が見込まれると市長が認めるもの ただし、次のいずれかに該当する事業を除く。 (1) 政治活動又は宗教活動に係るもの (2) 営利事業又はこれに類似するもの (3) 当該事業について、市から他の補助金の交付を受けているもの 2 対象経費 助成事業に要する報償費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料及び広報費）、使用料及び賃借料 3 助成金額 1団体につき年間100,000円。					
	事業期間	平成24年度～				
過去の経緯、 主な実績等	障がいのある人が思い思いに過ごすことができる場やレクリエーションを通じた交流の場を提供する事業に対し助成を行うことで、地域における障がいのある人の活動の場の充実に役立っている。 【助成対象事業参加障がい者延人数（過去5年）】 令和3年度……988人 令和4年度……1,276人 令和5年度……1,277人 令和6年度……1,485人 令和7年度……919人					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			400千円	500千円	453千円	429千円
	特定財源	国・県支出金	165千円	252千円	182千円	170千円
		その他	円	円	円	円
一般財源		235千円	248千円	271千円	259千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・助成対象団体 4団体 【事業費等】 ・負担金・補助及び交付金 @100,000円×2団体 @96,000円×1団体 @93,000円×1団体				
成果指標	指標名	目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	団体数	5団体(8年度)	4団体	5団体	5団体
	参加障がい者延べ人数	1,200人(8年度)	919人	1,485人	1,277人
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	障がいのある人の地域での活動の場の充実に役立っている。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 障がいのある人の地域での活動の場の充実に役立っており、引き続き実施していく。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	同内容で継続			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-14	
事業名	福祉応援券			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	春日井市福祉応援券支給条例 春日井市福祉応援券支給条例施行規則			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がいのある人に福祉応援券を支給し、外出や社会参加を支援するもの。 【事業概要】 (1) 福祉応援券の支給 登録された市内の店舗・事業所において、商品購入やサービス等の提供を受けたときに使用することができ、1枚の額面は500円、使用可能期間は1年間（8月～7月）とする。 ※利用できる商品・サービス ガソリン、タクシー、文化・教養施設、スポーツ施設、旅行、医薬品、日用品、食料品、飲食店、理容・美容、福祉用具、障がい福祉・介護サービス (2) 支給対象者及び支給額（年額） 対象者：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人や難病患者等。 支給額：障がいの程度等に応じて4つの支給区分 区分1（最重度）：60千円 区分2（重 度）：48千円 区分3（中 度）：36千円 区分4（軽 度）：24千円					
	事業期間	平成28年8月～				
過去の経緯、 主な実績等	障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの経済的支援から、「社会参加」、「生活支援」に重点を置き、当時の3つの事業を再編し、「福祉応援券」を創設した。 令和7年4月1日から65歳以上で新たに手帳等を取得した人を支給対象外とした。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			578,511千円	612,955千円	608,444千円	606,098千円
	特定財源	国・県支出金	274,820千円	27,570千円	円	円
		その他	22,911円	千円	千円	千円
	一般財源		280,780千円	585,385千円	608,444千円	606,098千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実施内容】 ・対象者数 区分1（最重度） 543人 区分2（重 度） 4,315人 区分3（中 度） 7,438人 区分4（軽 度） 3,724人 合計16,020人 【事業費等】 ・需用費（22,928 円） 消耗品費 段ボール他 22,928 円 ・役務費（7,938,580 円） 通信運搬費 福祉応援券簡易書留郵便料 ・委託料（9,650,302 円） 福祉応援券デザイン・印刷等 7,645,000 円 利用ガイド等デザイン 450,565 円 登録店舗一覧・印刷 1,554,737 円 ・使用料及び賃借料（483,120 円） 福祉応援券読取機等リース料 ・扶助費（595,342,500 円） @500 円×1,190,685 枚					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	決算額(扶助費)		558,720千円（8年度）	595,343千円	590,508千円	589,665千円
	対象者数		15,520人（8年度）	16,020人	16,142人	15,742人
	利用率		97.0%（8年度）	73.2% (4月1日時点)	94.4%	95.3%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	登録店舗数も増え、高い利用率で推移していることから、障がいのある人の日常生活の支援に役立っている。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 持続可能な障がい福祉サービスのあり方及び適正な給付を行うため、制度のあり方を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	縮小	支給対象の適正化を含めて、制度のあり方を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	拡充		年度	令和8年度		整理番号	2-3-1-15			
事業名	軽度・中等度難聴児補聴器給付					最終更新日	令和8年4月27日			
実施根拠	愛知県軽度・中等度難聴児支給事業実施要綱 春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱					担当課	障がい福祉課			
関連計画	—			関連する 附属機関		—				
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	—			
	施策等	3 障がい者福祉の充実								
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。								
目的・ 事業概要	【目的】 障害者総合支援法による補装具費支給事業の対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入費等を支給することにより、難聴児の言語の獲得や学力の向上を支援するもの。									
	【事業概要】 1 対象者（次の要件の全てに該当する者の保護者） （1）春日井市内に住民登録があり、かつ、居住している18歳未満の人 （2）障害者総合支援法による補装具費支給事業の対象とならない者（おおむね両耳の聴力レベルが70dB未満の者） （3）両耳の聴力レベルが30dB以上の者 （4）医師が、補聴器の装用が必要であると認めた者 2 支給額 補聴器の購入費と基準額を比較し、少ない方の2／3に相当する額。ただし、対象者の世帯が、申請月において生活保護世帯又は市民税非課税世帯の場合は基準額の全額。 基準額 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）に定められた額（重度難聴用を除く） 医師が両耳装用を必要と認め、教育上真にやむを得ない事情が認められる場合は2倍の額。									
	事業期間	平成29年4月～								
過去の 経緯、 主な実績等	補聴器購入費を支給することで、保護者の経済的負担を軽減し、難聴児の言語の獲得や学力の向上に役立っている。									
	【経緯】 平成29年4月1日 愛知県軽度・中等度難聴児支援事業実施要綱の制定に伴い、春日井市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業要綱を制定し、事業開始。 令和7年4月1日 所得制限を撤廃するとともに、愛知県の補助要綱に合わせ助成対象品目を拡大した。 令和8年4月1日 医師が補聴器等装用の必要性を認めた場合は支給対象とし、対象者の範囲を拡大した。									
事業費	事業費		8年度(予算)		7年度(決算見込)		6年度(決算)		5年度(決算)	
			450千円		380千円		429千円		385千円	
	特定財源	国・県支出金	225千円		188千円		162千円		162千円	
		その他	円		円		円			
	一般財源		225千円		192千円		234千円		223千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・支給件数 18件 【事業費等】 ・扶助費 379,994円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	支給件数		19件(8年度)	18件	17件	17件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	軽度・中等度難聴児の言語の獲得や学力の向上に役立っている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 軽度・中等度難聴児の言語の獲得や学力向上のため、引き続き実施していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	拡充	愛知県と同様に対象者の範囲を拡大して実施。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-16	
事業名	原子爆弾被爆者受診旅費			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	春日井市原子爆弾被爆者受診旅費助成要綱			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 原子爆弾被爆者が広島市又は長崎市の原爆病院において健康診断等を受ける場合の旅費を助成することで、被爆者の健康保持を図るもの。 【事業概要】 原子爆弾被爆者が広島市又は長崎市の原爆病院で健康診断又は医療を受ける場合の旅費を助成する。 1 対象者 市内に住所を有し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条に該当する被爆者健康手帳の交付を受けた人。また、被爆者が70歳以上の者又は市長が介助を必要と認める者については、介助のため同行した者も1名まで助成の対象とする。 2 助成額 旅費は春日井市から病院までの往復に要する普通旅客運賃及び特別急行料金相当額（春日井市職員の旅費規程に準ずる。）					
	事業期間	昭和54年～				
過去の経緯、 主な実績等	原子爆弾被爆者が広島市又は長崎市の原爆病院において健康診断等を受ける場合の旅費について助成することにより、被爆者の健康保持に役立っている。 【経緯】 昭和54年6月1日 春日井市原子爆弾被爆者受診旅費助成要綱施行					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			157千円	122千円	124千円	93千円
	特定財源	国・県支出金	円	円	円	円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		157千円	122千円	124千円	93千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・助成件数 2件 【事業費内訳】 ・扶助費 121,740円					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	助成件数		2件(8年度)	2件	2件	1件
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	原子爆弾被爆者の健康の保持が図られている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 被爆者に対する愛知県の救護施策により県内の医療機関で無料の健康診断が受診できることから、今後事業のあり方を検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。 事業のあり方を検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	2-3-1-17	
事業名	障がい者施設歯科健診事業補助					最終更新日	令和8年5月13日	
実施根拠	春日井市障がい者総合福祉計画					担当課	障がい福祉課	
関連計画	—			関連する 附属機関		—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	—	
	施策等	3 障がい者福祉の充実						
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。						
目的・ 事業概要	施設に通所する障がいのある人を対象に、歯科健診、歯科衛生指導、フッ化物塗布によるむし歯予防を行うため、市歯科医師会が施設に歯科医師、歯科衛生士、歯科助手を派遣することに対し、実績に応じて補助金を交付する。							
	事業期間	1 令和元年度～						
過去の経緯、 主な実績等	【背景】 県歯科医師会では、歯科疾患の予防、障がいのある人の健康維持等の推進を目的として、障がい者支援施設の入所者、施設へ通所する在宅生活を送る障がいのある人を対象に、障がい者施設歯科健診事業を行い、歯科医師等の派遣をしてきた。 派遣費用について、入所者に対しては県歯科医師会へ県から補助金が支給されているが、通所者については、県の補助対象外であるため、県歯科医師会が負担していた。 近年、通所する障がいのある人が増加し、県歯科医師会の負担が増えたため、施設入所者への健診は継続するが、通所者については平成31年度より廃止されることとなった。 (県補助額：歯科医師1回15,000円、歯科衛生士1回9,000円) 令和7年度実績 派遣施設数：10施設 対象者数：148人 歯科医師派遣者数：12人 歯科衛生士派遣者数：8人 歯科助手派遣者数：4人							
事業費	事業費			8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)	
				312千円	280千円	288千円	288千円	
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円		
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円		
	一般財源			312千円	280千円	288千円	288千円	

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等）					
	令和7年度実績 派遣施設数：10施設 対象者数：148人 歯科医師派遣者数：12人 歯科衛生士派遣者数：8人 歯科助手派遣者数：4人					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	対象者数		168人（8年度）	148人	152人	152人
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	健診を実施することにより、障がいのある人の歯科疾患の予防及び早期発見、 歯科健康教育並びに健康維持を推進することができた。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） 引き続き、事業を継続し、障がいのある人の歯科疾患の予防及び早期発見、歯科健康教育並びに健康維持を推進する。 また、日頃使っている歯を一生使うために、自主的に定期受診するように促す。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	同内容で継続して実施。 アンケートを実施し、効果を測定する。				

コメントの追加 [21]: 前年度の人数×1.05

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-1-18	
事業名	障がい者授産品販売促進事業			最終更新日	令和8年5月8日	
実施根拠	春日井市障がい者授産品販売促進事業要領			担当課	障がい福祉課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	3 障がい者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図る ほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 障がい福祉サービス事業所の利用者や特別支援学校の生徒が製作した授産品の販売機会を提供し、障がいのある人の就労を支援するとともに、市民の障がいに対する理解を深める機会をつくる。 【事業概要】 授産品を販売する場所「元気ショップ」を、市役所（1階市民ホール）、市民病院（1階中央ホール）等公共施設に設置する。					
	事業期間	平成19年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【過去の経緯】 平成19年5月 市庁舎に「元気ショップ」を設置し、3事業所で販売を開始した。 平成24年6月 春日井市民病院に「元気ショップ」を設置し、2事業所で販売を開始した。 平成26年11月～平成27年3月 福祉の里レインボープラザで、試行期間として特別出張販売（全5回）を実施した。 平成27年4月 福祉の里レインボープラザに「元気ショップ」を設置し、4事業所で販売を開始した。 令和4年7月～ 温水プール及びグリーンパレス春日井で試行的に「元気ショップ」を実施した。 令和5年4月～グリーンパレス春日井に「元気ショップ」を設置し、3事業所で販売を開始した。 令和5年5月～温水プールに「元気ショップ」を設置し、1事業所で販売を開始した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)
			〇円	〇円	〇円	〇円
	特定財源	国・県支出金	円	円	円	円
		その他	円	円	円	円
	一般財源		〇円	〇円	〇円	〇円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	【実施内容】 登録 14事業者 販売箇所 3箇所（市役所、市民病院、福祉の里） 【事業費等】 なし					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	総売上額		25,000,000円 （8年度）	24,159,035円	22,784,113円	21,719,084円
	市庁舎販売回数		800回（8年度）	794回	774回	772回
	市民病院他販売回数		400回（8年度）	341回	397回	441回
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	販売実績は好調に推移しており、障がいのある人の勤労や日常生活の意欲向上につながっている。 また、販売を通じて市民の障がいへの理解を深める機会をつくっている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 障がいのある人の勤労意欲向上に努めるとともに、市民に障がいに対する理解を深める機会を提供するため、引き続き実施していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年5月18日
施策等	3 障がい者福祉の充実	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	2 障がいのある人に対する理解を深め、個性を尊重し、社会全体で障がいのある人の暮らしを支える環境づくりを推進します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	地域生活支援事業 （障がい理解のための啓発事業）	継続	648	537	○	障がい福祉課
事業費合計			648	537		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	暮らしやすいまちと感じている障がいのある人の割合（％）★	83.6 （2019 年度）	88.0 （2026 年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	○	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果や課題を踏まえた効果検証等）	これまで、障がい理解のための啓発講演会の実施や、ヘルプマーク・ヘルプカードの作成配付を行い、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で暮らすことができる共生社会の実現のため、障がいに対する理解促進に努めてきた。		
今後の方向性 （課題解決の方策等）	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	第6次障がい者総合福祉計画においても、引き続き障がいに対する理解の促進を重点課題としており、障がいのある人への差別の解消や合理的配慮の提供に関する啓発等に力を入れ、より一層、障がいに対する理解の促進と啓発を推進していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-3-2-1								
事業名	地域生活支援事業 (障がい理解のための啓発事業)			最終更新日	令和8年5月11日								
実施根拠	相談支援事業			担当課	障がい福祉課								
関連計画	—		関連する 附属機関	—									
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—							
	施策等	3 障がい者福祉の充実											
	基本的な 方向性等	2 障がいのある人に対する理解を深め、個性を尊重し、社会全体で障がいのある人の暮らしを支える環境づくりを推進します。											
目的・ 事業概要	【目的】 障がいに対する正しい理解と認識を深め、共生社会の理念の啓発を行う。 【事業概要】 ・啓発講演会の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>講演内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>誰もが安心して暮らせるまちづくり 現代社会に広がるアディクション〜ゲーム・ギャンブル・アルコールの依存について〜 講師：信田 さよ子 氏</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>誰もが安心して暮らせるまちづくり 「あかりいお互い様の社会へ」 ～見た目には障がい者に見えない私がヘルプマークを通して願うこと～ 講師：塚本 明里 氏</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>誰もが安心して暮らせるまちづくり 「感覚過敏のある子どもたちの世界」 ～感じ方の違いを知り、考える～ 講師：加藤 路瑛 氏</td></tr> </tbody> </table> ・ヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシールの配布					年度	講演内容	令和5年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 現代社会に広がるアディクション〜ゲーム・ギャンブル・アルコールの依存について〜 講師：信田 さよ子 氏	令和6年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 「あかりいお互い様の社会へ」 ～見た目には障がい者に見えない私がヘルプマークを通して願うこと～ 講師：塚本 明里 氏	令和7年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 「感覚過敏のある子どもたちの世界」 ～感じ方の違いを知り、考える～ 講師：加藤 路瑛 氏
	年度	講演内容											
	令和5年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 現代社会に広がるアディクション〜ゲーム・ギャンブル・アルコールの依存について〜 講師：信田 さよ子 氏											
令和6年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 「あかりいお互い様の社会へ」 ～見た目には障がい者に見えない私がヘルプマークを通して願うこと～ 講師：塚本 明里 氏												
令和7年度	誰もが安心して暮らせるまちづくり 「感覚過敏のある子どもたちの世界」 ～感じ方の違いを知り、考える～ 講師：加藤 路瑛 氏												
事業期間	平成19年度～												
過去の経緯、 主な実績等	・平成25年度から障がい理解のための啓発事業として講演会を開催している。 ・平成30年度に、障がい理解の観点も含め、災害時対応として、聴覚に障がいのある人が避難所等で支援を受けやすいよう、コミュニケーションボードや筆談ノートなどをセットにした聴覚障がい者支援セットを避難所に配備した。また、令和2年度には、掲示することで支援の内容を周知することができる聴覚障がい者支援ボードを避難所に配備した。 ・平成30年度から、内部障がいや知的障がいなど外見では分かりづらい障がいのある人に対する配慮を啓発するため、JIS規格に追加されたヘルプマークや、必要な支援などを記したヘルプカード作成し配布している。 ・令和2年度に聴覚に障がいのある人が避難所で支援を受けやすくするため、聴覚障がい者支援ボードを作成し、避難所に配備した。 ・令和7年度から、スマートフォンやヘルプマークなどに貼って使用するヘルプシールを作成し、配布している。												
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算見込)	6年度(決算)	5年度(決算)							
			537千円	648千円	461千円	372千円							
	特定財源	国・県支出金	403千円	486千円	346千円	279千円							
		その他	0円	0円	0円	0円							
	一般財源		134千円	162千円	115千円	93千円							

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・障がい理解のための啓発講演会を金曜日に実施した。 ・ヘルプマーク・ヘルプカードに加え、新たにヘルプシールを配布した。 ・手話施策推進法の施行に伴い、「手話の日」に合わせて手話サロンやパネル展示等の啓発イベントを実施					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	障がい理解のための啓発講演会		1回（8年度）	1回	1回	1回
	ヘルプカード		1,800枚（8年度）	1,780枚	1,308枚	1,238枚
	ヘルプマーク		2,000個（8年度）	1,840個	1,620個	1,552個
	ヘルプシール		780枚（8年度）	717枚	—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	ヘルプマーク、ヘルプカードへの市民の認知度は上がっている。 また7年度から実施したヘルプシールについて、目標値を上回る配布数であった。 講演会については、広報誌等で周知しているものの、参加者の多数が福祉関係者のため、一般の市民が広く参加するような内容の検討が必要である。 また、JR春日井駅デジタルサイネージやLINEを利用した方法でも周知を行った。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、支援センター連絡会において一般の市民が参加しやすい内容を検討し、講演会を実施するとともに、引き続きヘルプマーク等の配布を行い、共生社会の理念の啓発を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	同内容で継続。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年5月20日
施策等	4 地域での支え合いの推進	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	社会福祉協議会運営補助	継続	193,279	204,113	○	福祉政策課
2	社会福祉施設等管理：総合福祉センター、福祉の里	継続	264,809	327,621	○	福祉政策課
3	ハートフルパーキング事業	継続	660	1,815	○	福祉政策課
4	認知症介護家族支援事業	継続	1,772	1,802	◎	地域共生推進課
5	認知症総合支援事業	継続	17,426	23,881	○	地域共生推進課
6	在宅医療・介護連携推進事業	継続	19,768	21,810	○	地域共生推進課
7	生活支援体制整備事業	継続	42,493	49,380	◎	地域共生推進課
8	地域ケア会議推進事業	継続	2,569	2,619	◎	地域共生推進課
9	フードドライブ事業	継続	2	3	◎	地域共生推進課
事業費合計			542,778	633,044		

関連する総合計画成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	住民主体サービスなどの実施団体数（団体）	92 （2021年度）	110 （2026年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	認知症サポーター養成や認知症カフェなど認知症への理解啓発が図られている。令和6年度から認知症本人発信支援モデル事業（県内初）を開始し、認知症高齢者や家族が社会参画しやすい環境づくりを積極的に取り組んでいる。また、令和7年度から、認知症月間に向けて、認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の花を地域で育てる「オレンジガーデニング・プロジェクト」を新たに取組み、認知症になっても住みやすい地域づくりを推進している。 令和7年度から在宅医療介護サポートセンターの運営を市医師会に委託し、市民からの相談を新たに受付けるなど、在宅医療と介護を一体的に提供する体制の強化を図っている。 地域福祉コーディネーターが、住民主体団体の新たな立ち上げ支援や、好事例の水平展開を支援することで、様々な地域福祉活動が創出されている。また、介護予防や多世代交流、いきがいくなど世代や属性を超えた地域活動の支援を行い、孤独・孤立対策や全世代に対応した重層的な地域づくりを推進している。 さらに、食を通じた地域活動団体間の情報共有や相互支援の仕組みを構築するフードドライブ事業は、食品ロスの削減と民民協働を促進している。		
	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
今後の方向性 (課題解決の方策等)	認知症になっても地域で安心して暮らしていけるよう、新しい認知症観の普及、啓発に努めるとともに、見守り支援事業や個人賠償責任保険事業、サポーター養成、本人発信支援など、高齢者本人や家族等を支える総合的な支援を推進していく。 2040年に向けて、医療・介護のニーズを必要とする高齢者が急増することから、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を強化することが喫緊の課題であり、春日井市医師会始め関係機関と協力しながら、連携体制を構築していく。 また、ダブルケアや8050問題、ひとり暮らしの孤立化など、世帯の中で様々な生活課題を抱える人々が年々増加しており、包括的な相談支援体制と地域福祉の一体的な推進に努めていく必要がある。地域活動の担い手が不足する中で、社会福祉法人や民間事業者など地域の多様な主体が参画するつながりづくりのプラットフォームを通じ、世代や属性を問わない支え合いの地域づくりを推進していく。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-1-1																				
事業名	社会福祉協議会運営補助			最終更新日	令和8年5月13日																				
実施根拠	春日井市社会福祉協議会補助金交付要綱			担当課	福祉政策課																				
関連計画	地域共生プラン2025		関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会																					
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—																			
	施策等	4 地域での支え合いの推進																							
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。																							
目的・ 事業概要	(目的) 地域福祉を推進する中核的な組織である社会福祉協議会の活動を支援する。 (事業概要) 社会福祉法の規定に基づき地域福祉推進を目的として設立されている社会福祉協議会に対し、次の活動に対して補助金（地方交付税算定に該当）を交付する。 (1) 地域福祉サービスセンター事業 (2) ボランティア事業 (3) 全国民生委員協議会関係事業 (4) 社会福祉協議会事務局運営に係る人件費（委託事業に係る人件費を除く。）																								
	事業期間	昭和54年度 ～																							
過去の経緯、 主な実績等	(実績) 地域福祉活動の推進役として、活発な社会福祉協議会活動が行われている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録ボランティア団体数</td><td>122団体</td><td>126団体</td><td>129団体</td></tr> <tr> <td>登録ボランティア人数</td><td>1,853人</td><td>1,846人</td><td>1,850人</td></tr> <tr> <td>社会福祉協議会 会員数</td><td>43,568人</td><td>41,506人</td><td>39,369人</td></tr> <tr> <td>地区社会福祉協議会</td><td>45団体</td><td>45団体</td><td>45団体</td></tr> </tbody> </table>						令和5年度	令和6年度	令和7年度	登録ボランティア団体数	122団体	126団体	129団体	登録ボランティア人数	1,853人	1,846人	1,850人	社会福祉協議会 会員数	43,568人	41,506人	39,369人	地区社会福祉協議会	45団体	45団体	45団体
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																						
登録ボランティア団体数	122団体	126団体	129団体																						
登録ボランティア人数	1,853人	1,846人	1,850人																						
社会福祉協議会 会員数	43,568人	41,506人	39,369人																						
地区社会福祉協議会	45団体	45団体	45団体																						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																			
			204,113千円	193,279千円	187,737千円	179,363千円																			
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円																				
		その他	千円	千円	千円																				
	一般財源		204,113千円	193,279千円	187,737千円	179,363千円																			

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	人件費支出 187,005,199円					
	事務費支出 4,208円					
	事業費支出 4,535円					
	負担金支出 1,264,250円					
	退職給付積立 5,000,000円					
合計 193,278,192円						
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	社会福祉協議会登録ボランティア団体数		130団体	129団体	126団体	122団体
	社会福祉協議会登録ボランティア人数		1,860人	1,850人	1,846人	1,853人
	会員数		40,000人	39,369人	41,506人	43,568人
	地区社会福祉協議会		45団体	45団体	45団体	45団体
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(成果) 誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス事業所、民間企業、行政が協働した支え合いの地域づくりを推進する社会福祉協議会の重要性が増している。			
		(課題) いわゆる8050問題やダブルケアなど、地域における福祉課題が複雑化、複合化し、従来の公的なサービスだけでは対応困難なケースが多くなっている一方、地域コミュニティの希薄化や福祉人材の不足が深刻化する中、地域福祉の担い手の一角である社会福祉協議会の会員数は減少傾向にある。地域福祉をより一層推進するため、中核的な組織である社会福祉協議会に求められる役割は大きくなっている。				
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に不可欠な存在であり、性質上、独立した組織運営が困難な中、安定的な法人運営を支援する必要性が高いため、継続する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	地域福祉推進を目的に社会福祉協議会へ補助金交付 ※現状の水準を維持				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-1-2	
事業名	社会福祉施設等管理：総合福祉センター、福祉の里			最終更新日	令和8年5月13日	
実施根拠	春日井市社会福祉施設条例、春日井市福祉の里条例、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例			担当課	福祉政策課	
関連計画	高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。				
目的・ 事業概要	（総合福祉センター） 本市における総合的な福祉の拠点として、高齢者、障がい者、児童等の健康の増進、教養の向上に向け、レクリエーション、ふれあい交流の場を提供する。 (1) 開館日 毎週月曜日及び年末年始を除く毎日 (2) 利用時間 大ホール、小ホール、各集会室、和室、研修室は午前9時から午後9時30分（夜間に利用申請がない日にあつては、午後5時）まで、それ以外の施設は午前9時30分から午後4時30分まで (3) 施設内容 老人センター、障がい者センター、児童センター、母子憩いの家 (4) 使用料 高齢者・障がい者・児童等は無料、一般利用は有料					
	（福祉の里） 高齢者を始めとする市民の健康増進、教養の向上を図るとともに、互いにふれあい交流する場を提供する。 (1) 開館日 毎週月曜日及び年末年始を除く毎日（木曜日は浴室の提供を行わない） (2) 利用時間 午前9時～午後9時30分※（浴室は午前10時から午後4時）まで ※R8.7.1以降は午前9時～午後5時 (3) 施設内容 レインボープラザ、老人福祉センター、高齢者生きがい活動推進センター (4) 使用料 高齢者（浴室、トレーニング室は除く）・障がい者は無料、一般利用は有料					
	事業期間	昭和54年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	（総合福祉センター） 令和5年度 令和6年度 令和7年度 利用者数 166,862人 188,755人 172,571人 利用率 46% 42.8% 34.1%					
	（福祉の里） 令和5年度 令和6年度 令和7年度 利用者数 152,615人 141,591人 70,950人 利用率 31.7% 29.1% 46.0%					
	※ 利用率は、会議室等の実稼働コマ数を利用可能コマ数（各部屋午前、午後、夜間の1日3コマ）で除したもの。 ※ 令和7年度はクリーンセンターの工事により熱源供給が停止されたため、令和7年10月1日～令和8年4月6日まで休館					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			327,621千円	264,809千円	312,791千円	301,504千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	
一般財源		327,621千円	264,809千円	312791千円	301,504千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・指定管理者による施設管理 ・施設利用動向に基づくサービス内容の見直し					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	各種講座等延べ参加人数		26,000人	16,648人	24,770人	22,932人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(課題) 老朽化している施設や設備のメンテナンスを行うため、公共施設マネジメント計画に基づき担当部署と連携を図り施設管理に取り組む。 また、少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者の増加、価値観や生活様式の多様化などによる市民の福祉ニーズの変化に対応したサービスの充実と感染対策の両立が課題である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 総合福祉センターは、開所から40年以上経過し、施設に老朽化がみられる中で、地域共生社会の実現に向け、新たに総合的な福祉拠点として再整備する。 福祉の里は、特に浴室関連設備の老朽化にともなう不具合が頻発しており、今後維持管理費の増大が見込まれることから、施設のあり方について検討を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・指定管理者による施設管理 ・施設利用動向に基づくサービス内容の見直し				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-1-3															
事業名	ハートフルパーキング事業			最終更新日	令和8年5月13日															
実施根拠	春日井市ハートフルパーキング事業実施要綱			担当課	福祉政策課															
関連計画	—		関連する 附属機関	—																
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—															
	施策等	4 地域での支え合いの推進																		
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。																		
目的・ 事業概要	（目的及び事業概要） 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアの構築にあたり、医療・介護事業者等の訪問事業者が、円滑にサービス提供できるよう、駐車スペースのない利用者宅を訪問する際に、近隣の事前登録された駐車スペースを利用することができる体制を整備する。																			
	事業期間	平成29年度 ～																		
過去の経緯、 主な実績等	（経緯） 平成28年度 市内石尾台及び高森台地区を対象に「ハートフルパーキング事業」の協力に関する意向調査を実施。インターネット上で駐車場の登録や予約を行うシステム開発することとなった。 平成29年度 石尾台及び高森台地区で地域包括ケア団地モデル事業として開始。 平成30年度 市内全域に展開 令和元年度 介護等事業所へ駐車場希望地区を聞き取り、15,000世帯（中央台、不二ガ丘町、神領町 他）へ駐車場提供に関する意向調査を実施。 令和3年度 NT地区の介護事業所に登録申請の勧奨を実施。 令和4年度 介護等事業所へ駐車場希望地区を聞き取り、9,317世帯（牛山町、上条町 他）へ駐車場提供に関する意向調査を実施。 令和5年度 介護等事業所へ駐車場希望地区を聞き取り、8,791世帯（石尾台、岩成台 他）へ駐車場提供に関する意向調査を実施。 令和6年度 駐車場提供者に継続の意向を郵送調査。代替わりなどにより、提供者が減少。																			
	（実績） <table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>登録駐車場数</td><td>698箇所</td><td>653箇所</td><td>629箇所</td></tr><tr><td>登録利用者数</td><td>155件</td><td>159件</td><td>189件</td></tr><tr><td>年間利用件数</td><td>3,594件</td><td>3,991件</td><td>5,554件</td></tr></table>						令和5年度	令和6年度	令和7年度	登録駐車場数	698箇所	653箇所	629箇所	登録利用者数	155件	159件	189件	年間利用件数	3,594件	3,991件
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																	
登録駐車場数	698箇所	653箇所	629箇所																	
登録利用者数	155件	159件	189件																	
年間利用件数	3,594件	3,991件	5,554件																	
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)														
			1,815千円	660千円	660千円	1,951千円														
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円														
		その他	千円	千円	千円	千円														
	一般財源		1,815千円	660千円	660千円	1,951千円														

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) インターネット上で駐車場の登録や予約を管理し、駐車場と利用者をマッチングする駐車場予約管理システムの管理運営。 (実績) 登録利用者数は増加傾向にある。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	登録駐車場数		700箇所	629箇所	653箇所	698箇所
	登録利用者数		170件	189件	159件	155件
	年間利用件数		4,500件	5,554件	3,991件	3,594件
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(成果) ・利用登録のない介護事業者に登録申請の勧奨を行い登録利用者数は年々増加傾向にある。 (課題) ・登録駐車場数のさらなる拡大 ・駐車場提供者へのインセンティブ ・事業の周知 ・利用者のマナー（適正利用）			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・登録駐車場数を拡大するため、広報による制度周知を行う ・訪問看護やホームヘルパー、ケアマネジャーなどに対して意向調査を行い、重点的に駐車場を確保する ・駐車場提供意向調査（一部地域において）を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・駐車場予約管理システムの改修 ・駐車場予約管理システムの使用及び保守 ・制度の周知				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-1-4	
事業名	認知症介護家族支援事業			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	地域包括ケア推進協議会 福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる環境を整える。 【事業概要】 (1)認知症サポーター養成：地域で認知症を見守る認知症サポーターを養成する。 (2)認知症サポーター上級者養成講座：認知症の人を支える地域活動にボランティア参加する市民を養成する。 (3)家族介護者支援センター及び認知症カフェ：認知症の人や家族をはじめ地域の人が集える場所の設置者を支援する。 (4)認知症高齢者等見守り支援事業：認知症等により行方不明となる恐れのある高齢者のため、身元を特定するステッカーの配付、アプリによる検索支援、GPS端末の導入補助を行う。 (5)認知症高齢者等個人賠償責任保険事業：認知症の高齢者等が日常生活における偶発的な事故により損害賠償責任を負った場合に補償する個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入する。					
	事業期間	平成20年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成21年 認知症サポーター養成事業の開始 平成26年 認知症サポーター上級養成講座事業の開始 平成28年 家族介護者支援センター及び認知症カフェ補助金の創設 平成31年 認知症高齢者等見守り支援事業の創設 令和4年 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の創設 令和6年 認知症本人発信支援モデル事業実施 令和7年 認知症ヘルプマーク配付の開始、オレンジガーデンプロジェクト実施の開始					
	【実績】 (1)認知症サポーター養成講座					
	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	開催回数	24	30	34	27	19
	養成人数	1,270	1,267	1,021	1,556	762
	(2)認知症サポーター上級養成講座					
	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	養成人数	中止	33	—	37	—
	(3) 家族介護者支援センター及び認知症カフェ					
	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	家族介護者支援センター（箇所）	1	1	1	1	1
	認知症カフェ（箇所）	37	39	38	38	35
	(4) 認知症高齢者見守り支援事業					
	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	GPS端末等導入（件）	11	16	13	13	10
みまもりあいプロジェクト（件）	8	8	12	19	18	
(5)認知症高齢者等個人賠償責任保険事業						
区分	4年度	5年度	6年度	7年度		
加入者数	38	49	65	65		

第六次総合計画 事業点検シート

事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			1,802千円	1,772千円	1,109千円	948千円
	特定財源	国・県支出金	1,040千円	1,023千円	640千円	547千円
		その他	414千円	407千円	255千円	218千円
一般財源		348千円	342千円	214千円	183千円	
7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・家族介護者支援センター運営補助 ・認知症の本人発信支援の試行的実施 ・春日井まつりでみまもりあいアプリの啓発イベント共催 ・オレンジガーデニングプロジェクト実施、認知症ヘルプマークの配付					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	認知症カフェ登録数		38か所	35か所	38か所	38か所
	認知症サポーター養成講座		1,000人	762人	1,556人	1,021人
	認知症サポーター上級者養成講座養成講座		35人	—	37人	—
これまでの 取り組みによる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 認知症サポーター養成講座の受講人数はやや減少したが、地域住民のほか企業や学校での開催など多様な人が認知症サポーターとなっている。 オレンジガーデニングプロジェクトを実施し、地域住民、学校、店舗等多様な主体が参画する協働型の認知症啓発を実施した。 認知症ヘルプマークの配付も開始し、認知症当事者やご家族が安心して生活できる地域づくりに繋がる取り組みとなっている。 【課題】 ・認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症の啓発とみまもりあいアプリなど地域の支え合いの体制を推進する必要がある。 ・認知症当事者の社会参画や新しい認知症観の普及が必要である。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・認知症地域支援推進員が認知症サポーター養成講座により認知症理解を啓発し、イベントなどでみまもりあいアプリを周知して協力者を広げ、見守り体制を拡大する。 ・認知症基本法の施行を受け、認知症当事者及び家族が社会参画（本人ミーティング）する環境を整えていく。 ・認知症月間を中心に、市民や企業など幅広く認知症啓発に取り組むことができるよう啓発活動を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・オレンジガーデニングプロジェクトの実施、9月の認知症月間に認知症啓発を実施 ・地域の通いの場等で、認知症の本人が思いや気持ちを話すことができるよう通いの場の運営者を支援する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-4-1-5
事業名	認知症総合支援事業				最終更新日	令和8年5月18日
実施根拠	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱 春日井市認知症総合支援事業実施要綱				担当課	地域共生推進課
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	地域包括ケア推進協議会 福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期発見、早期支援や認知症に優しい地域づくりを推進する。。					
	【事業概要】 (1) 認知症初期集中支援チームの設置 認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する認知症初期集中支援チームを配置する。 (2) 認知症地域支援推進員の設置 認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組や認知症サポーターの養成、認知症カフェの普及など認知症の地域支援の取組を推進する。					
	事業期間	平成30年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 (1) 認知症初期集中支援チーム 平成30年4月創設 基幹型地域包括支援センター内にチーム員2名（保健師・社会福祉士）を配置し、春日井市医師会から推薦を受けたチーム員医師（2名）から助言指導を受ける。					
	(2) 認知症地域支援推進員 平成30年4月配置 認知症地域支援推進員は、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者搜索模擬訓練の企画・運営などを通じて認知症理解を推進する。認知症の人が参加する通いの場等で認知症の本人が思いや気持ちを発信できるよう支援する。 現在の配置人数 8名（地域福祉コーディネーターと兼務）					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			23,881千円	17,426千円	10,773千円	13,613千円
	特定財源	国・県支出金	13,791千円	10,063千円	6,221千円	7,862千円
		その他	5,492千円	4,007千円	2,478千円	3,131千円
	一般財源		4,598千円	3,356千円	2,074千円	2,620千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) (1)認知症初期集中支援チーム 新規相談件数 7件 (2)認知症地域支援推進員 認知症サポーター養成講座の開催(19回) 認知症本人発信支援者支援の実施 9月認知症月間の啓発 春日井まつりで認知症啓発ブース出店(共催) オレンジガーデニングプロジェクトの実施					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	認知症初期集中支援チーム 相談数		15件	7件	18件	21件
	認知症サポーター養成講座 受講者数		1,000人	762人	1,556人	1,021人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・認知症初期集中支援チームは、医療や介護に適切につながっていない事例が支援の依頼が継続的に入っている。 ・認知症地域支援推進員は、新たな認知症観の普及や、本人の気持ちや想いを聴く方法を学び、認知症当事者も参画する地域づくりを進めている。 【課題】 ・新たな認知症観の普及や認知症当事者の声、想いを聴く機会を設けるとともに、認知症当事者の社会参加を促進する必要がある。 ・認知症の早期対応の重要性と認知症初期集中支援チームの周知を図るとともに、早期受診を促進する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・認知症地域支援推進員が、本人ミーティングの場の創設や認知症家族交流会の実施の支援を通じ、認知症当事者及び家族が主体的に地域に参画できる取り組みを企画し、実施する。 ・軽度認知障害(MC I)等の早期受診を促進するため、本人又はその家族を対象とする出張相談会を実施する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	企業や地域で認知症サポーター養成講座を実施するなど認知症についての理解啓発に努めていく。 認知症当事者が自ら体験や思いを発信できるよう調整し、語り合い、暮らしやすい地域の在り方を話し合う場(本人ミーティング)の創設に向けた検討を行う。 オレンジガーデニングプロジェクトへの参加呼びかけや参加者の様子を配信し、広く認知症理解を啓発する。 軽度認知障害(MC I)や認知症の疑いに関する本人又はその家族を対象とする出張相談会を年4回程度開催する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-4-1-6
事業名	在宅医療・介護連携推進事業				最終更新日	令和8年5月19日
実施根拠	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱 春日井市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱				担当課	地域共生推進課
関連計画	地域共生プラン 高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	地域包括ケア推進協議会 福祉施策等推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	2 高齢者福祉の充実				
	基本的な 方向性等	1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療機関と介護サービス事業所が、綿密な連携を図り、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を推進する。					
	【事業概要】 1 在宅医療介護サポートセンターの事業内容 (1)市内の医療及び介護の資源の把握 (2)在宅医療・介護連携 に関する課題の抽出及び対応策の検討 (3)切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築推進 (4)医療及び介護関係者の情報共有の支援 (5)在宅医療・介護 連携に関する相談支援 (6)医療及び介護関係者の研修 (7)在宅医療・ 介護連携に関する地域住民への普及啓発 (8)在宅医療に関する相談受付 (9)医療と介護の実務者による検討の場の設置運営 2 地域包括ケア推進協議会 (1)目的 ア 在宅医療及び介護連携に関する事項 イ 生活支援体制整備に関する事項 ウ 認知症総合支援に関する事項 (2)委員 13名 ア 優れた識見を有する者 イ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者					
	事業期間	平成28年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28、29年度 春日井市医師会が在宅医療サポートセンターを設置、運営。 平成29年度 春日井市地域包括ケア推進協議会を設置（平成30年1月） 平成30年度 春日井市医師会が在宅医療サポートセンターを廃止。 市が春日井市在宅医療・介護サポートセンターを設置し、春日井市医師会に運営を委託した。 令和4年度～6年度 市直営で在宅医療・介護サポートセンターを運営。 令和7年度 在宅医療・介護サポートセンターの運営を市医師会に委託。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度（決算）
			21,810千円	19,768千円	167千円	436千円
	特定財源	国・県支出金	12,595千円	11,416千円	96千円	252千円
		その他	5,016千円	4,546千円	38千円	100千円
	一般財源		4,199千円	3,806千円	33千円	84千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・地域の医療・介護の資源把握 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・市民講演会の開催（1回 115人） ・多職種連携研修（1回 64人） ・出前講座の開催（8回 192人） ・地域包括ケア推進協議会の開催（2回） ・エンディングノートの作成 4,000部					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	多職種連携研修		1回	1回	3回	4回
	かすがいねっと連絡帳 登録患者数		800件	737件	660件	583件
	実務者による検討の場		2回	2回	—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【成果】 医療関係者及び介護関係者が意見交換する場が整い、各分野における課題が抽出され、検討が進んでいる。 市民や関係機関からの相談に対し、医師を含めた相談支援体制が整っており、市民講演会や出前講座により在宅医療や人生会議について、市民の理解を深めた。 かすがいねっと連絡帳を活用して多職種が連携して支援する対象者が増加している。 【課題】 団塊世代が75歳を迎え、在宅医療と介護の利用者がこれから増加していくことが見込まれている。平常時から医療と介護の連携を強化し、災害時にも対応できるよう、医療従事者に在宅医療への参入を促すこと。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 在宅医療・介護サポートセンターが医療従事者と介護従事者の実務者が集まる場を運営し、在宅医療と介護の連携を推進するための課題と解決策を検討して、増加が見込まれる要介護状態の高齢者の包括ケアを推進する。 平常時から備える災害時にも強い在宅医療と介護の提供体制を強化する。 入退院支援ルールにより入院、転院を経て在宅に戻るまで情報と関わりが途切れない体制を構築する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	在宅医療と介護の実務者の連携に関する検討の場を設置する。 在宅医療と介護の多職種の連携が進むよう、多職種連携研修や医療従事者向けや介護従事者向けの相互理解を促進する研修を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-4-1-7
事業名	生活支援体制整備事業				最終更新日	令和8年5月18日
実施根拠	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱 春日井市生活支援体制整備事業実施要領				担当課	地域共生推進課
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	地域包括ケア推進協議会 福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。 2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 世代や分野を越えた重層的な地域づくりを推進するため、地域福祉コーディネーターを配置し、住民主体の地域活動の立ち上げや運営の支援、多様な居場所やつながりづくりのプラットフォームを構築する。 【事業概要】 (1)地域福祉コーディネーターの配置 ①地域資源の把握・開発 ②地域ネットワークの構築 ③相談支援事業者の支援 ④地域ケア会議への参画 ⑤介護予防活動普及事業の調整 ⑥地域福祉活動の支援 (2) 協議体及びつながりづくりプラットフォームの運営					
	事業期間	平成28年度				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成28年度 第1層生活支援コーディネーターを配置 平成29年度 第2層生活支援コーディネーターを4名配置 令和2年3月 第1層生活支援コーディネーターを地域福祉アドバイザー、 第2層生活支援コーディネーターを地域福祉コーディネーターに名称変更 (地域福祉を推進する役割を明確にするため) 令和2年 地域福祉コーディネーターを5名配置 令和5年 孤独孤立対策官民連携プラットフォーム(藤山台・岩成台地区)を設置 令和6年 地域福祉コーディネーター8名配置 令和7年 地域共生型サロンを住民参画・官民連携推進事業に位置付け ＊第1層は市全体、第2層は日常生活圏域(中学校区を基本に12圏域)を活動範囲とする。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			49,380千円	42,493千円	38,752千円	28,340千円
	特定財源	国・県支出金	28,516千円	24,539千円	22,379千円	16,366千円
		その他	11,357千円	9,773千円	8,913千円	6,518千円
	一般財源		9,507千円	8,181千円	7,460千円	5,456千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)				
	・つながりづくりプラットフォーム（藤山台・岩成台）を開催 ・地域共生又は先進的な取組みに対する支援（27団体） ・住民主体サービス意見交換会開催 ・地域にある社会資源一覧の作成、公表（市社協ホームページ） ・住民が主体となる活動紹介冊子の作成				
成果指標	指標名	目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	つながりづくりプラットフォーム	4か所	2か所	1か所	1か所
	住民主体サービス（通いの場）	180箇所	161箇所	131箇所	101箇所
	地域活動と民間企業のマッチング件数	15	11	8	4
	地域福祉コーディネーターの配置数	8名	8名	8名	6名
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 団塊世代が75歳を迎える中、地域福祉コーディネーターが地域活動を支援し、介護予防の通いの場が各地域で実施されている。 地域活動の担い手が不足する中で、学校や企業と連携した多世代交流や共生型の活動が創出できた。 地域活動団体や民間事業者と協働する孤独孤立対策のつながりづくりプラットフォームを開催し、地域と協働する取組を複数創出できた。 【課題】 つながりづくりプラットフォーム開催後、地域福祉コーディネーターが主催する取り組みづくりにつながる検討の場が必要となる。 生きづらさを抱える当事者や障がい者の参加や居場所づくりが必要である。		
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 市社協が実施する地域福祉推進パートナー事業者登録制度などを活用し、民間事業者や地域の各種団体とのマッチングを行い、プラットフォームを通じて新たな関係づくりと協働的な取組みを支援する。 SNSを通じて広く地域活動、地域づくりの情報を発信し、地域活動に関心を持つ住民や企業を発掘する。 地域包括支援センターや自立相談支援コーナー、こども家庭センター等と連携し、若年性認知症当事者や生活困窮者、ヤングケアラーなどの多様な社会参加や居場所づくりに取り組む。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)			
	継続	・つながりづくりプラットフォームを新たに2つの地区で設置し、市内4か所でプラットフォームを運営する。 ・地域活動の情報をInstagramで配信する。 ・地域包括支援センターなど支援機関と連携し、若年性認知症当事者や生活困窮者などが参画できる取組みを実施する。			

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-4-1-8
事業名	地域ケア会議推進事業				最終更新日	令和8年5月18日
実施根拠	介護保険法第115条の46 介護保険法第115条の48				担当課	地域共生推進課
関連計画	地域共生プラン2025 高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	春日井市地域包括ケア推進協議会	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 地域ケア会議や地域協議会を開催し、地域生活課題の把握と解決を検討し、住民が主体となって取り組む地域活動づくりを推進する。 また、専門職の助言を得る機会をつくり、要支援状態にある高齢者の介護予防と自立支援を促進する。					
	【事業概要】 個別事例から地域課題を把握する地域ケア個別会議、地域課題の具体的解決策を見出す地域ケア会議、日常生活圏域毎の地域課題等を共有する地域協議会を重層的に開催する。 専門職が助言を行う専門職カンファレンスを定期的に開催する。					
	事業期間	平成28年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 1 地域協議会（日常生活圏域単位） 平成29年度 3地域 平成30年度 7地域 令和元年度～ 12地域					
	2 専門職カンファレンス 平成29年度 理学療法士、作業療法士、管理栄養士、保健師、地域福祉コーディネーター、主任介護支援専門員を助言者とする専門職カンファレンスを創設 令和3年 オンライン会議により実施 令和6年 対面とオンラインのハイブリッド型会議を実施 歯科衛生士を助言者に追加					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,619千円	2,569千円	2,532千円	2,670千円
	特定財源	国・県支出金	1,512千円	1,483千円	1,462千円	1,542千円
		その他	602千円	590千円	582千円	614千円
	一般財源		505千円	496千円	488千円	514千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	・地域協議会を12箇所で開催。 ・地域ケア会議報告をDVDで実施。 ・専門職カンファレンス6回開催。 ・専門職カンファレンスの検討事例に対する事後評価を実施					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	地域ケア会議を経て 創設された取組み		20件	27件	24件	19件
	専門職カンファレンスで 検討された事例		12件	12件	12件	12件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・住民が主体的に地域生活課題を話し合い、課題解決につながる取り組みの創設や地域づくりが住民主体で推進されている。また一部地域の地域協議会において、高齢者に限らず多世代に係る地域生活課題を検討し、地域づくりが進められている。 ・専門職カンファレンスは、助言者に歯科衛生士が加わり、口腔ケアの視点からも評価・検討できる体制を整え、介護予防ケアマネジメントの資質向上が図られている。 【課題】 ・地域ケア会議の運営方法のこれまでの蓄積をもとに、地域福祉コーディネーターと協働し、世代や属性を問わない共生型の地域づくりの運営方法が求められている。 ・専門職カンファレンスの在り方を検討する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・地域の多様な主体が参加し、高齢者に限らず多世代に係る地域生活課題を解決する取組、つながり、いきがいくつくり活動の創設を図る。 ・障がい者生活支援センターや自立支援相談コーナー、こども家庭センターなどの相談支援機関が地域ケア会議に参画し、相談支援と地域づくりが一体的に実施する機会や環境を整える。 ・必要な助言者の職種を選定し、重度化予防と重症化予防を両立することで自立支援に資するケアマネジメントを実施できる地域ケア会議を開催する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・孤独孤立対策のつながりづくりプラットフォームと連携した取組みを行う。 ・各日常生活圏域で、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者等を対象に、専門職と連携した地域ケア会議を実施。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-1-9	
事業名	フードドライブ事業			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	社会福祉法第106条の4			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 重層的支援体制整備事業実施計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。				
目的・ 事業概要	【目的】 食品の寄付受付やこども食堂などの食料支援活動を実施する団体間の相互支援のため、ネットワークを構築し、食を通じた支え合いの地域づくりを推進する。 【事業概要】 1 余剰食品、寄付食品の受領及びこども食堂等の団体への提供。食品の保管、運搬の協力。 2 活動団体同士の相互協力を実現するためのネットワーク連絡会の開催。 3 ホームページでの活動団体の広報。					
	事業期間	令和5年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	令和4年	食品ロスに関する検討会（ごみ減量推進課、地域福祉課、企画政策課）を実施				
	令和5年	こども食堂等の団体へのヒアリングを実施 フードドライブ事業を開始 ネットワーク連絡会を設置 団体間の連絡ツールとしてLINEWORKSの運用を開始 市政80周年イベント「もったいないフェス」で食品ロス減少の啓発				
	令和6年	消費生活展2023に出展 ネットワーク連絡会の地区別開催の試行 ネットワーク連絡会 3回 消費生活展2024に出展				
	令和7年	株式会社バローホールディングスと包括的な連携と協力に関する協定を締結 スーパーマーケットバロー3か所にフードドライブポストを設置 こども食堂等のマップを作成、ホームページで公開 ネットワーク連絡会 2回（春日井ライオンズクラブの参加） 消費生活展2025に出展 社会福祉協議会と株式会社バローホールディングスの連携により、フードドライブポストを新たに14か所設置（合計17か所） 第6部研修「地域福祉活動（ひとり親家庭の支援、フードバンク、こども食堂）の思い」の開催				
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			3千円	2千円	34千円	67千円
	特定財源	国・県支出金	1千円	1千円	17千円	33千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		2千円	1千円	17千円	34千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 ・ネットワーク連絡会 2回 ・寄付食品の受付 3,601点、1,001kg ・企業からの寄付受付 12件					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	ネットワーク連絡会の参加団体数		45	41	36	32
	寄付食品の受付数		3,600点 (1,200kg)	3,601点 (1,001kg)	3,538点 (1,047kg)	3,726点 (889kg)
	企業からの寄付受付件数		15件	12件	8件	7件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・地域貢献をしたい企業から寄付等を受け、食料支援活動団体とマッチングする仕組みを強化することができた。 ・福祉以外の部局と食品ロス対策や地域づくりをテーマとした庁内連携が図られた。 ・生活困窮者や社会的孤立状態になる人を支援する庁内各課や相談支援機関が地域活動団体から学ぶ機会を創出することができた。 【課題】 ・個々の団体が一時保管する場所を確保することは困難であるため、ハブ的な機能を有する食品の一時保管場所の確保が求められている。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・地域活動団体と企業が意見交換や協働する機会を確保する。 ・ハブ的な機能を有する食品の一時保管場所の確保に向け、企業と地域活動団体とともに仕組みづくりを検討する。 ・社会福祉法人等に事業への参画を働きかけるほか、地域福祉推進パートナーシップ事業者登録制度等を活用して、地域づくりの意識醸成と団体間の相互支援を強化。 ・食品の回収場所やイベントなどによる啓発活動を通じ、環境部や産業部など分野横断的な庁内連携の強化を図る。 ・相談支援機関と地域活動団体が顔の見える関係づくりを行い、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげる仕組みを構築する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・ネットワーク連絡会の開催。 ・ハブ的な機能を有する食品の一時保管場所の確保に向けた検討。 ・市職員や相互支援機関が地域福祉活動を学ぶ機会を設ける。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年5月20日
施策等	4 地域での支え合いの推進	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	民生委員・児童委員、主任児童委員	継続	43,817	45,488	○	福祉政策課
2	平和祈念式典	継続	293	350	○	福祉政策課
3	行旅死亡人、行旅人扶助	継続	0	682	○	福祉政策課
4	災害見舞金、弔慰金支給	継続	705	480	○	福祉政策課
5	社会福祉大会（地域共生社会推進大会）	継続	239	328	○	福祉政策課
6	災害時要援護者支援制度	継続	96	267	○	福祉政策課
7	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	継続	182	66	○	福祉政策課
8	地域包括支援センター運営事業	継続	453,569	508,342	◎	地域共生推進課
9	地域見守り活動	継続	0	17	○	地域共生推進課
10	重層的支援体制整備事業	継続	347	327	◎	地域共生推進課
11	ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業	継続	1,794	2,680	◎	地域共生推進課
12	DV相談	継続	51	139	○	地域共生推進課
13	友愛電話訪問事業（緊急連絡体制整備）	継続	140	150	○	介護・高齢福祉課
14	緊急通報システム設置事業（緊急連絡体制整備）	継続	2,695	3,364	○	介護・高齢福祉課
15	配食サービス利用助成	継続	77,927	87,352	○	介護・高齢福祉課
16	地域自立生活支援事業（シルバーハウジング）	継続	6,267	6,760	○	介護・高齢福祉課
17	介護福祉特別給付金（要介護認定者等特別対策）	継続	81,120	133,728	○	介護・高齢福祉課
事業費合計			669,242	790,520		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	平成30年度に基幹型地域包括支援センターを設置し、12の日常生活圏域ごとに設置する地域包括支援センター間の総合調整や後方支援など、高齢者の総合的な相談支援体制を構築している。また、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、認知症への理解啓発や早期支援を行い、認知症に優しい地域づくりを推進している。 その一方で、高齢者人口は横ばいであっても後期高齢者人口が2055年まで増加し続けることから、相談件数や介護予防ケアマネジメント件数が年々、大幅に増加している。さらに、介護予防ケアマネジメントを委託できる指定居宅介護支援事業所が非常に少なく、地域包括支援センターの業務を圧迫している。令和4年度に重層的支援体制整備事業を実施するに当たり、地域型地域包括支援センターの相談員を増員したが、認知症高齢者や複合化・複雑化した生活課題を抱える世帯は、一層増加することから、包括的な相談支援体制の強化が大きな課題となっている。 また、地域福祉コーディネーターが、住民主体団体の新たな立ち上げ支援や、好事例の水平展開を支援することで多彩な地域福祉活動が、令和7年度に27件創出されている。さらに、孤独・孤立対策や全世代に対応した重層的な地域づくりを推進するよう、フードドライブ事業やつながりづくりプラットフォームなど、地域の多様な主体が互助活動に取り組むことができている。 これらの相談支援と参加支援、地域づくりを一体的に実施するため、令和8年3月に第二期重層的支援体制整備事業実施計画を策定した。 更に、高齢者ができる限り自立して生活できるよう、日常生活を支援するための緊急通報システムや配食サービスなど的高齢者福祉サービスを提供してきた。なお、その財源のあり方について、第9次高齢者総合福祉計画の策定に伴い、令和6年度から介護保険料を財源とする保健福祉事業を介護保険事業特別会計に新たに立ち上げ、一般会計における予算について大幅に削減し、事業の継続性を担保することができた。		
	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
今後の方向性 (課題解決の方策等)	地域包括支援センター始め関係機関や地域住民などが、分野や制度を超えて連携、協働を図ることにより、制度の狭間や孤独・孤立した状態にある人、複雑かつ複合的な課題を抱える世帯などに対し、伴走型支援を行うなど、地域を基盤とした重層的で包括的な支援体制の強化を図る。 重層事業の開始以後に、新たに取り組んだフードドライブ事業や、ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業、つながりづくりプラットフォームなどの開発的・重層的な事業・取組みを一層推進するため、包括的な支援体制の整備や重層事業の実施状況を振り返り、改善志向の評価活動を継続的に実施していく。 また、一般財源で実施してきた高齢者福祉サービスの財源については抜本的な見直しができたことから、今後は事業そのもののあり方について、(仮称)総合福祉計画の策定に向け、検討を行っていくものとする。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-1	
事業名	民生委員・児童委員、主任児童委員			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	民生委員法、児童福祉法			担当課	福祉政策課	
関連計画	地域共生プラン2025		関連する 附属機関	民生委員推薦会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 民生委員法、児童福祉法に基づき、地域の福祉の窓口としての民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を促進する。 【事業概要】 委員は、市の福祉を始め、関係する住民ニーズの把握や地域の支援を必要とする者への声かけ、情報提供、関係機関への連絡を行っている。 3年に1度一斉改選を実施している。（現在の任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日）					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	- 民生委員・児童委員、主任児童委員は、14地区民生委員児童委員協議会のいずれかに所属。 - 毎月の定例会への出席や専門部会で研修を実施。 「地域の実情把握に関する調査」の実施 - 調査対象 ①70歳以上の単身世帯 ②80歳以上の高齢者のみの世帯 ③7040問題のおそれのある世帯 - 敬老金の訪宅配付 - 地域住民からの相談対応、関係機関への連絡 - 新聞がポストに溜まっている、同じ洗濯物が干したままになっているなどの異常を見つけた場合、市などに通報をする「地域の見守り活動」を実施している。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			45,488千円	43,817千円	42,485千円	42,106千円
	特定財源	国・県支出金	23,868千円	22,319千円	22,051千円	21,870千円
		その他	0円	0円	0円	0円
	一般財源		21,620千円	21,498千円	20,434千円	20,236千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	- 令和7年度は、一斉改選により77名の新任委員が厚生労働大臣から委嘱 - 定数389名、実人数359名、欠員地区30地区（令和8年3月31日現在） - 地区民生委員児童委員協議会の定例会、専門部会への出席 - 地域の実情把握に関する調査の実施（令和7年度 訪問件数15,408件、調査件数9,710件） - 敬老金の訪宅配付 - 地域住民からの相談対応、関係機関への連絡 - 地域の見守り活動の実施（令和7年度 相談・支援件数2,358件、訪問件数9,491件、関係機関への連絡件数5,667件） - 民生委員・児童委員の日に合わせ、展示ブースを設置しPR活動を実施 - 民生委員協力員制度を導入し、民生委員活動の負担軽減を図った。（10名の方が利用）					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	民生委員・児童委員の人数		375	359	363	361
	活動日数		32,000	32,361	31,951	32,770
	相談・支援件数		2,600	2,358	2,591	2,902
	調査・実態把握件数		9,500	9,710	9,027	12,772
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 日頃から地域での見守り活動・訪問活動を行い、問題を抱える地域住民についての情報等を通報することで、必要な支援を迅速に実施することができた。 「地域の実情把握についての調査」を実施することで、対象者の日常生活の状況や緊急連絡先が把握でき、安否確認時の利用、専門機関との情報共有、その先の支援の実施につなげることができた。 【課題】 - 担い手を確保するため、民生委員の活動をより多くの方に知っていただくことが必要である。また65歳から70歳の委員になるのに適齢な世代の人で、仕事を持っている人が増加している傾向にあり、委員を引き受けやすいような活動環境にしていく必要がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） - 欠員地区を減らすように、新町内会長等に依頼し後任確保に努める。 - 民生委員・児童委員の活動内容をPRし、民生委員・児童委員の現状を周知する。 - 民生委員の負担を軽減できる方法を検討する。 - 民生委員からの業務等に関する問い合わせについて丁寧に説明する。また民生委員活動に役立つ研修を実施し、見識を深めていただく。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	欠員地区における、新任候補者の確保に努める。 民生委員協力員制度を利用した民生委員及び協力員から、利用後の状況を聞き取り、導入した成果を検証する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-2	
事業名	平和祈念事業			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	—			担当課	福祉政策課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで。適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 過去の戦争で犠牲となられた方々に対して、追悼の意を表するとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に伝えるため、平和祈念式典を開催する。 【事業概要】 市総合福祉センターにおいて、「戦争犠牲者への追悼」「参加者全員の献花」「平和への誓いの唱和」を行う。 また、児童・生徒・一般市民を対象に、平和を希求する作文の公募・平和祈念式典での朗読を行う。					
	事業期間	昭和43年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【成果・経緯】 昭和43年度から、春日井市民会館にて戦没者追悼式として挙行し、戦没者遺族を参加者としていたが、戦没者遺族の高齢化等による参加者数の減少と、戦争を体験された方々が減少していること、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次の世代に伝える必要があるとの考えから、平成20年度から名称を平和祈念式典と変え、会場も春日井市総合福祉センターへ変更している。 名称、会場とも変更になっているが、目的・内容については変わりはない。 平成29年度は、台風5号の接近により悪天候のため開催を中止した。 令和2年度・3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、来賓を削減するなど、規模を縮小し開催した。 令和7年度は戦後80年の節目の年であるため、戦後80年パネル展示を行った。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			350千円	293千円	331千円	374千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		350千円	293千円	331千円	374千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 平和祈念式典の実施 日時：令和7年8月4日（月）10時から 場所：総合福祉センター 大ホール 内容：「戦争犠牲者への追悼」「参加者全員の献花」「平和への誓いの唱和」 市内在住・在勤の方を対象に平和を希求する作文を公募し、平和祈念式典で朗読。 7年度は戦後80年の節目の年であるため、戦後80年パネル展示。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	平和祈念式典参加者		100	120	90	100
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	市を挙げて、戦没者の追悼とともに、平和への希求をさらに強調し、多世代に平和の大切さを呼びかけることができた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 遺族会員の高齢化により式典への出席も次第に難しくなる。平和祈念式典への周知方法を検討するとともに、遺族を通じて若い世代などより多くの方が参加できるように呼びかけていく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	平和を希求する作文については、一般市民を含め、広く募集していく。 戦没者弔慰金の国債お渡し時に式典の案内を配付する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-3	
事業名	行旅死亡人、行旅人扶助			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法、 春日井市行旅病人及行旅死亡人取扱法取扱規則			担当課	福祉政策課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで。適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【事業概要】 行旅人に対する交通費（JR東海名古屋駅又は多治見駅まで）の支給及び行旅死亡人に対する葬祭、告示・公告等の事務を行う。					
	事業期間	平成15年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【成果・経緯】 行旅人移送費は、平成15年10月から現金給付（600円）から現物給付（JR東海の切符：新守山駅（190円）又は多治見駅（320円））に変更したが、令和4年10月より普通回数乗車券の販売終了に伴い、再度現金支給（運賃相当額）とした。 市内で発生した身元不明の行旅死亡人に対する葬祭、火葬及び納骨を実施した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			682千円	0千円	0千円	443千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	427千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
	一般財源		682千円	0千円	0千円	0千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 行旅人移送費 〇件 行旅死亡人 〇件					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	行旅人		—	0	0	0
	行旅死亡人		—	0	0	2
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	対応マニュアルを整備し、該当者が発生した場合には、迅速に対応することができた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 今後も、行旅人移送および行旅死亡人の発生に備え、適切に制度を維持管理していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	該当者に対し適切に対応する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-4	
事業名	災害見舞金、弔慰金支給			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例 春日井市災害見舞金等支給条例			担当課	福祉政策課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで。適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 被災者又は遺族に、見舞金又は弔慰金を支給し、見舞い又は弔意の意を表す。 【事業概要】 春日井市災害見舞金等支給条例では、地震、落雷、風水害等の自然災害、火災等に遭われた場合、見舞金として、1万5千円から5万円を被害に合わせて支給する。 春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例では、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により、市内に住所を有する者が死亡した場合、災害弔慰金として、生計維持者は500万円、その他の者は250万円を支給する。 また、同条件のもと、「災害弔慰金の支給に関する法律」別表に掲げる程度の障害がある場合、災害障害見舞金として、生計維持者は250万円、その他の者は125万円を支給する。					
	事業期間	昭和48年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【成果・経緯】 昭和48年から被災者又は遺族に、見舞金又は弔慰金を支給している。 災害関連死等の審査を迅速に行うための災害弔慰金等支給審査委員会の設置のため、春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例を令和7年4月1日に改正した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			480千円	705千円	425千円	480千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円
一般財源		480千円	705千円	425千円	480千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	○災害弔慰金 50,000円 × 1件 ○災害見舞金 全 焼 50,000円 × 11件 半 焼 30,000円 × 2件 床上浸水 15,000円 × 3件					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	弔慰金		—	1	0	0
	見舞金		—	16	10	10
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	被災者に対し、一時避難所のあっせんや各種案内、災害見舞金等の支給を行い、今後の生活の手助けを行うことができた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
- 被災者に対して迅速に居住場所を確保し、今後の生活の手助けをする。 - 大型災害の発生に伴う災害関連死の事案が発生した際には、速やかに災害弔慰金の支給審査ができるよう、災害関連死基準を定め、災害弔慰金支給審査委員会による速やかかつ迅速な審査に基づき災害弔慰金災害弔慰金を支給する。						
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	火災被災者に対し適切に対応する。 災害弔慰金等支給審査委員会を開催し、災害弔慰金支給マニュアルを整備する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-5	
事業名	地域共生社会推進大会			最終更新日	令和8年5月15日	
実施根拠	—			担当課	福祉政策課	
関連計画	地域共生プラン2025		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	福祉に貢献してきた地域の活動者の功績をたたえ、顕彰する機会を設けるとともに、関連する啓発事業（講演）を行い、また、その時々に応じたスローガン（大会宣言）を表明するなど地域における福祉の意識を育む機会として、地域福祉の推進に寄与する。 春日井市社会福祉協議会との共催。 2部構成で開催。第1部・式典（顕彰等）、第2部・講演 顕彰区分…春日井市長表彰、春日井市長感謝、春日井市社会福祉協議会会長表彰、春日井市社会福祉協議会会長感謝 顕彰対象者…民生委員・児童委員、保護司、社会福祉事業に従事している者・団体等					
	事業期間	昭和28年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	・ 毎回多くの方を表彰し、多数の福祉関係者に参加いただき、盛大に行われている。 ・ 平成29年度から市長感謝の対象に「おおむね40歳未満の次代を担う意欲ある社会福祉事業従事者（在職期間が5年未満の者も含む）」を加えた。 ・ 令和元年までは、「春日井市社会福祉大会」として開催していたが、令和2年度より社会福祉協議会が毎年開催していた「地域福祉フォーラム」と統合して開催されている。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			328千円	239千円	221千円	283千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		328千円	239千円	221千円	283千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 社会福祉協議会と共同で開催、福祉活動に貢献してきた人への顕彰と講演会を行った。					
	顕彰 春日井市長表彰…24名・5団体、春日井市長感謝…29名・2団体 春日井市社会福祉協議会会長表彰…21名・3団体 春日井市社会福祉協議会会長感謝…42名・2団体・1事業者					
	講演 演題…「小さな食堂から始まった街づくり ～認知症になってもみんなで暮らしやすい街を目指して～」 講師…合同会社 cityriverstyle 代表社員 市川 貴章 氏					
	当日の参加人数 第1部…36名、第2部…112名					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	被表彰者数		—	116名 12団体 1事業者	160名 18団体 2事業者	209名 18団体 1事業者
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	福祉に貢献してきた地域の活動者の功績をたたえ、顕彰することができた。 (課題) ・市内に大小さまざまな社会福祉施設等が開設されている状況から、被表彰者の推薦にあたっては、もれのないよう配慮が求められる。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・被表彰者の推薦にあたり、さらに多様な福祉団体、社会福祉施設へも推薦を依頼し、受賞対象者の発掘に努める。 ・講演については、参加者に効果的なテーマを厳選し、市民の意識向上を目指す。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・福祉活動に貢献してきた人への顕彰 ・記念講演				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2－4－2－6
事業名	災害時要援護者支援制度				最終更新日	令和8年5月15日
実施根拠	災害対策基本法				担当課	福祉政策課
関連計画	地域共生プラン2025 市地域防災計画		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、災害時に避難場所への避難に支援を必要とされている人に対して、区・町内会・自治会等の協力により、避難支援を行うことにより、地域の災害時の支援体制を強化する。 【事業概要】 ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等で、災害時に避難場所への避難時に支援を必要とする人から申請を受け付け、その後、区・町内会・自治会等に申請者に対する支援方法について検討をしてもらい、支援方法を確定、関係者と共有することで、支援体制の強化を図る。					
	事業期間	平成16年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	平成16年度以降 訪問調査及びアンケート調査による同意方式を経て、手上げ方式へ移行。区・町内会・自治会の協力による制度の構築。 平成25年3月 愛知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金(地域支え合い体制づくり事業)を活用し、「災害時要援護者支援マップ」を10,000部、「災害時要援護者マップ作成マニュアル」を5,000部作成し、各区・町内会・自治会へ配布。 平成25年4月 「災害時要援護者支援基本要領」を策定。 平成26年度 災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）に対し、地域の支援者等への情報提供について要援護者に改めて同意を得た。 令和3年度 個別避難計画の作成に着手。要介護3～5、障がい者手帳1・2級の要援護者等に関して、ケアマネジャー等の専門職の協力を得て、個別避難計画の策定を進める。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			267千円	96千円	81千円	75千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		267千円	96千円	81千円	75千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 災害時に避難場所への避難に支援を要する人への支援者を自治会等に協力を依頼し、災害時の支援体制を強化した。 水防訓練及び総合防災訓練において、要援護者体験ブースを設置し制度の周知を図った。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	避難支援登録者数		—	1,004	928	876
	個別避難計画作成数		15	5	6	0
これまでの 取組みによる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	制度開始から20年が経過し、制度の協力者である区・町内会・自治会の制度に関する認知が進んできているが、実際に制度について理解が得られているかが不透明なところがある。 【課題】 ・役員が毎年変わる区・町内会・自治会が多く、地域の実情に応じた適切な支援体制の構築にあたり、地域によっては支援者を選任できない等支援体制を構築できない場合がある。また、適切に制度の引継ぎがされていないケースも見受けられる。 ・要援護者の中には、町内会等に参加していない人もいて、支援方法を検討できない場合もある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・区・町内会・自治会に対して、制度に関する丁寧な説明をし、理解を得るようにする。 ・制度の申請者で町内会等に参加していない人に対して、地域の人と交流を持ってもらい、実際災害が発生した時に円滑な支援ができるように働きかける。 ・実効性のある避難支援を行うため、ケアマネジャー等専門職を交え、効果的な個別避難計画の作成を進める。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・自治会等に対し、災害時に避難場所への避難に支援を要する人への支援者としての協力を依頼し、災害時の支援体制を強化する。 ・個別避難計画策定の対象要件と方法について他市を調査し、策定手順等の見直しを検討する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-7																																																								
事業名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金			最終更新日	令和8年5月15日																																																								
実施根拠	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法			担当課	福祉政策課																																																								
関連計画	—		関連する 附属機関	—																																																									
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針																																																								
	施策等	4 地域での支え合いの推進																																																											
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで。適切な支援につなげます。																																																											
目的・ 事業概要	【目的】 今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをはせ、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する。 【事業概要】 基準日において、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給付金等の受給権を有する遺族がいない場合に、先順位の遺族1名に対して、特別弔慰金を支給する。 第12回特別弔慰金は、額面：27.5万円、償還期間：5年の記名国債をもって支給される。																																																												
	事業期間	昭和40年度～																																																											
過去の経緯、 主な実績等	【成果・経緯】 戦後20周年より、戦後何十周年といった機会をとらえて支給されているが、この節目と節目の間に年金給付の受給権者がいない場合に、特例的な特別弔慰金が昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年及び平成21年に支給された。																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>基 準 日</th><th>額 面</th><th>償 還 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別弔慰金</td><td>昭和40年4月1日</td><td>3万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>特別弔慰金国債に号</td><td>昭和47年4月1日</td><td>3万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第二回特別弔慰金</td><td>昭和50年4月1日</td><td>20万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第三回特別弔慰金</td><td>昭和54年4月1日</td><td>12万円</td><td>6年償還</td></tr> <tr> <td>第四回特別弔慰金</td><td>昭和60年4月1日</td><td>30万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第五回特別弔慰金</td><td>平成元年4月1日</td><td>18万円</td><td>6年償還</td></tr> <tr> <td>第六回特別弔慰金</td><td>平成7年4月1日</td><td>40万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第七回特別弔慰金</td><td>平成11年4月1日</td><td>24万円</td><td>6年償還</td></tr> <tr> <td>第八回特別弔慰金</td><td>平成17年4月1日</td><td>40万円</td><td>10年償還</td></tr> <tr> <td>第九回特別弔慰金</td><td>平成21年4月1日</td><td>24万円</td><td>6年償還</td></tr> <tr> <td>第十回特別弔慰金</td><td>平成27年4月1日</td><td>25万円</td><td>5年償還</td></tr> <tr> <td>第11回特別弔慰金</td><td>令和2年4月1日</td><td>25万円</td><td>5年償還</td></tr> <tr> <td>第12回特別弔慰金</td><td>令和7年4月1日</td><td>27.5万円</td><td>5年償還</td></tr> </tbody> </table>					名 称	基 準 日	額 面	償 還 期 間	特別弔慰金	昭和40年4月1日	3万円	10年償還	特別弔慰金国債に号	昭和47年4月1日	3万円	10年償還	第二回特別弔慰金	昭和50年4月1日	20万円	10年償還	第三回特別弔慰金	昭和54年4月1日	12万円	6年償還	第四回特別弔慰金	昭和60年4月1日	30万円	10年償還	第五回特別弔慰金	平成元年4月1日	18万円	6年償還	第六回特別弔慰金	平成7年4月1日	40万円	10年償還	第七回特別弔慰金	平成11年4月1日	24万円	6年償還	第八回特別弔慰金	平成17年4月1日	40万円	10年償還	第九回特別弔慰金	平成21年4月1日	24万円	6年償還	第十回特別弔慰金	平成27年4月1日	25万円	5年償還	第11回特別弔慰金	令和2年4月1日	25万円	5年償還	第12回特別弔慰金	令和7年4月1日	27.5万円	5年償還
	名 称	基 準 日	額 面	償 還 期 間																																																									
	特別弔慰金	昭和40年4月1日	3万円	10年償還																																																									
	特別弔慰金国債に号	昭和47年4月1日	3万円	10年償還																																																									
	第二回特別弔慰金	昭和50年4月1日	20万円	10年償還																																																									
	第三回特別弔慰金	昭和54年4月1日	12万円	6年償還																																																									
	第四回特別弔慰金	昭和60年4月1日	30万円	10年償還																																																									
	第五回特別弔慰金	平成元年4月1日	18万円	6年償還																																																									
	第六回特別弔慰金	平成7年4月1日	40万円	10年償還																																																									
	第七回特別弔慰金	平成11年4月1日	24万円	6年償還																																																									
	第八回特別弔慰金	平成17年4月1日	40万円	10年償還																																																									
	第九回特別弔慰金	平成21年4月1日	24万円	6年償還																																																									
	第十回特別弔慰金	平成27年4月1日	25万円	5年償還																																																									
	第11回特別弔慰金	令和2年4月1日	25万円	5年償還																																																									
	第12回特別弔慰金	令和7年4月1日	27.5万円	5年償還																																																									
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																																							
			66千円	182千円	0千円	0千円																																																							
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																																																							
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円																																																							
	一般財源		66千円	182千円	0千円	0千円																																																							

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	令和7年4月1日申請開始の第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請業務					
	・第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請受付					
	・前回申請者への案内送付					
	・広報紙・ホームページでの周知					
	・愛知県開催の特別弔慰金研修会への参加					
	・国債発行業務					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	申請件数		—	910	—	—
	国債発行件数		—	342	—	—
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請の受付・国債発行業務が当初の計画とおり進行できた。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　—：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等)					
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付、愛知県への進達、国債の発行等が滞りなく行えるように事務を進める。					
	国債の未受取の方への催促を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請受付及び県への進達、国債の代理受領及び交付				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-8	
事業名	地域包括支援センター運営事業			最終更新日	令和年5月19日	
実施根拠	介護保険法第115条の46			担当課	地域共生推進課	
関連計画	高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	地域包括支援センター運営等協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、保健・福祉・介護の専門職が地域の関係者と連携した相談支援を行う地域包括支援センターを設置・運営する。					
	【事業概要】 社会福祉士、保健師、主任介護支援専門を配置し、次の業務を実施する (1)要支援状態にある者に支援計画を作成（介護予防ケアマネジメント） (2)高齢者の生活全般に関する相談支援（総合相談支援） (3)高齢者の権利を擁護する事業（権利擁護支援） (4)介護支援専門員等への助言や支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）					
	事業期間	平成18年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成18年4月 地域別に地域包括支援センターを10箇所設置 平成30年4月 中学校区単位を担当区域を再編し12箇所設置 基幹型地域包括支援センターを設置 令和4年4月 12地区の地域包括支援センター職員を1名ずつ増員 令和7年4月 地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正（職員の柔軟な配置を認めるもの） 令和8年4月 基幹型地域包括支援センターにケアプランセンター機能の創設 職員配置基準の見直し（65歳以上の高齢者数から、75歳以上の後期高齢者数に応じた職員数に変更）					
	【実績】 (件)					
	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	相談件数	33,188	34,215	36,201	38,329	39,892
	第1号介護予防支援	904	955	1,028	1,147	1,174
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			508,342千円	453,569千円	436,688千円	425,212千円
	特定財源	国・県支出金	293,567千円	261,936千円	252,187千円	245,560千円
		その他	116,918千円	104,320千円	100,438千円	97,799千円
	一般財源		97,857千円	87,313千円	84,063千円	81,853千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・地域包括支援センター運営等協議会開催 4回 ・地域ケア会議の参加者と創った取り組み報告会 1回 ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員研究会(研修会開催やケアプラン様式案の作成等職員の資質向上や業務改善のための取り組み) ・初期集中支援チーム 新規相談件数7件					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	相談件数		40,000件	39,892	38,329 件	36,201 件
	第1号介護予防支援		1,200件	1,174	1,147 件	1,028 件
	地域ケア会議		50件	69件	55件	59件
これまでの 取り組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	後期高齢者数の増加とともに支援を必要とする者も増加する中、総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待対応などの業務を適切に実施し、包括的な支援と地域づくりの推進を担うことができた。 【課題】 ・後期高齢者の増加に伴い、相談件数は、今後さらに増大していくことが見込まれる。適切な職員配置基準を検討する必要がある。 ・在宅医療・介護サポートセンター、地域福祉コーディネーターなどと連携し役割分担により重層的な支援体制を強化する必要がある。 ・各センターの定員が常時配置されるよう、人材確保及び定着のための取り組みが必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・世帯全体を把握し、関係機関と連携しながら、包括的な支援を担う人材の育成を行うとともに、相談支援と地域づくりを一体的に実施する機会と環境を整える。 ・職種別研究会を課題別研究会に編成し直し、支援機関の機能強化を図る。 ・後期高齢者の増加により増大する業務について、必要な人員の確保や業務効率化などの具体的な方策を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・市が作成する運営方針に沿った評価指標を作成し、全ての地域包括支援センターの事業実施状況について評価し、地域包括支援センター運営等協議会に諮る。 ・課題別研究会や地域支援研究会の活動を通じ、人材育成を図る。 ・基幹型地域包括支援センターにケアプランセンター機能を創設する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-9	
事業名	地域見守り活動			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	春日井市孤立死防止に係る通報ガイドライン 地域見守りに関する協定			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025		関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 社会的に孤立した世帯を早期に発見し、孤立死を防止するため、電気、ガス、水道のライフライン事業者、新聞販売店、住宅供給事業者、金融機関等と地域の見守りや安否確認の体制を構築する。 【事業概要】 ・電気、ガス、水道のライフライン事業者、新聞販売店、住宅供給事業者、金融機関等と「地域見守りに関する協定」を締結。 ・春日井市孤立死防止に係る通報ガイドラインに基づき、異常を発見した際の通報体制を構築。 ・地域見守り連絡会議の開催、情報共有や意見交換を行う。					
	事業期間	平成24年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	【経緯】 平成24年11月20日 「春日井市孤立死防止に係る通報ガイドライン」策定 平成24年12月13日 14事業者と「地域見守りに関する協定」締結 【実績】 ・「地域見守りに関する協定」の締結 平成25年 3事業者と協定締結 平成29年 15事業者と協定締結 平成30年 3事業者と協定締結 令和2年 2事業者と協定締結 令和3年 4事業者と協定締結 令和5年 1事業所と協定締結 令和6年 1事業所と協定締結 令和7年 1事業所と協定締結 ・「地域見守り連絡会議」の開催 事例紹介等を行い、情報共有及び意見交換を実施。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			17千円	0千円	0千円	75千円
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		17千円	0千円	0千円	75千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	・協定を締結した事業者等からの通報により実施した安否確認60件 (そのうち生存：50件)					
	・地域見守り連絡会議を開催 参加者 ライフライン事業者、新聞販売店、金融機関等21名 内容 消費者被害について情報共有を行う 地域見守り活動の実績報告及び事例検討					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	連絡会議構成員 (協定締結事業者)		42	41	40	39
	通報件数 (消防からの報告を除く)		200 (－)	153 (60)	183 (69)	127 (46)
	生存数		75	50	56	33
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由及び具体的な成果】 ・協定事業者から継続して協力が得られる体制になった。 ・協定事業者が行っている認知症高齢者や一人暮らしの高齢者へのサポート事業の情報共有を行うことができた。 【課題】 ・ひとり暮らし世帯や認知症高齢者など見守りを必要とする対象者が増加するなかで、センサーの活用など効果的に地域で見守る体制を構築する必要がある。 ・社会的に孤立しやすい65歳未満の単身者世帯を支援する方法や体制を構築する必要がある。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・地域見守り連絡会議の効果的な実施。 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークや孤独・孤立対策との連携、センサー活用など効果的な地域の見守りと支援体制を推進する。 ・社会的孤立の予防のため、重層的支援体制整備事業と連携し、孤独孤立に関する課題を抱えた世帯を早期に発見できる地域づくりを推進する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・迅速な安否等の確認を実施。 ・地域見守り連絡会議の開催。 ・消費者被害の情報共有や事例検討を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-10	
事業名	重層的支援体制整備事業			最終更新日	令和8年5月18日	
実施根拠	社会福祉法第106条の4			担当課	地域共生推進課	
関連計画	地域共生プラン2025 重層的支援体制整備事業実施計画		関連する 附属機関	福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。 2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 地域住民の多様化・複雑化した地域生活課題や制度の狭間の問題に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施する。 【事業概要】 1 包括的相談支援 高齢、障がい、こども、困窮の4つの分野の相談支援機関が、情報提供や連絡調整などで、緊密な連携を図り、包括的な相談支援を行う。 2 参加支援 ひきこもりや生活困窮など既存の取組では対応できない生活課題を抱える人に対し、支援メニューを開発し、人と地域のつながりを再構築し、社会参加を提供する。 3 地域づくり 世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を確保し、健康づくりやいきがい、多世代交流、子育て支援など多様な活動と人をコーディネートする。					
	事業期間	令和4年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	平成18年（高齢）地域包括支援センターを設置。 平成19年（障がい）障がい者生活支援センターを設置。 平成27年（困窮）自立支援相談コーナーを設置。 （児童）子育て世代包括支援センターを設置。 平成28年（高齢）地域福祉コーディネーターを配置。 令和2年 包括的な支援を担う人材育成のため地域支援研究会を設立。 令和3年 多機関協働の専門職合同研修会を開始。 令和4年 重層的支援体制整備事業開始 地域福祉包括化推進員を配置。2名 令和5年 地域福祉包括化推進員を増員。3.5名 孤独・孤立対策のつながりづくりプラットフォーム（藤山台・岩成台地区）を設置。 孤独・孤立対策庁内連携会議を設置。 令和6年 つながりづくりプラットフォームの拡大（高森台・石尾台地区）。 令和7年 地域福祉包括化推進員の増員。4名 つながりづくりプラットフォーム西エリアの設置 包括的支援推進会議の開催					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			327千円	347千円	312千円	472千円
	特定財源	国・県支出金	245千円	260千円	234千円	304千円
		その他		千円	千円	千円
	一般財源		82千円	87千円	78千円	168千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 1 包括的相談支援 (1) 多機関協働による相談支援 ・新規相談件数 20件 ・支援会議の実施件数 16件 (2) 地域支援研究会 6回 ・地域づくりの試行的な取組の実施 (3) 多機関協働の専門職合同研修会 1回 35人 (4) 孤独・孤立対策庁内連携会議 2回 2 参加支援・地域づくり つながりづくりプラットフォーム 2件 5回 ・つながりづくりプラットフォーム西エリアの設置 ・つながりサポーター養成 188人 3 事業実施計画の評価活動（学識経験者によるスーパービジョン） 6回					
成果指 標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	多機関協働による支援会議の開催数		20件	16件	15件	11件
	多機関協働の専門職合同研修会の修了者人数（延べ）		180人	154人	119人	99人
	つながりづくりプラットフォームの設置箇所数		4件	2件	1件	1件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・個人の生活を地域で支える相談支援アプローチと、個人を支える地域を創る地域づくりアプローチの両観点を持ち合わせて、支援会議を実施することができた。 ・地域支援研究会、専門職合同研修会の企画運営を通じて、個別支援を担う職員の地域福祉への意識醸成や、多機関協働が促進し、包括的な支援を担う人材が育成できた。 ・つながりづくりプラットフォームを新たに設置し、地域活動団体同士の関係性が深まり、孤独孤立予防の多様な活動が創出された。 ・第二期重層的支援体制整備事業実施計画を策定した。 【課題】 ・相談支援と参加支援、地域づくりを一体的に実施する体制を強化する必要がある。 ・つながりづくりプラットフォームを市内全域に展開する必要がある。 ・事業全体の進捗管理と評価活動を効果的に実施する必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ―：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・第二期重層的支援整備体制整備に基づき、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に推進する。 ・庁内連携会議や地域支援研究会を効果的に運営し、多機関協働による人材育成や支援関係機関の機能を強化する。 ・地域福祉コーディネーターと協働し、世代や属性を問わない多様な社会参加や居場所づくりを重点的に取り組む。 ・社会的孤立を予防するため、日常生活の動線上で孤独、孤立に気づき、予防的な活動につなげる仕組みを構築する。 ・学識経験者による重層事業のスーパービジョンを活用し、重層的事業実施計画の効果的な進捗管理を行う。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・多機関協働による相談支援。 ・地域支援研究会の実施。 ・多機関協働の専門職合同研修会の開催。（地域づくりの研修のプログラムの見直し） ・つながりづくりプラットフォームを市内全域に展開、新たに設置する。 ・孤独・孤立対策庁内連携会議の開催。 ・重層事業実施計画の評価活動を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-4-2-11
事業名	ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業				最終更新日	令和8年5月18日
実施根拠	春日井市ステップアップサポート事業実施要綱				担当課	地域共生推進課
関連計画	地域共生プラン2025 重層的支援体制整備事業実施計画			関連する 附属機関	—	
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひきこもり状態にある人の自立を支援するため、身近な地域で気軽に安心して過ごせる場所の提供と、就労に向けた準備（コミュニケーション能力や生活のリズムづくり、就労体験等）を一体的に実施する。 【事業概要】 1 居場所づくり 利用者が自由に来て、安心して過ごすことの出来る居場所を開設・運営する。 2 就労準備支援に移行するための伴走支援 (1) 利用者に対し、個々の状況や心情に寄り添い、安心できる関係性を築くための支援を行う。 (2) 利用者との関わりの中で、自立のためのきっかけづくりが行えるよう支援する。 (3) 利用者の困りごとなどに応じて、必要な支援機関と協力して支援を行う。 3 就労準備支援 利用者に対し、就労に従事する準備としての基礎能力の形成や社会参加に向けた支援を実施する。 4 当事者会・家族会 当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを分かち合えたり、必要な学びや情報交換などが行える場を設ける。 5 住民向けの講演会・研修会 ひきこもり状態にある当事者や家族への理解を深めるとともに、相談先や受けられる支援について普及啓発を図る。					
	事業期間	令和6年度 ～				
過去の経緯、 主な実績等	令和5年2月	ひきこもり実態調査を実施（相談機関20機関及び関係課2課にアンケート実施。関係機関が把握するひきこもり状態にある者は195名）				
	令和6年4月	ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業を開始。 藤山台のノキスタプレイス内で1か所実施。				
	令和7年6月	如意申町の高齢者向け多機能施設内で1か所実施。 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークのコンサルテーションを受講				
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			2,680千円	1,794千円	328千円	— 千円
	特定財源	国・県支出金	1,713千円	1,125千円	219千円	— 千円
		その他	千円	円	千円	— 千円
	一般財源		967千円	669円	109千円	— 千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 【実施内容】 社会福祉法人まちスウィング、株式会社エスライフに委託。 居場所 2か所 337人 就労準備支援 35人					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	居場所利用者（延べ）		350人	337人	23人	－
	就労準備支援利用者 （月ごと利用者数合計）		40人	35人	2人	－
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・春日井地域若者サポートステーション、自立支援相談コーナーと連携し、ひきこもり状態にある人を事業利用につなげることができた。 ・ひきこもり状態にある人が安心して過ごせる日中の居場所、交流の機会が創出された。 ・ひきこもり状態にある人が、就労準備支援により社会参加に繋がった。 ・ひきこもり状態のある人にとって、さらに効果的な事業とするために、事業受託者、自立支援相談コーナーと事業内容の継続的な検証の場を設置することができた。 【課題】 ・世代・属性を問わず、ひきこもり状態にある人の相談に対応できている一方で、個別性の高い本人のニーズに対し、有効な支援メニューの提供や活動に至る件数が少ない。 ・仲間づくりを目的とする交流の機会を創出できていないため、有効な支援メニューを検討・開発する協議の場が必要。 ・市内全域から通うには、実施場所が少ない。			
◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし						
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・自立支援相談コーナー、若者サポートステーション、保健所等と連携し、ひきこもり状態にある人へ利用勧奨を行う。 ・仲間づくりを目的とする交流の機会を創出できていないため、有効な支援メニューを検討・開発する。 ・既存の支援制度の狭間にある潜在的なニーズを調査・把握するため、学校、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター等に対してニーズ調査を実施する。 ・社会参加を支援する資源の開発や支援メニューを検討するため、多様な関係機関が参画する会議（重層的支援会議、支援調整会議、地域支援研究会など）を開催する。 ・孤独・孤立強化月間など、関連するイベントで多くの市民に周知を図る。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・市内2か所で事業を実施する。 ・当事者会・家族会を開催する。 ・住民向けの講演会・研修会を開催する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-12																									
事業名	DV相談			最終更新日	令和8年5月18日																									
実施根拠	春日井市DV相談事業実施要綱 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律			担当課	地域共生推進課																									
関連計画	第3次かすがい男女共同参画プラン		関連する 附属機関	—																										
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—																								
	施策等	4 地域での支え合いの推進																												
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																												
目的・ 事業概要	【目的】 配偶者等から暴力を受けている被害者を支援するため、面接・電話相談や緊急一時的な避難を支援する。 【事業概要】 - 電話、面接、WEB面接、メールによる相談。 月曜日～金曜日（祝日と年末年始は除く） 8時30分～17時 DVメール相談 ホームページ上の相談フォームに入力して送信 - DV被害を受けており緊急避難が必要な場合、女性相談支援センターと協力、連携し、一時保護を行う。																													
	事業期間	平成19年度～（令和5年度から所管が男女共同参画課から地域福祉課に変更）																												
過去の経緯、 主な実績等	【実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>7年度</th><th>6年度</th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td><td>196</td><td>180</td><td>148</td><td>137</td></tr> <tr> <td> 対面</td><td>163</td><td>119</td><td>116</td><td>130</td></tr> <tr> <td> 電話</td><td>22</td><td>54</td><td>23</td><td></td></tr> <tr> <td> オンライン （メール）</td><td>11</td><td>7</td><td>9</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> 【経緯】 令和5年度 男女共同参画課から地域福祉課に所管を変更 令和6年度 愛知県女性相談センターが愛知県女性相談支援センターに改称 これまでの売春防止法に基づく婦人保護事業が、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、様々な課題を抱えている女性に対する包括的な支援体制の構築が求められる。					年度	7年度	6年度	5年度	4年度	相談実人数	196	180	148	137	対面	163	119	116	130	電話	22	54	23		オンライン （メール）	11	7	9	7
	年度	7年度	6年度	5年度	4年度																									
相談実人数	196	180	148	137																										
対面	163	119	116	130																										
電話	22	54	23																											
オンライン （メール）	11	7	9	7																										
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																								
			139千円	51千円	52千円	40千円																								
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																								
		その他	千円	千円	千円	千円																								
一般財源		139千円	51千円	52千円	40千円																									

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)		(実施内容・事業費等) 【実施内容】 DV相談 相談件数 196 件（内、一時保護依頼件数 9 件） ※匿名相談 7 件を含む ※一時保護内訳 単身 3 件（内、妊婦 0 件）、母子世帯 6 件 (主な相談内容) 支援措置の延長件数:120件（男性14件、女性106件）				
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	相談件数		200件	196件	180件	148件
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	経済困窮や児童虐待など、DV以外の課題を抱えた女性の相談が増えている。 自立支援相談コーナーやこども家庭支援課、生活支援課などと緊密な連携を図り、速やかな一時保護等の支援を行った。 【課題】 1 複合的な課題を抱える相談者が多いため、法改正による支援内容の変更等を関係機関と共有する必要がある。 2 継続的な相談や、具体的な支援に繋がらなかった相談者に対して、確実に繋がるような支援の検討が必要である。 3 女性支援を実施するNPO法人や民間団体との連携が必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性		(課題解決のために必要な方策等) 1 孤独・孤立対策庁内連携会議を活用した、DV調整連絡会議を開催する。 2 市や内閣府が設置する相談窓口の情報を、分かりやすく発信する。 3 こども家庭センターと連携し、一時保護や相談支援の体制を強化する。				
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・DV相談 ・住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付記 ・孤独・孤立対策庁内連携会議を活用した、DV調整連絡会議の開催 ・女性支援を実施する団体との意見交換会の開催				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-2-13	
事業名	友愛電話訪問事業（緊急連絡体制整備）			最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市高齢者友愛電話訪問事業実施要綱			担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。				
目的・ 事業概要	【目的】 ひとり暮らし高齢者に対し、ボランティアによる電話訪問により孤独感の解消や生きがい支援を行う。 【事業概要】 1 内容 電話訪問（週1回以上） 2 委託先 福祉ボランティア団体（いずみの会）					
	事業期間	平成6年度～				
過去の経緯、 主な実績等	【最近の見直し】 平成26年度 対象者要件に住所及び在宅要件を加えた。交流会事業は、参加者が減少するとともに、費用対効果も見られないことから廃止した。 令和6年度 実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			150千円	140千円	107千円	131千円
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円
		その他	150千円	140千円	107千円	0千円
	一般財源		0千円	0千円	0千円	131千円

7年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） ・登録者への電話訪問を実施した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	登録者数		16人	10人	14人	14人
	新規開始者		2人	3人	0人	0人
	訪問電話件数		450件	417件	340件	436件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・傾聴ボランティアは孤立感の解消のために社会的に必要な事業であるが、利用者は固定してきている。 ・携帯電話利用者に対する通話料が予算を圧迫しており、LINE電話などの無料通話の活用も検討に値する。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・社会的孤立感解消の意義はあるので引き続き継続していく。 ・携帯電話利用者に対する実施方法を検討する。 ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	2-4-2-14																											
事業名	緊急通報システム設置事業（緊急連絡体制整備）					最終更新日	令和8年5月21日																											
実施根拠	春日井市緊急通報システム設置事業実施要綱 春日井市高齢者日常生活用具給付等実施要綱					担当課	介護・高齢福祉課																											
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会																													
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ																											
	施策等	4 地域での支え合いの推進																																
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																																
目的・ 事業概要	【目的】 在宅のひとり暮らし高齢者の家庭に緊急通報装置を設置し、病気や緊急時の円滑な援助及び救助を行い、福祉の増進を図る。火災警報器を緊急通報システムと接続し、火災予防の一助とする。 【事業概要】 病気等の緊急事態を119番通報する緊急通報システム装置を設置する。 緊急通報システム設置者が火災警報器の給付を受けた場合、緊急通報システムと連動させる。 1 対象者 次のいずれかに該当する者 （1） 要支援・要介護と認定されたおおむね65歳以上で、病気や緊急時に、自身での緊急搬送の要請が困難な方のみの世帯 （2） 外出困難なひとり暮らしの重度身体障がい者 ※ 要支援・要介護認定がない場合には、病状や障がいの程度、日常生活の状況などから総合的に判断 2 助成費用 設置費用のうち利用者負担額4,400円を除いた額及び保守管理にかかる額																																	
	事業期間	平成3年度～																																
過去の経緯、 主な実績等	（最近の見直し） 1 対象者を、要支援・要介護と認定されたおおむね65歳以上で、病気や緊急時に、自身での緊急搬送の要請が困難な方のみの世帯とした。（平成29年4月） 2 設置費用の一部自己負担（設置費用の半額）を導入した。（平成29年4月） 3 福祉電話の貸与を廃止（平成29年4月） 4 2年に一度の保守点検の際に、緊急連絡先を確認することとした。 5 利用者負担額を4,400円（4,000円＋税）に固定（令和5年4月） 6 令和6年度から実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。 7 緊急通報装置の接続状況をリモートで月に1度確認できる仕組みの導入を行い、安全性の確保を図った。																																	
	【受信回数】（暦年） <table><tr><td colspan="2">年度</td><td>7年</td><td>6年</td><td>5年</td><td>4年</td><td>3年</td></tr><tr><td colspan="2">受信回数</td><td>230件</td><td>214件</td><td>303件</td><td>250件</td><td>226件</td></tr><tr><td rowspan="2">主な 内訳</td><td>救急出動</td><td>97件</td><td>94件</td><td>105件</td><td>90件</td><td>68件</td></tr><tr><td>まちがい</td><td>125件</td><td>84件</td><td>151件</td><td>122件</td><td>116件</td></tr></table>								年度		7年	6年	5年	4年	3年	受信回数		230件	214件	303件	250件	226件	主な 内訳	救急出動	97件	94件	105件	90件	68件	まちがい	125件	84件	151件	122件
年度		7年	6年	5年	4年	3年																												
受信回数		230件	214件	303件	250件	226件																												
主な 内訳	救急出動	97件	94件	105件	90件	68件																												
	まちがい	125件	84件	151件	122件	116件																												
事業費	事業費		7年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																												
			3,364千円	2,695千円	2,541千円	1,594千円																												
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円																												
		その他	3,364千円	2,695千円	2,541千円	0千円																												
一般財源		0千円	0千円	0千円	1,594千円																													

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・申請内容を審査のうえ新規設置した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	利用台数		600台	504台	538台	579台
	新規設置台数		75台	55台	66台	71台
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【課題】 ・現状は固定電話の普及率は減少、携帯電話の普及率は増加しており、固定電話ありきの緊急通報システムの制度が利用者のニーズと合致しない場面がある。 ・平成29年4月に要綱改正したが、現状要支援・要介護認定がない場合に、病状や障がいの程度、日常生活の状況などから総合的に判断する基準について明確化がされていない。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・病気や緊急時の円滑な援助及び救助のため引き続き実施をする。 ・判断基準について検討していく。 ・地域支援事業の対象となるコールセンター方式への変更を含めて事業の見直しを検討する。 ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続		年度	令和8年度		整理番号	2-4-2-15												
事業名	配食サービス利用助成					最終更新日	令和8年5月21日												
実施根拠	春日井市配食サービス利用助成金交付要綱 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱					担当課	介護・高齢福祉課												
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関		高齢者総合福祉計画推進協議会													
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ												
	施策等	4 地域での支え合いの推進																	
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、 地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																	
目的・ 事業概要	【目的】 自ら調理、栄養管理等を行うことが困難なひとり暮らし高齢者等が、安否確認を兼ねた配食サービスを利用することにより健康の増進と自立した食生活を送り、健康保持と生活の質を確保する。 【事業概要】 1 対象者 自ら食事の準備や栄養管理等が困難で、安否確認を要する、次のいずれかの該当者 (1) 概ね65歳以上で、要支援・要介護認定者、事業対象者のみの世帯 (2) 概ね65歳以上で、要支援・要介護認定者、事業対象者と重度障がい者のみの世帯 (3) 重度障がい者のみの世帯 2 配食回数 月曜日～金曜日のうち、1日1回（昼食又は夕食）を限度（祝日も可） 3 助成金額 1食あたり300円（弁当代金との差額は利用者が負担） 4 登録事業者数 10事業者（高齢者向け普通食、カロリー食など）																		
	事業期間	平成7年度～																	
過去の経緯、 主な実績等	（最近の見直し） 1 平成7年から社会福祉協議会へ委託事業として配食協力員方式で実施していた高齢者給食サービス事業（食の自立支援事業）を見直し、平成23年度から宅配業者が直接利用者宅に配達する方法で事業を実施している。 2 平成29年度から対象者の一部（要支援・事業対象者）を介護予防・日常生活支援総合事業として提供する制度改正を行い、市費の負担が大幅に減少した。 3 平成30年12月1日から配食事業者が配食サービスを提供可能な年末年始の一部を助成の対象とした。 4 令和2年度から夕食を追加し、昼食と夕食を選択可能とする。 5 令和3年度から配食回数を週4回から週5回に拡充した。 6 令和6年度から実施財源を、一般会計から介護保険事業特別会計の保健福祉事業へ組替した。																		
	【配食回数の推移】 <table><tr><th>年</th><th>回数（週）</th></tr><tr><td>平成7年</td><td>1回</td></tr><tr><td>平成8年～</td><td>2回</td></tr><tr><td>平成13年～</td><td>3回</td></tr><tr><td>平成23年～</td><td>4回</td></tr><tr><td>令和3年～</td><td>5回</td></tr></table>								年	回数（週）	平成7年	1回	平成8年～	2回	平成13年～	3回	平成23年～	4回	令和3年～
年	回数（週）																		
平成7年	1回																		
平成8年～	2回																		
平成13年～	3回																		
平成23年～	4回																		
令和3年～	5回																		
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)													
			87,352千円	77,927千円	74,142千円	66,640千円													
	特定財源	国・県支出金	14,885千円	13,759千円	12,761千円	30,323千円													
		その他	67,506千円	59,582千円	57,128千円	0千円													
一般財源		4,961千円	4,586千円	4,253千円	36,317千円														

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) - 申請内容を審査のうえ新規利用者として登録した。 - 配食事業者により配食サービスが実施された。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	利用者数		1,500人	1,333人	1,390人	1,222人
	世帯数		1,300世帯	1,158世帯	1,224世帯	1,077世帯
	延配食数		277,000食	247,143食	247,143食	222,132食
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	- 登録事業者が配達時に利用者の異変に気づき、救急要請や家族、ケアマネへ繋ぐことができおり安否確認の意味合いは大きい。 - 栄養バランスのある食事をとる機会を増やすことで、健康の保持や介護度の重度化を予防し、ひいては介護サービス給付費や医療費の削減につながる。 - 配食回数の追加や新型コロナウイルスの影響もあり、利用者数及び配食数が増加した。 - 事業者の現状把握や調整が必要だが、土日にもニーズがあると想定される。1人当たりの費用負担を増額させることなく、毎日の安否確認が可能となるような方法を検討していく。 - 所得等により費用負担を変えている自治体もあることから、費用負担のあり方について考える必要がある。 - 重度障がい者についても対象者としてるが、年齢の制限を設けていない。障がい者への助成は介護保険特別会計の保健福祉事業（全額介護保険料が原資）で実施していることから、介護保険料を支払っていない40歳未満の障がい者に助成することは、不公平感が強い。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) - 安否確認を兼ねた配食サービスを継続する。 - 次期（仮称）総合福祉計画の策定に向け、事業そのもののあり方について検討していく。 - 助成対象者について、重度障がい者に年齢制限を設けるなど見直しに向けた検討を行う。					
7年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	次期計画策定に向けた調査研究を行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-4-2-16	
事業名	地域自立生活支援事業（シルバーハウジング）				最終更新日	令和8年5月21日	
実施根拠	春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱				担当課	介護・高齢福祉課	
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画			関連する 附属機関	高齢者総合福祉計画推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ	
	施策等	4 地域での支え合いの推進					
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、 地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。					
目的・ 事業概要	【目的】 ・県営住宅等の高齢者世話付住宅（高齢者の生活特性に配慮した住宅）に入居している高齢者世帯 に対し、生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）を派遣し、日常生活の安心と安全を確 保する。 【事業概要】 ・対象住宅…県営神領住宅60戸（高齢者世話付住宅：シルバーハウジング） ・神領住宅建設に先立ち県と締結した、協定（平成8年9月18日付）に基づくLSA派遣事業 ・高齢者の安否確認、生活相談等を実施するための高齢者住宅等安心確保計画を作成する。 ・生活援助員を派遣し、生活支援・安否確認等必要な援助を行う。 ・緊急通報装置を貸与する。 ・自己負担額…世帯の所得税額に応じた手数料を負担 ・事業は、社会福祉協議会へ委託						
	事業期間	平成10年度 ～					
過去の経緯、 主な実績等	・対応実績						
	年度	入居戸数	安否確認	緊急時対応	家事援助	生活指導	合計
	5年度	57戸	3,466件	24件	108件	58件	3,656件
	6年度	46戸	2,842件	45件	88件	140件	3,115件
	7年度	52戸	2,838件	20件	62件	143件	3,063件
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			6,760千円	6,267千円	5,914千円	5,385千円	
	特定財源	国・県支出金	3,719千円	3,519千円	3,230千円	2,928千円	
		その他（介護 保険料及び手 数料）	1,802千円	1,575千円	1,608千円	1,482千円	
	一般財源（一般会計繰越金）		1,239千円	1,173千円	1,076千円	975千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 新規入所 9戸 退 去 3戸					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・高齢者世話付住宅に入居している高齢者世帯に対し、安否確認、生活相談・家事援助を行う生活援助員の派遣及び関係機関との連絡・調整を行うことで、日常生活の安心と安全を確保することができている。 ・生活援助員と利用者・近隣住民の間の信頼関係が構築されている。 ・入居者の高齢化により、緊急時対応・家事援助等、生活援助員の援助が必要なケースが増加する可能性がある。			
			◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし			
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) 効果的な事業推進に向け、次の項目を進める。 ・入居者の更なる高齢化に向けて、安否確認回数の増加等十分な援助体制の確保を図る。 ・入居者・近隣住民同士の交流の場を設け、相互の関係を密にすることで、日常生活内での住民の互助体制が構築できる取り組みを行う。 ・近隣住民と生活援助員との更なる情報共有を図る。 ・入居に関する事業を行う愛知県住宅供給公社と連携を強化し、入居者の確保を図る。 ・生活援助員の新たな活用について調査研究する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・適切に管理運営する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-4-2-17														
事業名	介護福祉特別給付金（要介護認定者等特別対策）				最終更新日	令和8年5月21日														
実施根拠	春日井市介護福祉特別給付金支給要綱				担当課	介護・高齢福祉課														
関連計画	第9次春日井市高齢者総合福祉計画		関連する 附属機関		高齢者総合福祉計画推進協議会															
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	①人と地域がつなが 暮らしやすさ														
	施策等	4 地域での支え合いの推進																		
	基本的な 方向性等	2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援に繋がります。																		
目的・ 事業概要	【目的】 介護サービス利用に伴う費用及び介護に伴う諸費用の負担軽減を図るため、低所得世帯に対して給付金を支給する。 【事業概要】 市内に住所を有する介護保険の要介護又は要支援者で、市の認定を受けた市民税非課税の方（生活保護世帯、被措置者は除く）へ介護サービスを利用した月に対して月額3,000円を支給する。																			
	事業期間	平成12年度～																		
過去の経緯、 主な実績等	【主な改正内容】 「介護保険施設に入所している方であって、世帯の中で最も所得の多い方の年間所得が365万円以下の方」も支給対象としていたが、平成26年4月からこの要件を撤廃した。 【介護手当】																			
	<table><tr><td>年度</td><td>名称</td><td>対象</td><td>月額</td></tr><tr><td>平成12年度</td><td>リフレッシュ手当</td><td>要支援以上</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>在宅寝たきり高齢者等介護者手当</td><td>要介護3以上</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>在宅重度要介護者介護手当</td><td>要介護3以上</td><td>2,000円</td></tr></table> 平成23年3月31日廃止 ・令和6年4月から、介護サービスを利用した月に対して支給するよう変更した。また、一般財源を原資としているため、他市に在住している住所地特例者への支給を廃止した。介護サービス実績を確認する関係から、支払月を変更した。 （変更前：4月、8月、12月⇒変更後：5月、9月、1月）					年度	名称	対象	月額	平成12年度	リフレッシュ手当	要支援以上	1,500円	平成20年度	在宅寝たきり高齢者等介護者手当	要介護3以上	2,000円	平成21年度	在宅重度要介護者介護手当	要介護3以上
年度	名称	対象	月額																	
平成12年度	リフレッシュ手当	要支援以上	1,500円																	
平成20年度	在宅寝たきり高齢者等介護者手当	要介護3以上	2,000円																	
平成21年度	在宅重度要介護者介護手当	要介護3以上	2,000円																	
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)														
			133,728千円	81,120千円	81,120千円	144,759千円														
	特定財源	国・県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円														
		その他	0千円	0千円	0千円	0千円														
一般財源		133,728千円	81,120千円	81,120千円	144,759千円															

7年度の 主な実施内容 （実績）	（実施内容・事業費等） ・対象者に給付金を支給した。					
成果指標	指標名		目標値（年度）	7年度	6年度	5年度
	受給者数（3月末）		4,300人	3,917人	3,951人	4,132人
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・要支援1～要介護5まで全員が同額の支給であり、介護の手に応じた金額の設定ができていない。 ・令和6年4月から、介護サービスを利用した月に対して支給するよう変更するとともに、他市に在住している住所地特例者への支給を廃止した。 ・支給対象者は増加傾向であり、一般財源の負担も増加している。 ・低所得者の利用料軽減という意味では介護保険法での高額介護サービス費と同一の性格であるため、事業の位置づけを見直す必要がある。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・家族介護者に対する支援において「介護福祉特別給付金を給付していること」を理由に削減してきた事業もあり、市の高齢福祉政策的には重要なもののため、容易に縮減することは難しい。 ・削減ないし無くす場合は上記を考慮して、家族介護者支援の拡充も想定される。 ・次期（仮称）総合福祉計画の策定に向けてあり方を検討する。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・次期計画に向けたあり方の検討。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和8年5月7日
施策等	4 地域での支え合いの推進	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		事業 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	生活保護	継続	5,349,649	5,577,861	○	生活支援課
2	ハローワーク常設窓口の活用による就労支援（生活保護・生活困窮者自立支援）	継続	8	8	○	生活支援課
3	生活保護返還金等債権管理（生活保護）	継続	0	0	○	生活支援課
4	生活困窮者自立支援、生活困窮者支援体制	継続	34,439	39,643	◎	地域共生推進課
5	子どもの学習・生活支援（生活困窮者自立支援）	継続	16,262	16,660	◎	地域共生推進課
事業費合計			5,400,358	5,634,172		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標
	ハローワークとの連携による生活保護受給者の就職者数（人）	50 （2025年度）	190 （2026年度）

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 （進捗状況）	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 （主な成果や課題を踏まえた効果検証等）	令和7年度は、訪問計画5,565件に対し、5,302件の訪問を実施した。計画を達成することはできなかったが、関係機関との連携等もあり、生活状況を適切に把握し、保護を適正に実施することができた。 生活困窮者等に対する一体的就労支援については、支援対象者の目標180名に対し245名に支援を実施し、就職者数の目標126名に対し145名の就職を達成した。 子どもの学習・生活支援については、令和6年度、7年度と利用定員と実施会場を拡充して、対象となる全ての生活困窮者世帯（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯）に利用案内を送付し、利用ニーズの把握と利用者の拡大を図ることができた。 また、利用者アンケートの実施や委託事業者との意見交換、無料学習塾の周知などを行い、事業を効果的に実施する環境づくりができた。さらに、クラウドファンディング型のふるさと納税を実施し、目標額を大きく上回る寄付金327万円（目標100万円）が寄せられ、こどもの学習支援への関心を広げることができた。 生活困窮者の自立相談支援事業の職員体制を強化し、訪問等によるアウトリーチの相談支援を積極的に実施したことで、新規相談件数は令和5年度と比較し、1.9倍と大幅な増加がある。市営住宅の空き住戸を活用し、住宅を喪失した生活困窮者への一時的に居所を提供できるようになった。		
今後の方向性 （課題解決の方策等）	施策の取組方針	○	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	生活保護については、訪問調査、課税調査、各種申告書の徴取等の組織的な進行管理を徹底し、制度を適正に運営する。また、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付を行う。 就労支援については、早期の就労自立を目指し、ケースワーカー、就労支援員、ハローワークナビゲーター間の連携を密にして、稼働能力を適切に判定し支援対象者を漏らすことなく把握し、積極的な動機づけを行いハローワークの利用に繋げ、適切な支援を行う。 直ちに就労することが難しい困窮者に、就労準備支援事業により、就労に向けた日常生活自立等の訓練を行う。 住宅部門と連携した住まいに関する総合的な相談支援や居住支援協議会の設立に向けた取組み、社会的に孤立しやすい生活困窮者が参加や役割がある地域の互助活動や中間的就労の場を提供できるように、関係機関や民間事業者と連携を図る。 子どもの学習・生活支援事業については、必要な利用定員と実施場所などの的確な把握に努めるとともに、民間事業者やNPO法人など類似の事業を実施している団体との補完的な関係を構築する。また、持続可能な事業運営を図るため、引き続きクラウドファンディング型のふるさと納税を実施する。		

関連する附属機関の意見等

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-3-1	
事業名	生活保護			最終更新日	令和8年5月13日	
実施根拠	生活保護法			担当課	生活支援課	
関連計画	—		関連する 附属機関	—		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉		基本計画 重点方針	—	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 生活に困窮する方に対し、生活保護法に基づいてその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 【事業概要】 真に保護を必要とする方へ、生活を営む上で必要な各種費用に対応した生活扶助、医療扶助等の支援を実施するとともに、自立助長に向けた的確な指導援助、生活保護の適正実施のため被保護世帯への計画的な訪問指導や資産調査、扶養義務調査等を適宜行う。					
	事業期間					
過去の経緯、 主な実績等	市内における生活保護の状況は次のとおり。※令和7年度末時点、（ ）は令和6年度末時点 - 生活保護世帯数 2,482世帯 (2,409世帯) 〈世帯内訳〉 - 高齢者世帯 1,330世帯 (1,284世帯) - 母子世帯 103世帯 (109世帯) - 障がい者世帯 270世帯 (260世帯) - 傷病者世帯 307世帯 (301世帯) - その他世帯 472世帯 (455世帯) - 扶助別の状況 ※重複あり - 生活扶助 2,041世帯 (2,005世帯) - 住宅扶助 2,128世帯 (2,096世帯) - 教育扶助 96世帯 (95世帯) - 介護扶助 622世帯 (575世帯) - 医療扶助 2,138世帯 (2,047世帯) - その他扶助 59世帯 (63世帯) - 開始・廃止数 ※令和7年度、（ ）は令和6年度 - 生活保護開始数 433件 (409件) - うち職権5件 - 生活保護廃止数 366件 (342件)					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			5,577,861千円	5,349,649千円	5,227,834千円	5,033,798千円
	特定財源	国・県支出金	4,183,395千円	4,006,826千円	3,846,531千円	3,738,444千円
			83,262千円	85,167千円	73,398千円	66,139千円
	一般財源	その他	千円	千円	千円	千円
			1,311,204千円	1,257,655千円	1,307,905千円	1,229,215千円

第六次総合計画 事業点検シート

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等)					
	通年 訪問調査(家庭訪問) 5月・11月 収入申告義務周知等チラシ送付 6月 収入申告書徴取 6月～ 課税調査(収入申告書との突合) 8月 保護のしおり配付 12月 資産申告書徴取					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	訪問調査達成率		100%	95%	100%	89%
	課税調査達成率		100%	74%	90%	92%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	判断理由 訪問調査については、概ね目標を達成することができた。課税調査については、一部のCWに処理の遅れがあり、上記のとおりとなっているが、引き続き処理を進めていく。 具体的な成果(令和7年度) ・訪問調査：計画5,565件に対し5,302件実施 ・課税調査：返還対象者84名に対し62名の返還決定 ・生活保護健診未受診者に対する受診勧奨を実施 課題 ・年金の受給権の確認と裁定請求、収入認定までの管理が十分ではなく、進捗管理が必要である。保護申請が増加しているため、事務処理手順や体制の見直しが必要である。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・訪問調査、収入・資産申告書の徴取の組織的な進行管理を徹底する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・相談、調査、保護の実施 ・最高裁判決に対する保護費等の追加支給 ・訪問計画に基づく訪問調査の実施 ・課税調査の早期完了 ・各種台帳や毎月作成するケースワーク用の資料の活用による進行管理の徹底(年金の受給権、裁定請求、収入認定の確認) ・健康管理支援事業の実施 ・保護のしおり(受給者向け概要版)の全受給世帯への配付 ・システム標準化に向けた事務の見直し等の準備				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-3-2												
事業名	ハローワーク常設窓口の活用による就労支援 (生活保護・生活困窮者自立支援)			最終更新日	令和8年5月1日												
実施根拠	アクションプラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ (平成22年12月28日 閣議決定)			担当課	生活支援課												
関連計画	—		関連する 附属機関	一体的就労支援事業運営協議会													
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—											
	施策等	4 地域での支え合いの推進															
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。															
目的・ 事業概要	【目的】 庁舎内に設置したハローワーク常設窓口において、就労支援ナビゲーター（ハローワーク職員）による就労支援を実施することにより、早期に生活困窮状態からの脱却を図ることを目的とする。 【事業概要】 生活保護受給者、生活困窮者自立支援制度の利用者のうち就労可能者を生活保護受給者等就労自立促進事業の支援候補者として選定し、ハローワークへ支援要請を行う。 支援要請を受けたハローワークと福祉事務所とが連携して、一体的就労支援を実施する。 設置場所：庁舎2階「就労・生活支援相談コーナー」 運営体制：就労支援ナビゲーター2名（ハローワーク職員） 対象者：生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者等 経費：人件費、情報機器、備品購入費等はすべてハローワークが負担し、市は設置場所のみ提供 また、条例に基づき春日井市一体的就労支援事業運営協議会を設置し、一体的就労支援事業の運営や事業計画等について適宜協議を行っている。																
	事業期間	平成27年度～															
過去の経緯、 主な実績等	平成25年 職員による事務改善運動（K Aえるグランプリ）において国の地域主権推進改革の一環である「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月閣議決定)を活用する、「ハローワークを市役所へ！」がグランプリを受賞。 平成26年4月 春日井公共職業安定所と市役所内へのハローワーク常設窓口設定に向けて調整を開始。 平成27年1月 平成27年度からの常設窓口設置について厚生労働省から内示を得る。 平成27年10月 庁舎2階に「就労・生活支援相談コーナー」を開設し、生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者及びそれらの申請中の者に対して、市役所とハローワークによる一体的就労支援を実施。 実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支援対象者数（実数）</th><th>就職者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年度</td><td>220人</td><td>129人</td></tr> <tr> <td>6年度</td><td>209人</td><td>126人</td></tr> <tr> <td>7年度</td><td>245人</td><td>145人</td></tr> </tbody> </table>						支援対象者数（実数）	就職者数	5年度	220人	129人	6年度	209人	126人	7年度	245人	145人
	支援対象者数（実数）	就職者数															
5年度	220人	129人															
6年度	209人	126人															
7年度	245人	145人															
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)											
			8千円	8千円	8千円	8千円											
	特定財源	国・県支出金	6千円	6千円	6千円	6千円											
		その他	円	円	円	円											
	一般財源		2千円	2千円	2千円	2千円											

第六次総合計画 事業点検シート

7 年 度 の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・定期的に、就労支援ナビゲーター（ハローワーク職員）、市就労支援専門員、生活保護担当職員により、就労支援にかかる検討会を行い、支援対象者の処遇方針等について検討。 ・ハローワーク主催の春日井公共職業安定所生活保護受給者等就労自立促進事業協議会において、「就労・生活支援相談コーナー」の運営、事業報告及び計画等について協議。 ・春日井市一体的就労支援事業運営協議会を開催し、令和7年度の実績及び令和8年度の計画について検討協議した。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	支援対象者人数（実数）		180人	245人	209人	220人
	就職者数		127人	145人	126人	129人
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	(判断理由) ・春日井公共職業安定所生活保護受給者等就労自立促進事業協議会で設定される支援対象者の目標180人に対し実績245人（136%）を達成し、就職者も目標126人に対し実績145人（115%）を達成している。 (成果・課題) ・検討会において、就労支援における個別の課題を整理し、ハローワークのナビゲーターとの連携を強化した。 ・就労支援の結果、就職したにもかかわらず、早期離職により再び困窮状態に陥る方がおり、定着支援が課題となっている。 ・ハラスメントを原因に離職した方や、うつ病等の精神的な不調により離職した方に対する移動能力の判定や支援にあり方について検討が必要である。			
		◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし				
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・ケースワーカーに対して、就労支援制度の内容とケースワーカーの役割を認識させることを目的として研修を実施し、制度の対象となり得る受給者を積極的に把握させる。 ・ケースワーカーに、把握した対象者に対して就労支援制度の説明をさせ、積極的な利用を促す。 ・就職後の離職を防ぐためのハローワークと協働した定着支援の実施を検討する。 ・生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」と連携を図る。 ・早期の就労自立を目指しケースワーカー、就労支援員、ハローワークナビゲーターの間の連携を密にして積極的な支援を行なう。 ・マッチングを行うに当たっては、求職者の経歴・年齢・性別などの情報から、求職者が就職できる可能性の高い職種を強く斡旋し、就職者数の増加を目指す。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・支援の対象となり得る対象者の把握方法の見直し ・新規開始ケースのうち、開始後に医療要否意見書等により就労の可否や程度を確認するとしたケースについて、確認をしたか定期的にチェックし、稼働能力の把握を適切に行う。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-3-3																																											
事業名	生活保護返還金等債権管理（生活保護）			最終更新日	令和8年5月20日																																											
実施根拠	生活保護法、地方自治法等			担当課	生活支援課																																											
関連計画	－		関連する 附属機関	－																																												
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	－																																										
	施策等	4 地域での支え合いの推進																																														
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。																																														
目的・ 事業概要	生活保護法（以下「法」という。）第63条により、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からは支弁した保護費の返還、また、法第78条により、不実の申請等不正な手段により保護を受けた者からは支弁した保護費の徴収がそれぞれ規定されている。（以下法第63条の規定による返還金及び法第78条の規定による徴収金を合わせて「返還金等」という。） 市は地方自治法等に基づき、上記返還金等に係る債権を管理することとなっており、返還金等が発生した場合、調査した上で債権額を決定（調定）し、債務者に対して納入の通知を行う。指定した履行期限までに債務を履行しない者に対しては、期限を指定して督促したり、債務者に債務の一部を納付させるなどして債務の承認をさせたりするなど時効を中断するための措置を執っている。																																															
	事業期間																																															
過去の経緯、 主な実績等	<table border="1"> <tr> <td></td><td>訪問徴収</td><td>電話催告</td><td>来所相談</td><td>督促状送付</td><td>催告書送付</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>2件</td><td>86件</td><td>36件</td><td>193件</td><td>949件</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>76件</td><td>82件</td><td>13件</td><td>201件</td><td>877件</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>0件</td><td>7件</td><td>1件</td><td>99件</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>0件</td><td>0件</td><td>3件</td><td>128件</td><td>1,658件</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>0件</td><td>0件</td><td>12件</td><td>242件</td><td>760件</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>0件</td><td>0件</td><td>10件</td><td>281件</td><td>523件</td></tr> </table>							訪問徴収	電話催告	来所相談	督促状送付	催告書送付	令和2年度	2件	86件	36件	193件	949件	令和3年度	76件	82件	13件	201件	877件	令和4年度	0件	7件	1件	99件	0件	令和5年度	0件	0件	3件	128件	1,658件	令和6年度	0件	0件	12件	242件	760件	令和7年度	0件	0件	10件	281件	523件
		訪問徴収	電話催告	来所相談	督促状送付	催告書送付																																										
	令和2年度	2件	86件	36件	193件	949件																																										
	令和3年度	76件	82件	13件	201件	877件																																										
	令和4年度	0件	7件	1件	99件	0件																																										
	令和5年度	0件	0件	3件	128件	1,658件																																										
	令和6年度	0件	0件	12件	242件	760件																																										
	令和7年度	0件	0件	10件	281件	523件																																										
	〈平成29年度〉																																															
	・先進自治体の視察、裁判所への支払督促申立て 3件																																															
〈平成30年度〉																																																
・未収金の口座振替の開始（9月～）、不正受給に対する刑事告訴の実施																																																
・裁判所への支払督促申立て 3件・裁判所への債権差押命令申立て（預貯金） 1件																																																
・国税徴収法の例による差押（給与） 2件																																																
〈令和元年度〉																																																
・裁判所への支払督促申立て 3件・裁判所への債権差押命令申立て（給与） 2件																																																
・国税徴収法の例による差押（給与） 4件・国税徴収法の例による差押（預貯金） 2件																																																
〈令和2年度〉																																																
・裁判所への支払督促申立て 4件																																																
〈令和4年度〉																																																
・不正受給に対する刑事告訴の実施																																																
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)																																										
			千円	千円	千円	千円																																										
	特定財源	国・県支出金	千円	千円	千円	千円																																										
		その他	千円	千円	千円	千円																																										
	一般財源		千円	千円	千円	千円																																										

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・口座振替による納付の継続(年間 191 件、1,260,000 円)					
成果指標	指標名		目標値(年度)	7年度	6年度	5年度
	収納率(現年度)		70.0	56.0%	55.0%	53.9%
	収納率(過年度)		7.0	4.9%	6.1%	6.1%
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	○	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・令和7年度は、過年度の収納率は下がり、現年度は少しあがったものの、ほぼ横ばいであった。近年の動向としては、障害年金の裁定請求の促進や課税調査の早期完了の徹底等の取組により、現年度の収納率及び債権全体の収納率は横ばい傾向を維持している。 ・過年度の収納率は下がっているが、現年度の収納率が1%上がり、調定額は0.5%減少していることから、課税調査の早期完了の徹底等により現年度でのより多くの納付が理由の1つであると考えられる。 ・現年度の収入未済額が過年度の収納額＋不納欠損額を上回り、未収金額は増加しており、新たな債権を発生させないための取り組みの強化や、これまでの定期的な督促・催告の送付等の地道な活動も継続して進めていく。 ・今年度、返還金の納付促進を目的に、分納の再案内を行った。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった ー：評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ＜未収金額の圧縮＞ ・返還金等を発生させない、又は抑制するために、課税調査の早期完了の徹底や家庭訪問等による生活実態の把握、生活保護制度(不正受給防止)の周知に取り組む。 ・過去にアプローチできていない過年度戻入等の債務者に対し、債務の状況をしっかり債務者に伝え、返還の意識向上を促していく。 ・返還金の無理のない分納計画を促す。 ・適切な不納欠損処理を行う。 ＜回収困難事例への対応＞ ・悪質かつ高額な不正受給に対する告訴を検討及び実行する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	基本的には前年度の取り組みを踏襲するが、より有効的、効果的な債権管理のあり方を調査・検討し、改善を図る。 過年度戻入等の債権で過去に督促等の通知をしていないものについて、一斉に通知を送付する。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度		整理番号	2-4-3-4
事業名	生活困窮者自立支援、生活困窮者支援体制				最終更新日	令和8年5月20日
実施根拠	生活困窮者自立支援法				担当課	地域共生推進課
関連計画	—		関連する 附属機関			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 経済的に困窮し生活や仕事で困っている人、またはそのおそれがある人に対し、早期の自立を図るため、包括的な相談支援や住居確保のための支援を行う。					
	【事業概要】 ・自立相談支援事業 生活困窮者の意思を尊重し、多様な困りごとを解決するため、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 ・住居確保給付金 離職などにより住居を失った人やそのおそれのある人に対し、就職に向けた活動を支援するとともに、一定期間、家賃相当額を支給する。 ・家計改善支援事業 家計のやりくりがうまくいかない人に対し、家計の状況を「見える化」し、家計改善の意欲を引き出す支援を行う。 ・居住支援事業 住居を失った人に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する。 ・就労準備等支援事業 生活習慣の改善や社会との関わり方など、就労に向けた準備を支援する。					
	事業期間	平成27年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成27年4月	生活困窮者自立支援法施行（生活支援課が所管） 自立支援相談コーナーを設置。				
	平成31年4月	自立支援相談コーナーを春日井市社会福祉協議会に委託。 相談員を3名配置。				
	令和2年4月	家計改善支援事業を開始。				
	令和2年7月	一時生活支援事業を開始。				
	令和4年11月	就労準備支援事業を開始				
	令和5年4月	生活困窮者自立支援を地域福祉課（現・地域共生推進課）に移管。				
	令和6年4月	自立支援相談コーナーの職員を1名増員（4名配置）。				
	令和7年4月	法改正により、一時生活支援事業は居住支援事業に改称し、住まいに関する総合的な相談支援が位置づけられた。 市営住宅の空き部屋を活用した居住支援事業を開始。				
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			39,643千円	34,439千円	27,534千円	27,129千円
	特定財源	国・県支出金	27,150千円	22,616千円	23,818千円	18,470千円
		その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源		12,493千円	11,823千円	3,716千円	8,659千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・自立相談支援事業（新規相談件数） 730件 ・家計改善支援事業（新規支援件数） 4件 ・住宅確保給付金（支給者数） 6件 ・居住支援事業（支援件数） 10件 自立支援相談コーナーのチラシを作成し、周知啓発を図る。					
成果指標	指標名		目標値（8年度）	7年度	6年度	5年度
	自立相談支援 新規相談件数		800件	730件	541件	382件
	家計改善支援 新規支援件数		10件	4件	12件	5件
	居住支援事業 （旧：一時生活支援事業）		15件	10件	4件	2件
これまでの 取組みに よる効果 （進捗状況）	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	【判断理由】 ・相談数が前年度と比較し、189件増加の1.35倍となった。新規相談者は男性、女性とも50歳代が最も多く全体の18%を占めた。 ・制度の周知や関係機関との連携を強化し、アウトリーチによる相談支援体制を整備することができた。 ・社会的孤立や生活困窮の課題のある者が社会参加するための地域づくりの取組みの実例が生まれた。 ・住まいの確保の支援を必要とする人が増加傾向にある。 【課題】 ・物価高騰や単身化が進行する中で、引き続き生活困窮者の増加が見込まれる。 ・相談員の人数の確保と相談支援の質の向上と関係機関のネットワークが必要である。 ・住宅政策課の住まいの総合相談窓口との連携が必要である。 ・生活困窮者支援を通じて、人や地域とつながるよう、相談支援機関がつながりづくりプラットフォームに参加できる取組みが必要である。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった ○：現状維持 △：期待する効果がなかった —：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） ・訪問等によるアウトリーチ型の継続的な相談支援と支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげられる仕組みを検討する。 ・住宅政策課や居住支援法人等と連携した住まいに関する総合的な相談支援体制を整備する。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・アウトリーチ等による継続的な支援を強化し、予防的かつ包括的な対応を行う。 ・市営住宅を活用した住まい確保の支援を行う。 ・関係機関と連携し、生活困窮者の参加支援と居場所づくりに取り組む。				

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度	整理番号	2-4-3-5	
事業名	子どもの学習・生活支援事業 (生活困窮者自立支援)			最終更新日	令和8年5月20日	
実施根拠	生活困窮者自立支援法			担当課	地域共生推進課	
関連計画	新かすがいっ子未来プラン		関連する 附属機関			
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉			基本計画 重点方針	
	施策等	4 地域での支え合いの推進				
	基本的な 方向性等	3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。				
目的・ 事業概要	【目的】 貧困の連鎖を防止するため、経済的に困窮する世帯の子どもに対して、学習意欲や学力向上、学習機会や居場所の提供、保護者への相談支援を行うことを通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。 【対象者】次の世帯の中学生を対象とする ①生活保護受給世帯、②児童扶養手当受給世帯、③就学援助受給世帯 【事業概要】 (1)学習支援 子どもの学習理科度に合わせた少人数個別指導 (2)保護者に対する教育相談及び生活支援 保護者からの学習、進路等の相談、世帯が有する複合的な課題に対し自立相談支援事業等を紹介 (3)気軽に参加できる居場所の提供 日常生活や学校生活上の悩み相談等に対応し、気軽に参加できる居場所を提供 (4)交流や生活体験の提供 協調性やコミュニケーション力を育み、生活体験機会を提供する交流会の実施					
	事業期間	平成29年度～				
過去の経緯、 主な実績等	平成29年9月 ニュータウン地区において事業開始 平成29年10月 平成30年度の事業実施体制の検討 → 実施箇所の拡大方針決定 平成30年3月 春日井地区、勝川地区で委託事業者の公募を実施 平成30年4月 市内3か所で事業実施 30年の法改正により、学習支援以外の生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容に追加し、「子どもの学習支援事業」から「子どもの学習・生活支援事業」に名称変更。 令和5年4月 生活支援課から地域福祉課（現：地域共生推進課）へ所管替え 令和6年4月 実施場所と定員を拡充（場所3→5か所、定員60人→100人）。 令和7年4月 実施場所と定員を拡充（場所5→6か所、定員100人→156人）。 （東部市民センター、レディヤン春日井、知多公民館、 高蔵寺ふれあいセンター、落合公園体育館、西部ふれあいセンター） 令和7年10月 クラウドファンディング型ふるさと納税の制度を利用し、寄付を募集					
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)
			16,660千円	16,262千円	13,900千円	9,343千円
	特定財源	国・県支出金	10,209千円	8,155千円	9,878千円	6,062千円
		その他	千円	3,280千円	千円	千円
	一般財源		6,451千円	4,827千円	4,022千円	3,281千円

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) 東部市民センター(47回)、高蔵寺ふれあいセンター(46回)、落合公園体育館(46回)、 レディヤン春日井(47回)、知多公民館(47回)、西部ふれあいセンター(47回)で合 計280回実施					
成果指標	指標名		目標値(8年度)	7年度	6年度	5年度
	利用登録者数		156	148	112	59
	実施個所数		6	6	5	3
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	・令和7年度から、実施場所を6か所とし、定員も大幅に増やしたことから、利 用申込み者(148人)全員が利用することができた。 ・7年度利用案内:1,133人(利用者148人) ・事業費を安定的に確保するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実 施し、目標を上回る寄附額(目標:100万円 実績:328万円)を集めた。 【課題】 ・生活保護受給者世帯の参加が少ない。(生活保護受給者世帯56人中2人) ・市内で無料学習塾を実施する団体との連携が不足しており、子どもの学習・生 活支援事業に関する課題等の情報共有ができていない。 ・生活課題を抱えた児童が利用をしているが、学校等と連携した支援に繋がって いない。 ・貧困の連鎖を防止するためには、高校生世代への学習支援が必要である。			
	◎:期待する又は期待以上の効果があった ○:現状維持 △:期待する効果がなかった ー:評価なし					
今後の 方向性	(課題解決のために必要な方策等) ・生活支援課に対しこどもの学習支援事業について理解の促進を図り、ケースワーカーとの連携により、生活保護受給世帯の児童への学習機会の提供を促進する。 ・生活困窮者支援の地域づくり事業と関連づけ、事業受託者と市内で無料学習塾を実施する団体が、課題等を情報共有できる場づくりを行う。 ・多様な関係機関が参画する会議(重層的支援会議、支援調整会議、地域支援研究会など)を利用し、課題を抱えた児童に対し包括的な支援を行う。 ・高校生世代への支援として、学習支援や居場所、職場体験を提供する有効性等を調査研究する。					
8年度の 主な実施内容	区分	(前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等)				
	継続	・利用者のニーズを踏まえ、事業者やNPO法人などと補完的な関係を構築し、 実施体制の強化を検討していく。 ・高校生世代への支援に必要な調査研究を行う。				

政策分野等	2 健康・福祉	更新日	令和7年4月28日
施策等	4 地域での支え合いの推進	担当部	健康福祉部
基本的な方向性等	4 福祉サービス充実のため、総合的な拠点施設の整備に向けた研究を行います。		

施策を構成する事業						
番号	事業名	8年度 事業区分	事業費（千円）		継続 評価	担当課
			7年度 （決算）	8年度 （予算）		
1	総合的な福祉拠点の創設	継続	16,476	52,598	◎	福祉政策課
事業費合計			16,476	52,598		

関連する 総合計画 成果指標	指標名	直近値（年度）	目標

総合計画成果指標や施策を構成する事業の成果に基づく効果検証			
効果 (進捗状況)	◎	◎：期待する又は期待以上の成果があった ○：現状維持 △：期待する成果がなかった	
理由 (主な成果や課題を踏まえた効果検証等)	地域共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが世代を超えてつながり、いきがいのある暮らしをつくる総合的な福祉拠点の創設をめざし、令和5年度以降、調査研究を行っている。 福祉活動の拠点となっている総合福祉センターは、開設から45年が経過し、施設の老朽化が進むとともに、多様化する福祉課題に対応するためには、活動場所が不足してきている状況にあり、同じ時期に建設された福祉作業所と福祉文化体育館とともに再整備することとした。 「いのちと生活を守る包括的な支援拠点」として、あらゆる世代の相談支援の機能を集約するとともに、「人生100年時代のいきがい創出拠点」として、市民活動・ボランティア活動やいきがい創生、多世代交流の活動を支援する総合的な拠点の整備に向けて、令和6年度に基本構想を策定、令和7年度は基本計画を策定するとともに、PFI等導入可能性調査を行い、事業手法をDBO方式とすることに決定した。		
今後の方向性 (課題解決の方策等)	施策の取組方針	◎	◎重点・強化 ○維持 △縮小
	市全体の公共施設の配置状況や都市計画との整合性などを踏まえ、市民活動支援センターの機能を統合し、総合福祉センター、福祉作業所及び福祉文化体育館を再整備することとし、「いのちと生活を守る包括的な支援拠点」、「人生100年時代のいきがい創出拠点」として、地域共生社会実現に向けた基幹的施設として整備していく。 また、整備費用や将来にわたる維持管理費用の縮減や、より良い市民サービスの提供に向け、民間ノウハウの発揮余地の大きいDBO方式を採用することとしたため、基本構想で示した事業が実現できるよう、好事例の収集や事業者との対話等を通じて、公募に向けた要求水準書を作成していく。		

関連する附属機関の意見等

--

第六次総合計画 事業点検シート

事業区分	継続	年度	令和8年度			整理番号	2-4-4-1
事業名	総合的な福祉拠点の創設					最終更新日	令和8年5月13日
実施根拠	—					担当課	福祉政策課
関連計画	地域共生プラン2025 第9次高齢者総合福祉計画 ほか			関連する 附属機関	春日井市福祉施策等推進協議会		
総合計画 施策体系	政策分野等	2 健康・福祉				基本計画 重点方針	—
	施策等	4 地域での支え合いの推進					
	基本的な 方向性等	4 福祉サービス充実のため、総合的な拠点施設の整備に向けた研究を行います。					
目的・ 事業概要	(目的) 地域共生社会の実現に向けて、地域や様々な関係機関との連携や協働を深め、日々の暮らしを包括的に支援する体制の構築に取り組むとともに、市民一人ひとりが世代を超えてつながり、いきがいのある暮らしをつくる総合的な福祉拠点を整備する。 (事業概要) 人生100年社会を迎える中で、あらゆる世代や分野の人々が出会い、つながり、学び合い、誰もがいつまでも健康で、いきいき活躍できる地域共生社会を実現していくことが、将来の福祉施策にとって最も重要である。総合的な福祉拠点については、こうしたビジョンを体現する施設として、全世代対応型の相談施設と多世代交流の機能などをあわせ持ち、将来を見据えた総合的な福祉拠点を整備する。						
	事業期間	令和4年度～					
過去の経緯、 主な実績等	(令和4年度) ・利用状況調査（総合福祉センター、福祉文化体育館、福祉作業所） ・利用者アンケート（総合福祉センター、福祉の里） ・社会福祉協議会職員ヒアリング ・他市施設現地調査（岡崎市、豊田市、安城市） (令和5年度) ・利用状況調査（総合福祉センター、福祉文化体育館、その他市営の体育施設、集会施設ほか） ・利用者への聞き取り調査（総合福祉センター、その他市営の集会施設ほか） ・他市施設現地調査（武蔵野市、立川市、大和市、西脇市、吹田市、松原市ほか） ・候補地検討に向けた調査（費用、交通アクセス、法令への適合ほか） (令和6年度) ・総合的な福祉拠点整備基本構想の策定 ・PPP／PFI手法導入の簡易検討 ・他市施設現地調査（津市） ・登録団体アンケート（総合福祉センター） ・市民アンケート ・社会福祉協議会職員ヒアリング						
事業費	事業費		8年度(予算)	7年度(決算)	6年度(決算)	5年度(決算)	
			52,598千円	16,476千円	10千円	0千円	
	特定財源	国・県支出金	千円	6,770千円	千円	千円	
		その他	千円	千円	千円	千円	
	一般財源		52,598千円	9,706千円	10千円	0千円	

7年度の 主な実施内容 (実績)	(実施内容・事業費等) ・総合的な福祉拠点整備基本計画の策定 ・PFI等導入可能性調査 ・整備・運営に係るサウンディング型市場調査（29 社参加）					
成果指標	指標名		目標値（年度）	6年度	5年度	4年度
これまでの 取組みに よる効果 (進捗状況)	◎	判断理由 及び 具体的な 成果や 課題等	総合的な福祉拠点の整備に向け基本計画を策定するとともに、PFI等導入可能性調査を実施し、事業手法をDBO方式に決定した。			
	◎：期待する又は期待以上の効果があった　○：現状維持　△：期待する効果がなかった　―：評価なし					
今後の 方向性	（課題解決のために必要な方策等） 基本計画に基づき、DBO方式で事業を進めるため、設計・建築から維持管理・運営までを一括発注する事業者を令和8年度から令和9年度にかけて選定する。					
8年度の 主な実施内容	区分	（前年度からの拡充・縮小、変更・改善内容等）				
	継続	・実施方針の策定、公表 ・整備運営事業者等選定委員会の開催				